

第49回定例会

南部町議会会議録
(予算特別委員会)

平成25年3月6日 開会
平成25年3月11日 閉会

南部町議会

第49回南部町議会 予算特別委員会会議録目次

第 1 号 (3月6日)

○出席委員	1
○欠席委員	1
○説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○臨時委員長の紹介	3
○開会及び開議の宣告	3
○委員長の互選	3
○副委員長の互選	5
○散会の宣告	5

第 2 号 (3月7日)

○出席委員	7
○欠席委員	7
○説明のため出席した者の職氏名	7
○職務のため出席した者の職氏名	7
○開議の宣告	9
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○散会の宣告	9 9

第 3 号 (3月11日)

○出席委員	1 0 1
○欠席委員	1 0 1
○説明のため出席した者の職氏名	1 0 1
○職務のため出席した者の職氏名	1 0 1

○開議の宣告	103
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	114
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	122
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	125
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	138
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	149
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	150
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	154
○議案第10号から議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	161
○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	175
○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	177
○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	185
○議案第16号から議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	190
○閉会の宣告	194
○署名	195

南部町議会予算特別委員会会議録（第1号）

平成25年3月6日（水）

出席委員（17名）

1番	山田賢司君	2番	八木田憲司君
3番	中舘文雄君	4番	工藤正孝君
5番	夏堀文孝君	6番	沼畑俊一君
7番	根市勲君	8番	河門前正彦君
9番	川井健雄君	11番	佐々木勝見君
12番	工藤幸子君	13番	馬場又彦君
14番	立花寛子君	15番	川守田稔君
16番	工藤久夫君	17番	坂本正紀君
18番	東寿一君		

欠席委員（1名）

10番 中村善一君

説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	小萩沢孝一君	企画調整課長	坂本與志美君
財政課長	小笠原覚君	税務課長	八木田良吉君
住民生活課長	極檀義昭君	健康福祉課長	高森正義君
農林課長	中村一雄君	農村交流推進課長	西村幸作君
商工観光課長	福田修君	建設課長	工藤満君
会計管理者	谷内恭介君	名川病院事務長	佐藤正彦君
老健なんぶ事務長	麦沢正実君	市場長	工藤敏彦君
教育長	山田義雄君	学務課長	夏堀常美君
社会教育課長	工藤重行君	農業委員会事務局長	北山哲君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 根 市 良 典 主 幹 留 目 日出子
主 査 秋 葉 真 悟

○事務局長（根市良典君） 先ほどの本会議において設置されました予算特別委員会を開会いたします。

◎臨時委員長の紹介

○事務局長（根市良典君） 委員長が互選されるまでの間、委員会条例第10条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長の職務を行うことになっております。出席委員の中で年長委員であります東寿一委員をご紹介申し上げます。東寿一委員は、臨時委員長席へお願いいたします。

（臨時委員長 東寿一君 臨時委員長席に着く）

○臨時委員長（東寿一君） ただ今ご紹介をいただきました東寿一でございます。本日招集されました予算特別委員会の開会に当たり、委員会条例第10条第2項の規定により、私が臨時委員長の職務を行うことになりました。もとより、委員長が互選されるまでの限られた時間ではありますが、委員各位のご協力によりまして、無事任務を果たしてまいりたいと存じます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

◎開会及び開議の宣告

○臨時委員長（東寿一君） ただ今の出席委員数は17人でございます。定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

（午後3時12分）

◎委員長の互選

○臨時委員長（東寿一君） これより委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法は指名推薦にいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長(東寿一君) ご異議なしと認めます。

よって、互選方法は指名推薦により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は年長委員である私が指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長(東寿一君) ご異議なしと認めます。

よって、年長委員である私が指名することに決定をいたしました。

指名をいたします。予算特別委員会委員長に川井健雄君を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、指名いたしました川井健雄君を予算特別委員会委員長に選任することにございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長(東寿一君) ご異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会委員長に川井健雄君が選任されました。

ただ今、予算特別委員会委員長に選任されました川井健雄君が本委員会に出席されておりますので、本席から当選の告知をいたします。

以上をもちまして、私の職務は終わりました。委員長と交代をいたします。ご協力まことにありがとうございました。川井健雄君は委員長席にお願いします。

(川井健雄君 委員長席に着く)

○委員長(川井健雄君) ただ今、予算特別委員会委員長に選任されました川井健雄でございます。何分にもふなれなもので、皆様方にご迷惑をおかけすることが多々あると存じますが、皆様のご指導、ご協力を仰ぎましてこの重責を全うしたいと思ひます。どうか皆様、何とぞよろしくお願ひいたします。

◎副委員長の互選

○委員長（川井健雄君） これより副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法は指名推薦にいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） ご異議なしと認めます。

よって、互選方法は指名推薦により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は小職委員長が指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） ご異議なしと認めます。

よって、小職が指名することに決定いたしました。

指名いたします。予算特別委員会副委員長に馬場又彦君を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、指名いたしました馬場又彦君を予算特別委員会副委員長に選任することにございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） ご異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会副委員長に馬場又彦君が選任されました。

ただ今、予算特別委員会副委員長に選任されました馬場又彦君が本委員会に出席されておりますので、本席から当選の告知をいたします。

◎散会の宣告

○委員長（川井健雄君） お諮りいたします。

本日はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(川井健雄君) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決しました。

なお、本委員会は3月7日午前10時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後3時19分)

南部町議会予算特別委員会会議録（第2号）

平成25年3月7日（木）

出席委員（18名）

1番	山田賢司君	2番	八木田憲司君
3番	中舘文雄君	4番	工藤正孝君
5番	夏堀文孝君	6番	沼畑俊一君
7番	根市勲君	8番	河門前正彦君
9番	川井健雄君	10番	中村善一君
11番	佐々木勝見君	12番	工藤幸子君
13番	馬場又彦君	14番	立花寛子君
15番	川守田稔君	16番	工藤久夫君
17番	坂本正紀君	18番	東寿一君

欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	小萩沢孝一君	企画調整課長	坂本與志美君
財政課長	小笠原覚君	税務課長	八木田良吉君
住民生活課長	極檀義昭君	健康福祉課長	高森正義君
農林課長	中村一雄君	農村交流推進課長	西村幸作君
商工観光課長	福田修君	建設課長	工藤満君
会計管理者	谷内恭介君	名川病院事務長	佐藤正彦君
老健なんぶ事務長	麦沢正実君	市場長	工藤敏彦君
教育長	山田義雄君	学務課長	夏堀常美君
社会教育課長	工藤重行君	農業委員会事務局長	北川哲君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 根市良典 主 幹 留 目 日出子
主 査 秋葉真悟

◎開議の宣告

○委員長（川井健雄君） ただいまの出席委員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を再開いたします。

（午前10時00分）

○委員長（川井健雄君） 直ちに本日の会議を開きます。

本委員会に付託されました事件は、議案第1号から議案第20号までの平成25年度南部町各会計予算であります。本日は、議案第1号を審査いたします。

議事の進行につきましては、各位のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（川井健雄君） 議案第1号、平成25年度南部町一般会計予算を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） それでは、平成25年度南部町一般会計予算のご説明を申し上げます。

使いますのは予算書と、それから本日配付しております議会説明用の資料の1、それから資料の2、この3つをもって説明をいたします。

初めに、予算書をご準備いただきたいと思います。まず、1ページでございます。

議案第1号平成25年度南部町一般会計予算でございます。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ95億円と定めるものでございます。平成24年度の予算は101億5,000万円でございます。比較6億5,000万円の減、6.4%減となっております。

第2条は地方債の限度額等を定めるもの、第3条につきましては一時借入金の最高額を7億円と定めるものでございます。

第4条は歳出予算の流用でございますが、財務規則により運用するというところでございます。

それでは、主な項目について、歳入歳出の事項別明細書の総括表で説明いたします。10ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございますが、1款町税13億6,217万円の計上でございます。前年度との比較517万1,000円の増となっております。これは固定資産税の増によるものでございます。

2款の地方譲与税から6款の地方消費税交付金まで、ごらんいただいたように、多少増減がございますが、ほぼ前年度並みの計上でございます。

7款の自動車取得税交付金でございますが、3,570万円の計上でございます。これは平成24年度の交付見込額をベースに算定をしております。

それから、8款地方特例交付金でございますが、230万円の計上でございます。比較2,350万円ほど減額となっております。これは提案理由の説明の中にもございましたが、自動車取得税減税による減収の一部を補填する特例交付が廃止されたことによる減額でございます。

続いて、9款地方交付税でございますが、52億9,599万1,000円、比較1億8,224万7,000円の減となっております。前年度3.3%の減でございます。これは国の予算案の確定により減額いたしましたものでございます。

10款から12款まで、これにつきましてもごらんのとおりの計上でございます。ほぼ前年度並みとなっております。

13款国庫支出金でございますが、5億6,776万円、比較5,725万5,000円の減額でございます。これは社会資本整備総合交付金事業、きのうも説明いたしましたひろば台団地の建設事業を24年度へ前倒ししたことによる減となっております。

それから、14款県支出金は5億6,195万円の計上でございます。これも比較2,600万円ほどの減となっておりますが、労働費県補助金の減によるものでございます。

15款財産収入でございますが、1,447万2,000円の計上でございます。不動産売払収入の減でございます。

17款繰入金でございますが、5,112万5,000円の計上でございます。前年度と比較いたしまして3,700万円ほど減額となっておりますが、これは公共施設整備基金繰入金の減でございます。

18款繰越金でございますが、1億円、前年度同額の計上でございます。

19款諸収入でございますが、1億5,718万6,000円の計上となっております。比較3,200万円ほど減額となっておりますが、原子燃料サイクル推進特別対策交付金の減によるものでございます。

20款町債でございますが、8億4,280万円の計上でございます。比較3億1,370万円の減額と

なっております。これは臨時財政対策債並びに過疎債の減によるものでございます。

歳入合計95億円、比較6億5,000万円の減、6.4%減ということでございます。

次のページをお願いいたします。歳出に入ります。

1款議会費でございますが、1億1,696万3,000円の計上でございます。主にここは共済組合の負担金の減によるものでございます。

2款総務費でございますが、14億6,071万7,000円の計上でございます。比較では2億6,000万円ほど減となっておりますが、主に基金積立金の減によるものでございます。

3款民生費でございますが、25億3,882万5,000円の計上ございまして、比較1億5,300万円ほどの増額となっております。これは障害者福祉費の増によるものでございます。

4款衛生費でございますが、7億7,050万3,000円の計上ございまして、比較2億5,400万円ほど減となっております。これは前年度当初予算の医療健康センターの建設費がのってございました。これを年度途中で国保会計に組み替えたことによる減でございます。

5款労働費でございますが、1,248万9,000円の計上でございます。比較2,200万円ほどの減。これは緊急雇用創出事業の減によるものでございます。

6款農林水産業費でございますが、7億2,593万円の計上でございます。比較2,400万円ほど減となっております。これは中山間地域総合整備事業費の減額によるものでございます。

7款商工費でございますが、3億172万6,000円、比較2,800万円ほど増額となっております。これは農林漁業体験実習館会計への繰出金の増額によるものでございます。

それから、8款土木費でございますが、4億2,841万6,000円、比較1億2,800万円ほどの減となっております。先ほど説明いたしましたひろば台団地整備を前年度に前倒ししたことによる減でございます。

9款消防費でございますが、4億5,851万6,000円、比較1,600万円ほどの減額でございます。これは前年度ございました非常用の発電機等購入費の減額によるものでございます。

10款教育費8億727万5,000円の計上ございまして、比較5,800万円ほどの減となっております。主に旧剣吉中学校の校舎取り壊し費の減額によるものでございます。

続いて、11款災害復旧費については96万9,000円、同額の計上でございます。

12款公債費でございますが、18億6,212万3,000円、前年比較5,900万円ほどの減でございます。これは地方債の償還終了、それから地方債残高の縮小による償還金の減でございます。

13款予備費につきましては、1,554万8,000円。

歳出合計95億円でございます。

右側の財源内訳のところをごらんいただきますと、まず、国・県支出金の合計額は11億2,971万円、地方債は4億9,400万円、その他財源、使用料とか分担金などでございますが、3億6,593万5,000円、一般財源が合計75億1,035万5,000円、ここには交付税約53億円、それから臨時財政対策債約3億5,000万円、そのほか町税などのトータルでございます。

それでは、歳出について各款ごとに24年度予算との相違点、それから新規事業について説明をいたします。29ページをお願いいたします。

まず、1款1項1目議会費でございます。1億1,696万3,000円の計上でございます。570万円ほど減額になっておりますが、これにつきましては4節の議員共済組合負担金の減、それから9節、前年度ございました研修旅費の減が主なものでございます。

続いて、32ページをお願いいたします。

下のほうでございます。2款総務費1項4目の財政管理費でございます。1,296万4,000円の計上でございます。457万2,000円減額となっております。主に15節ですが、老朽化した公共施設の取り壊し工事費の減によるものでございます。15節の740万円は、旧相内小学校のプールの取り壊し費用を見込んでございます。

続いて、5目の財産管理費でございますが、1億7,823万7,000円の計上でございます。15節でございますが、588万円の施設改修工事費を計上しております。本庁舎ほか各庁舎の和式トイレを一部洋式洗浄トイレに改修する工事費を見込んでございます。その下、18節でございます。業務用備品費3,465万円、これは行政バスの購入費でございます。

続いて、6目企画費には6,317万7,000円の計上でございます。次のページをお願いいたします。

この費目の中に、特に名称は出てきませんが、町長の提案理由の説明の中にも出てきました都市住民2名を地域おこし協力隊として委嘱し、主としてNPO青森なんぶの達者村の活動支援を図るとともに、地域振興活動にも従事してもらうため、地域おこし協力隊事業費約740万円を計上しております。各節に分散して所要額を計上しております。それから、13節でございますが、笑顔あふれる明るいコミュニケーション事業として鍋条例の浸透を図るため、イベント開催費610万5,000円を計上してございます。

それでは、36ページをお願いいたします。

9目自治振興費でございますが、4,950万8,000円の計上でございます。3,600万円ほど増額となっております。次のページになりますが、15節には集会施設工事の請負費3,199万円計上しております。諏訪平町内会館、それから杉沢の研修館、苫米地の旧福地1分団の改修工事を見込んでございます。19節でございますが、集会施設管理者補助金、これは昨日も説明されました。

各地域にある集会施設の上下水道、土地借上料と管理費に補助するものでございます。

続いて、10目地域交通対策費でございますが、8,552万2,000円の計上でございます。13節には多目的バスと里バスの運行业務委託料7,992万2,000円を計上しております。

それから、11目情報化推進費でございますが、3,180万7,000円の計上でございます。

次のページをお願いいたします。18節備品購入費730万円は、職員の古くなったパソコンですとか業務用プリンターの更新費用でございます。

それから、次のページの16目公共施設整備基金費でございますが、8,277万円の計上でございます。前年度、24年度に4億4,000万円ほど計上いたしておりましたが、今年度は医療健康センター経費がかさんでおりまして、ここの積み立てが大きく減額となっております。3億6,000万円ほど減額となります。

続いて、17目地域振興基金費でございますが、1億7,331万9,000円、ほぼ前年度並みの計上でございまして、財源は合併特例債ということでございます。

続いて、2款2項徴税费1目の税務総務費でございますが、1億8,726万9,000円の計上でございます。1,200万円ほど減額となっておりますが、主に職員人件費の減によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

13節の委託料には、3,939万円を計上しております。これは徴税のシステム改修でありますとか、固定資産税の評価替え業務の委託料でございます。

続いて、43ページをお願いいたします。

2款4項2目の参議院議員総選挙費でございますが、1,987万8,000円。

続いて、3目南部町町長選挙費でございますが、1,520万4,000円。

さらに、次のページ、4目の名川土地改良区総代選挙費462万4,000円、それぞれ投開票関連経費を計上いたしました。

続いて、46ページをお願いいたします。

3款に入ります。3款1項2目の住民生活費でございますが、3億9,002万3,000円の計上でございまして、5,900万円ほど増額となっております。

次のページになりますが、21節貸付金305万円、これは多重債務者生活支援資金貸付預託金でございます。前年度より190万円余り増額となっております。28節の繰出金は国保会計への繰出金2億9,394万9,000円の計上でございまして、ここは4,700万円ほど増額となっております。先ほど説明いたしました医療健康センターに係る経費でございます。

続いて、3目老人福祉総務費ですが、3億631万8,000円の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

19節でございますが、後期高齢者医療療養給付費には2億2,463万1,000円、その下、後期高齢者医療共通経費823万5,000円の計上でございます。

それから、28節には後期高齢者医療特別会計への繰出金7,344万5,000円の計上でございます。

続いて、4目老人福祉費ですが、3億9,618万8,000円の計上でございます。1,100万円ほど増額となっております。

次のページ、28節でございますが、介護保険特別会計への繰出金3億4,864万5,000円の計上でございます。ここも1,900万円ほど増額となっております。主に介護給付費の増によるものでございます。

続いて、5目老人福祉施設費ですが、7,641万3,000円の計上でございます。

28節には介護老人保健施設特別会計への繰出金6,594万8,000円、計上いたしました。主に業務用の特殊浴槽の備品購入費の増によるものでございます。

続いて、6目障害者福祉費でございますが4億7,514万7,000円の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

20節扶助費でございますが、重度心身障害者医療費、それから障害児給付費、介護給付・訓練等給付費含めましてトータルで4億6,796万7,000円の計上でございます。ここが5,900万円ほど増額となっております。

次のページ、3款2項児童福祉費1目児童福祉総務費でございますが、3億3,856万7,000円の計上でございます。15節には、現在使われていない4つの児童館の施設解体工事1,797万6,000円を計上いたしました。

続いて、20節扶助費には3億1,603万6,000円の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

一番上、説明の欄でございます。町単独の小・中学生等医療給付費には2,052万円を計上いたしました。それから、その下、子ども手当にかわる児童手当でございますが、2億6,856万円の計上でございます。前年度に比較して1,500万円ほど減額となっております。

続いて、2目の保育所費でございますが、3億2,579万9,000円の計上でございます。7節でございますが、臨時職員賃金8,322万2,000円、ここが1,000万円ほどふえてございます。

55ページをお願いいたします。

4目の学童保育費でございますが、2,702万1,000円でございます。7節の賃金のところでございますが、学童保育の1時間の延長経費をここで見込んでございます。

続いて4款、一番下ですね、4款衛生費1項1目保健衛生総務費でございますが、8,282万4,000円の計上でございます。比較2億5,000万円ほどの減、先ほど説明いたしました健康センター建設費を国保会計に組み替えたことによる減でございます。

続いて、57ページをお願いいたします。

3目の予防費には4,317万3,000円を計上いたしました。比較400万円ほどの減となっておりますが、主に、13節各種予防接種委託料の減額でございます。

続いて、次のページをお願いいたします。

下段になります。6目病院費でございますが、1億7,460万4,000円の計上でございます、比較6,077万8,000円の増でございます。これは19節医療センター建設に伴う増額でございます。名川病院の負担金でございます。

続いて、7目の環境衛生費ですが、1,967万円の計上でございます、3,000万ほど減額となっております。これは環境衛生課を廃止したことによります人件費の減額が主なものでございます。

続いて、61ページをお願いいたします。

4款2項清掃費の3目の塵芥処理事務組合費でございますが、1億7,500万1,000円の計上でございます、2,400万円ほど減額となっております。19節でございますが、塵芥処理運営負担金、それからその下、塵芥処理建設負担金、これどちらもともに事業に国庫補助金を充当したことによる減額となっております。

さらに、5款労働費1項1目労働諸費でございますが、1,248万9,000円の計上でございます。比較2,200万円ほど減となっておりますが、緊急雇用創出事業の減によるものでございます。

続いて、63ページをお願いいたします。

6款に入ります。農林水産業費1項3目農業振興費でございますが、5,838万7,000円の計上でございます。1,300万円ほど増額となっております。

次のページをお願いいたします。

19節でございますが、説明の欄の下から2行目、中山間地域直接支払交付金、これについては2,302万7,000円、これは前年度並みです。さらに、そこから4行上がります青年就農給付金事業1,725万円の計上でございます。これはご承知のとおり、国100%負担というものでございます。そこからまた2つ上がりまして、新規就農者支援事業には348万円、町単独の補助金でございます。合計で19節では5,630万7,000円の計上でございます。

続いて、4目稲作振興費でございますが、689万7,000円計上いたしました。19節の一番下のところです。米所得補償支援事業につきましては393万1,000円の計上でございます。これも町単独

で国の制度とは別に所得補償、加入申請者に対し10アール当たり2,000円を助成するものでございます。

続いて、5目果樹振興費でございますが、1,304万5,000円の計上でございます。3,000万円ほど減額となっております。19節では前年度ございましたモモ、ゼネラルレクラークの選果機の導入事業がございましたが、この終了による減でございます。

説明の欄の下から2行目、共同防除組織強化支援事業600万円、これは新規の事業でございます。共同防除組合のスピードスプレーヤーの購入に対し1台200万円を上限に補助するものでございます。

続いて、6目畑作振興費でございますが、900万4,000円の計上でございます。19節でございますが、一番下のところ、野菜産地生産販売力強化事業には878万8,000円計上いたしました。これは野菜、花のパイプハウス等施設や機械の導入を支援するものでございます。

67ページをお願いいたします。

9目の達者村モデル事業費でございますが、600万2,000円計上いたしました。比較では130万円ほど減額となっておりますが、主に前年度ございました臨時職員賃金の減によるものでございます。

13節には、ごらんとおり事業名が記入されておりますが、引き続きNPO法人と連携して事業を進めていくこととしております。

続いて、10目の農業施設費でございますが、1,025万1,000円の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

15節372万7,000円の計上は、産地直売施設の改修工事費でございます。チェリーセンターですとかふるさと物産館などの改修工事を行うものでございます。

続いて、11目農村整備費でございますが、1億9,082万2,000円、比較500万円ほどの減となっております。

次のページになりますが、17節用地買収費には1,220万円、22節立木等補償費には7,025万9,000円の計上でございます。これは県からの委託を受けまして、中山間地域総合整備事業並びに一般農道整備事業に係る用地買収補償を行うものでございます。

19節でございますが、中ほど、青森県営経営体育成基盤整備事業には5,000万円の計上でございます。地引地区圃場整備に係る県営事業の負担金でございます。そこから2つ下がっていただきます青森県営中山間地域総合整備事業、これも県事業の負担金でございますが、3,750万円の計上でございます。

続いて、12目農業集落排水事業費でございますが、2億4,137万4,000円の計上でございます。これは農集排会計への繰出金でございます。800万円ほど増額となっておりますが、排水処理施設の機器修繕ですとか工事費の増額によるものでございます。

14目地籍調査事業費でございますが、2,865万1,000円の計上ございまして、1,000万円ほど減額となっております。

次のページをお願いいたします。

13節でございますが、測量業務委託料2,600万円の計上ございまして、測量面積、それから筆数の減などにより前年度比で1,000万円減額となっております。

続いて、次のページ、7款に入ります。1項1目商工業振興費でございますが、8,227万7,000円の計上でございます。比較1,200万円ほどの減となっております。8節でございますが、誘致企業への操業奨励金を704万円計上いたしてございます。

続いて、73ページをお願いいたします。

3目の観光施設費でございますが、1億6,201万1,000円の計上でございます。3,900万円ほど増額となっておりますが、13節でございますが、指定管理者の委託料7,519万4,000円、これは健康増進公社の指定管理料でございます。前年度比1,200万円余り増額となっておりますが、人件費ですとか燃料費などの管理経費の増によるものでございます。

15節でございますが、施設改修工事費1,797万3,000円の計上は、健康増進センターの改修でありますとか、チェリリン村の構造物の撤去工事費などを計上いたしてございます。

続いて、4目市場費でございますが、3,667万3,000円の計上でございます。これは町営地方卸売市場特別会計への繰出金でございます。繰出額としてはほぼ前年度並みの計上となっております。

75ページをお願いいたします。8款に入ります。

2項1目道路橋梁維持費でございますが、1億2,298万3,000円でございます。比較では2,600万円ほどの増額となっております。15節でございますが、説明の欄、道路維持工事には6,150万円を計上いたしました。町道の整備・維持に係る費用、平成24年度と比較すれば2,700万円ほど増額してございます。

次のページをお願いいたします。

2目の道路橋梁新設改良費でございますが、1億5,038万3,000円の計上ございまして2,600万円ほど減額となっております。15節には道路新設改良工事費2,400万円、これは過疎事業でございます。次にその下、舗装改修工事費8,800万円、これは交付金事業でございます。今のところ、

町道4路線の改良舗装を進める予定でございます。

続いて、次のページ、8款4項1目下水道整備費でございますが、5,854万円の計上でございまして420万円ほど増額となっております。公共下水道事業特別会計への繰出金でございますが、起債の元金償還金の増に対応するものでございます。

続いて、8款5項1目住宅管理費でございますが、1,616万7,000円の計上でございます。19節には住宅新築支援事業補助金200万円、それから住宅リフォーム促進事業補助金800万円、合わせて1,000万円の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

2目の住宅建設費でございますが、650万円の計上でございまして、前年度比較1億3,550万円の減となっております。先ほども申しあげました町営住宅ひろば台団地の整備事業を平成24年度へ前倒ししたことによる減額でございます。

続いて、次のページ、9款消防費に入ります。1項1目常備消防費でございます。3億2,109万円の計上でございまして、1,000万円ほど増額となっております。八戸地域広域市町村圏事務組合の負担金でございますが、職員の人件費、消防本部建設に伴う元利償還金の増によるものでございます。

2目の非常備消防費でございますが、1億2,305万4,000円の計上となっております。15節には消防団拠点施設改修工事、それから消防施設解体工事、二又の消防屯所です。それから、防火水槽設置工事合わせて1,236万1,000円を計上いたしました。

18節の備品購入費でございますが、4,581万8,000円の計上でございますが、これは消防用のホース、それから名川の2分団の消防ポンプ自動車の購入費でございます。

次のページをお願いいたします。

3目の防災費でございますが、1,437万2,000円の計上でございまして、比較2,300万円ほどの減となっております。この減の理由ですが、平成24年度にございました非常用発電機等防災備品の購入費の減によるものでございます。

続いて、次のページ、10款に入ります。10款教育費1項2目の事務局費でございます。

1億6,169万6,000円の計上でございます。比較6,700万円ほど減額となっておりますが、先ほども説明いたしました主に15節の旧剣吉中学校の解体工事費の減によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

13節には2,331万8,000円を計上いたしました。2行目、中学生海外研修事業には1,170万円、それから一番下、小中学校など建築物の定期調査業務の委託料には693万円を計上してございま

す。

次のページ、19節でございますが、計1,599万7,000円の計上でございます。説明の欄の下から4行目には特色ある学校経営事業306万3,000円、一番下、大会出場の補助金、これには500万円を計上してございます。

28節は奨学基金への繰出金1,488万8,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

10款2項小学校費1目の学校管理費でございますが、1億399万2,000円の計上でございます。1,600万円ほど増額になっているのは、主に15節校舎など改修費の増によるものでございます。

続いて、次のページの一番下になりますが、10款3項中学校費1目学校管理費でございますが、7,156万4,000円の計上となっております。

次のページをお願いいたします。

18節には1,775万1,000円を計上しております。主に、名川中学校のコンピューターの機器の更新費用でございます。

続いて、次のページ、10款4項幼稚園費1目幼稚園管理費でございますが、3,350万9,000円の計上でございます。比較1,200万円ほど減額となっておりますが、主に職員人件費の減によるものでございます。

89ページをお願いいたします。

10款5項社会教育費1目の社会教育総務費でございますが、7,066万7,000円を計上いたしました。ここでございますが、事業名は特に出ません。今年度、町単独の新規事業として学びたい高齢者を募集し、小学校方式で授業や修学旅行あるいは遠足、ボランティア活動などを行い、高齢者の生きがいを創出するための経費65万円を各節に分散して計上いたしてございます。

次のページをお願いいたします。

2目の公民館費でございますが、4,529万7,000円の計上でございます。比較1,200万円ほど増額となっております。15節でございますが、剣吉公民館の屋根防水工事費など1,857万4,000円の計上でございます。

次のページ、4目文化財保護費ですが、3,302万6,000円の計上でございます。比較1,600万円ほどふえてございます。

次のページをお願いいたします。

史跡聖寿寺館跡公有化事業に係る17節の用地購入費、それから22節の立木等補償費、この増額が主なものでございます。

続いて、94ページをお願いいたします。

10款6項2目の保健体育施設費でございますが、5,813万8,000円の計上でございます。比較3,600万円ほど減額となっておりますが、これは前年度にございました町民体育館の床改修費が多額であったため、比較すると減額となるというものでございます。

次のページ、15節でございますが、1,370万円の計上は、町民体育館の屋根の塗装工事費、それから福地運動公園の改修工事費などを計上いたしてございます。

続いて、その下、10款7項1目給食センター管理費でございますが、1億699万1,000円の計上でございます。これは学校給食センター特別会計の繰出金でございます。額としてはほぼ前年度並みということになってございます。

次のページをお願いいたします。

下のほうになります。12款1項1目公債費の元金でございます。16億5,109万3,000円の計上でございます。比較3,500万円ほど減額。

続いて、2目利子には2億1,103万円の計上、比較2,300万円ほどの減額となっております。元金につきましては、一部地方債の償還が終了したことによります。利子につきましては、地方債残高の減少に伴うものでございます。

続いて、地方債の状況についてご説明をいたします。107ページをお願いいたします。

地方債の最近の状況を記した表でございます。まず、上の区分のところ、前々年度末現在高、これは23年度末でございます。その次、前年度末現在高、ここが24年度末でございます。それで、その次、当該年度中起債見込額、これが25年度中の起債の見込額、その隣が25年度中の元金の償還見込額、一番右側が25年度末の見込額になります。

続いて、合計の欄をごらんいただきたいと思います。23年度末158億6,147万1,000円ございました。24年度末になりますとさらに減りまして、150億8,745万円となります。今年度中の起債の見込額が8億4,280万円。返す額が16億5,109万3,000円です。25年度末は残高がさらに縮小し、142億7,915万7,000円となるものでございまして、元金ベースのプライマリーバランスでは黒字だということになってございます。

それでは、続いて、歳入のご説明をいたします。

14ページをお願いいたします。まず、1款町税1項1目個人でございます。4億7,983万8,000円、2目の法人3,910万6,000円、合計5億1,894万4,000円の計上でございます。比較322万2,000円の減額となっておりますが、これは主に農業所得の減によるものでございます。

次に、1款2項1目固定資産税でございますが、6億8,853万6,000円の計上でございます。比

較800万円ほど増額になってございますが、新增築家屋の増によりまして固定資産税が伸びているものでございます。

次のページにいきます。1款4項1目市町村たばこ税でございますが、1億230万5,000円の計上でございます。まず、販売本数の減を若干見込んだものでございます。

次に、2款地方譲与税から6款の地方消費税交付金までは若干、増減はございますが、ほぼ前年度並みの計上となっております。

次のページをお願いいたします。7款1項1目自動車取得税交付金でございますが、3,570万円の計上でございます。1,300万円ほど増額となっておりますが、平成24年度の自動車取得税の交付見込みをベースに算定したものでございまして、若干、増加傾向にあります。

続いて、8款1項1目地方特例交付金でございますが、230万円の計上でございます。先ほど説明いたしました大きく減額となっておりますが、自動車取得税減税による減収の一部を補填する特例交付の廃止によるものでございます。

続いて、9款1項1目地方交付税でございますが、52億9,599万1,000円の計上でございます。比較1億8,224万7,000円の減額、3.3%の減でございます。普通地方交付税には48億8,099万1,000円、特別交付税は4億1,500万円の計上でございます。普通交付税につきましては、先ほども説明いたしました国の予算確定により少なく見積もっております。地方財政計画では国全体で3,900億円ほど減額となっているものでございます。なお、特別交付税の4億1,500万円は前年度同額でございます。

続いて、20ページをお願いいたします。13款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金でございですが、4億1,890万5,000円の計上でございます。4節の児童手当負担金の減がここは主なものでございます。前年度比較で270万円ほど減額となっております。

次のページでございですが、13款2項国庫補助金3目の土木費国庫補助金でございですが、9,760万円の計上でございます。6,340万円ほど減額となっておりますが、何回も申し上げておりますが、ひろば台団地整備事業に関連するものでございます。

それから、4目教育費国庫補助金でございですが、2,321万5,000円の計上でございます。4節社会教育費補助金の下のところ、史跡聖寿寺館跡土地買い上げ事業補助金は前年度比較1,300万円近く増額となっております1,768万円を計上いたしました。

一番下、14款県支出金でございですが、1項1目民生費県負担金では3億137万1,000円を計上いたしました。比較1,700万円ほど増額となっているのは、1節社会福祉費負担金の説明の欄の一番下でございします。障害児施設措置費給付費等負担金1,414万5,000円、この増が主なもので

ございます。

続いて、23ページをお願いいたします。

14款2項3目衛生費県補助金でございますが、248万5,000円の計上でございます。790万円ほど減額となっておりますが、まず、1節の保健衛生費補助金でございますが、子宮頸がんなど接種事業特例交付金が普通交付税など別な財源に振り替えることになったため、ここでは800万円ほど減額となっております。

続いて、4目の農林水産業費県補助金でございますが、5,235万5,000円の計上となっております。1,900万円ほど減額になっておりますが、1節農業費補助金でございますが、下から3行目、青年就農給付金事業補助金には1,725万円の計上でございます。ここで1,900万円ほど減額となっているのは、平成24年度にございました強い農業づくり事業の補助金、これがなくなったことによるものでございます。

続いて、5目労働費県補助金でございますが、1,248万9,000円の計上、2,300万円ほどの減。これは説明の欄にもございますが、緊急雇用創出事業補助金の減によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

14款3項県委託金、総務費県委託金でございますが、4,606万8,000円の計上でございます。2,000万円ほど増額となっております。5節でございますが、参議院議員選挙費委託金には1,987万7,000円を計上いたしました。3目の農林水産業費県委託金でございますが、8,545万9,000円計上いたしました。説明の欄にあります、中山間地域総合整備事業委託金、これは7,105万9,000円を計上いたしました、減となっているのは用地費補償費の減によるものでございます。

次のページ、15款財産収入2項1目不動産売却収入でございますが、257万9,000円の計上でございます。普通財産、不動産の売り払い収入の減によるものでございます。

続いて、17款繰入金2項5目の公共施設整備基金繰入金でございますが、3,822万円の計上でございます。3,500万円ほど減額となっておりますが、老朽化した公共施設の取り壊し費用の減に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

18節1項1目繰越金は1億円、前年度同額でございます。

次のページ、19款諸収入5項3目の雑入でございますが、1億593万6,000円計上いたしてございます。比較で2,900万円ほど減となっているのは、原子燃料サイクル推進特別対策事業交付金の減が主なものでございます。

それから、20款町債につきましては、第2表地方債で説明をいたします。9ページにお戻りを

いただきたいと思ひます。

第2表地方債でござひますが、地方債、起債の目的ですとか限度額を定めるものでござひます。

まず、臨時財政対策債でござひますが、3億4,880万円の計上でござひます。前年度比較で1億2,240万円ほど減額となつてござひますが、算定方式が変更されたことにより、減額を見込んでござひます。

次に、合併振興基金事業債でござひますが、1億6,430万円。これは借り入れをしまして、地域振興基金へ積み立てるものでござひます。

それから、地区集会施設整備事業でござひますが、1,670万円。先ほども説明いたしました諏訪平の集会施設など集会施設整備事業に充てるものでござひます。

続いて、過疎地域自立促進特別事業債1億1,580万円でござひますが、これは老朽化した公共施設の除却、取り壊しですとか、福地地区の地籍の再調査等に充当するものでござひます。

続いて、県営の中山間地域総合整備事業には3,750万円を計上いたしてござひます。

それから、圃場整備事業に5,000万円、これは地引地区の圃場整備に充当するものでござひます。

続いて、町道整備事業では6,970万円の計上でござひますが、町道4路線、それから橋梁の補修等に充当するものでござひます。

続いて、消防防災施設整備事業には4,000万円を計上いたしました。名川2分団の消防自動車の購入に充当するものでござひます。

合計額8億4,280万円となつてござひます。平成24年度に比較して3億1,370万円ほど減額となっておりますが、ここも、額的には減つたように思ひますけれども、前年には医療健康センター分の地方債の計上がござひましたので、その分が国保会計に移されたものですから、見かけでは大きく減つているというものでござひます。

予算書の説明は以上で終了いたします。

続いて、附属資料の説明を申し上げたいと思ひます。まず、議会説明資料の1というのをごらんいただきたいと思ひます。平成25年度一般会計当初予算資料、まず歳入でござひます。この表は、歳入の予算計上額を多い順に上から順番に並べたものでござひます。9款地方交付税は52億9,500万円余り、全体に占める構成比は55.8%でござひます。1款町税は13億6,200万余り、14.3%、町債は8億4,280万円、8.9%、上位3位は変わつてござひません。

下のところをごらんいただきたいんですが、自主財源と依存財源に区別して計上いたしております。自主財源はもとより自前で調達できる財源、これが18億9,451万2,000円、全体の構成比19.9%

でございます。依存財源ですが、これは地方交付税ほか国あるいは県あるいは借り入れる町債などでございます。76億548万8,000円。構成比は80.1%となっております。左のほうに黒い星印のついているのが自主財源でございます。

次のページをお願いいたします。

2ページは、これは歳出の目的別の内訳、これも多い順に上から並びかえたものでございます。3款民生費25億3,000万円余り、全体の構成比26.7%、続いて公債費18億6,000万円余り、19.6%、総務費については14億6,000万円余り、15.4%となっております。これも順位は変わりません。

次のページをお願いいたします。

3ページでございますが、これは歳出を性質別に仕分けしたものでございます。まず、義務的経費、義務的経費といいますのは、支出が義務づけられ、任意に削減できない性格の経費というふうにご理解をいただきたいと思えます。小計ですが43億7,900万円余り、全体の構成比46.1%を占めております。続いて下のほう、投資的経費ですが、これはまず、上の普通建設事業、これは各種工事費ですとか設計委託料などの合計額でございます。小計のところ、額は7億9,666万円。全体の構成比8.4%となっております。

続いて、4ページをお願いいたします。

4ページは平成25年度各会計当初予算の会計別の一覧表でございます。全部で20会計ございます。一番上が一般会計95億円となっております。その下、順に各特別会計の当初予算額が記載されておまして、合計額が207億5,447万8,000円でございます。対前年度増減額のところでございますが、全体で1億6,411万5,000円の増、0.8%の増というふうになってございます。

次のページをお願いいたします。5ページでございます。

これは歳出を節別に集計したものでございます。1節の報酬から29節予備費まで、それぞれ節ごとに集計したものでございまして、説明は省略いたします。

6ページをお願いいたします。

6ページは、前年度と比較して節別の増減額が出てきます。ふえるところ、減るところが出てくるわけですが、比較のところは増減額でございます。前年度の比較の増減額、続いて増減率。ふえたところは、なぜふえたか、減ったところはなぜ減ったのか。主な要因を箇条書きで記しております。これも説明は省略いたします。

7ページになります。

これは歳入歳出の金額の構成比を円グラフにまとめたものでございます。説明は省略いたします。後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

最後に、財政健全化計画等執行状況報告書についてお配りした資料に、この公文書形式の資料になります。ご説明を申し上げたいと思います。

まず、この財政健全化計画と申しますのは、町が地方債として借り入れておりました旧大蔵省の資金運用部資金ほか公的資金残高、いわゆる地方債の残高でございます。のうち、年利5%以上の高い利率の残高について、補償金免除による繰り上げ償還を行い、実質公債費比率の抑制と地方債残高の圧縮に努めるというものでございます。これは平成19年度に策定をいたしまして、総務大臣、財務大臣からご承認をいただいたものでございます。この計画によりまして、平成19年度から21年度までの3年間で総額1億5,543万円を繰り上げ償還しております。よって、3,300万円ほどの利子負担が軽減されたところでございます。

普通会計につきましては、平成23年度が計画の最終年度でございまして、今回お配りした資料は最終報告ということで、平成24年の8月20日付で財務省東北財務局青森財務事務所長あてに提出したものでございます。この執行状況については議会で説明してくださいということで要請がございまして、毎年度、説明もさせていただいているところでございます。

まず、2ページをお願いいたします。

まず、2のところ、判定結果の表でございしますが、表の左側、項目のところに①地方債残高、②実質公債費比率、③職員数、④改善額と記載されております。それぞれの項目について計画最終年度の目標値と実績値、それから乖離値が100万円単位で記載されております。

まず、①の地方債現在高の乖離値だけが唯一▲17億240万円と記入されておまして、目標値を達成できない項目でございます。表の右側の累計をごらんいただきますと、②の実質公債費比率、③の職員数、④の改善額とも目標値を達成してございますので、A判定をいただいております。①の地方債現在高だけがC判定となっております。そのC判定となった要因分析につきましては、次の3ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、上段の(1)推移表でございしますが、計画目標値(A)に対しまして実績値(B)がどのようにになっているかを示したものでございます。乖離値(C)の欄は、計画どおり達成できたのかどうかをあらわしております。計画最終年度の平成23年度では乖離値がマイナス17億240万円と目標値を達成できませんでした。これを分析して財務事務所に報告してございます。

下段の要因分析の表をごらんいただきたいと思っております。こちらについては、昨年度の予算特別委員会でもご説明を申し上げました。これは財務省からもやむを得ない事由であるというふうにご理解をいただいているものでございます。

上から順に、臨時財政対策債の増、それから誘致企業支援策であるふるさと融資に係る起債の

借り入れ、それから合併特例事業として実施した平成22、23年度の防災行政用無線更新事業に係る借り入れ、さらに、平成22年度の過疎法の延長に伴い拡充された過疎地域自立促進特別事業、いわゆるソフト事業分に係る起債の借り入れがございまして、計画目標値を達成できない要因でございまして。

続いて、4ページをお願いいたします。非常に細かい字で恐縮でございますが、ここには実績値が計画目標値に届かない理由でありますとか、やむを得ない事情について説明した文章でございます。昨年度と同じ内容でございますので、説明は省略いたします。

続いて、5ページでございますが、これは実質公債費比率の動きについて記入した表でございます。6ページが職員数、7ページにつきましては改善額ということで、先ほど申し上げましたとおり、この5ページから7ページについては、いずれも計画目標値を達成し、A判定をいただいておりますので、詳細の説明は省略させていただきます。

最後に、総括的な事項でございます。冒頭にも触れましたとおり、普通会計に係る財政健全化計画の執行状況の報告は、今回をもって終了となります。本町の財政運営のさらなる健全化を図るためにも、地方債現在高の縮減に向けた取り組みを継続していく必要がございます。今後も、整備コストや維持管理コスト削減のためさらなる見直しを行い、事業費を圧縮することにより地方債発行額の抑制を図りつつ、元利償還金について交付税算入のない、いわゆる有利ではない地方債については代替りの財源の確保を図り、状況によっては借り入れをしないということで地方債残高の縮減を図ることとさせていただきますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、平成25年度一般会計予算書並びに添付した各資料の説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（川井健雄君） 一般会計予算の説明が終わりました。

ここで11時20分まで休憩いたします。

（午前11時11分）

○委員長（川井健雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時22分）

○委員長（川井健雄君） これより質疑に入りますが、歳入は一括で質疑を受けます。歳出は1

款から13款まで各款ごとに順次質疑を受けます。なお、質疑をされる方は、挙手と同時に議席番号を告げ、委員長の許可を得てから行ってください。また、質疑事項につきましては、予算書のページを述べてから関係項目の質疑を行うようお願いいたします。あわせて、質疑及び答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

それでは、最初に予算書の14ページから28ページまでの一般会計予算の歳入について質疑を許します。14番立花寛子君。

○14番（立花寛子君） まず、大変詳しい説明をありがとうございます。お疲れさまでございました。

質問の1点目ですけれども、17ページ、9款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税1節地方交付税であります。1億8,224万7,000円の減になっておりますが、主な原因は何でしょうか。

その中には、公務員の給料引き下げ分の減も含まれていると思いますが、具体的に数字を上げてご説明願います。あと1点ありますので、この答弁を聞いてから質問させていただきます。

※工藤幸子君 着席

○委員長（川井健雄君） 財政課長。

○財政課長（小笠原 覚君） 最近、報道されておりますとおり、地方公務員の給料を減額してほしいというふうな要請があるということでございますが、地方財政計画上、総務大臣と財務大臣の合意がなされた平成25年度の都道府県分と市町村分の地方交付税の総額が17兆6,000億円でございます。これが前の年度と比べまして3,900億円の減額となっております。その3,900億円の減の中に公務員の給与費の減額分が入っているというふうなことでございまして、パーセンテージですと2.26%、平成24年度に比べて交付税の総額が減額されております。平成24年度の交付税の交付額は最終的に52億9,200万円余りでございました。これが24年度の確定額でございます。それに2.26%の減を掛け算いたしまして、さらにそこから各1年間の補正の財源として3億円ほど留保しておきます。留保した額を予算化する、その結果として1億8,224万7,000円が減額となっていると。はっきりわかりやすく申しますと、国の地方交付税の総額が減ったので、それに見合う分を減らしたと、こういうことでございます。

○委員長（川井健雄君） 14番立花寛子君。

○14番（立花寛子君） この地方交付税の引き下げは、こういう形では初めてなのでしょうか。私も余り、地方交付税は各自治体の長などは総額でも増額してもらうように運動してきたはずですが、大変厳しい措置ではないのでしょうか。どのように考えておられるのでしょうか。今は公務員の給料の減の説明でしたが、そのほか、特に地方交付税が大きく減らされてきているという理由はないのでしょうか。

○委員長（川井健雄君） 財政課長。

○財政課長（小笠原 覚君） 地方交付税はご承知のとおり、平成16年度のあたりから大きく削減をされております。いわゆる地財ショックというものでございます。平成16、17、18、平成19年度のあたりは、南部町のこの交付税総額の交付の動きを見ますと、平成19年度あたりが底であった、一番低かったように思います。その後、地方6団体、町長も言っていましたけれども、全国町村会を初め地方6団体が頑張っって国に対して要望して、これまでも復活をさせてきたというふうなことでございます。地方交付税もそうですし、地方交付税でどうしても税収が少なければ交付税もふえません。どうしてもふえてこない部分につきましては、臨時財政対策債で、いわゆる地方財政法上の特例措置として臨時財政対策債の発行を認めて、後年度、その臨時財政対策債についての元利償還金の100%は後ほど、後で交付税でまた面倒を見ましよう、というふうなシステムで、現在はほぼ削減前の状態に復元したような状態になっております。

○委員長（川井健雄君） 14番立花寛子君。

○14番（立花寛子君） そこで、答弁にありました臨時財政対策債3億4,880万円なんですが、先ほどの説明では算定方式の変更でという説明がありましたが、総体的に減額になっているのではありませんか。この臨時財政対策債も年々減らされていくのかどうか、動向はいかがでしょうか。

○委員長（川井健雄君） 財政課長。

○財政課長（小笠原 覚君） 予算を組む段階で、時期で言いますと昨年の大体12月ごろの情報を私どもはもとにして予算編成をいたします。昨年の12月ごろの時期で言いますと、地方財政計画はまだ発表になっておりませんでした。つい二、三日前の新聞に今、ようやく国会に提出されたというふうに聞いてございます。24年の12月ぐらいの時点では実は算定方式が2つございまして、財源不足基礎方式と人口基礎方式、この2つがあって算定されてきたものが一本化されたと、臨時財政対策債は減るといふような情報がございました。あくまでもそのときの情報をもとにして私どもは予算を見込んだものでございます。その結果が減額となったと、こういうことでございます。

○委員長（川井健雄君） 14番立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 臨時財政対策債の質問はこれでよろしいんですが、先ほどの給与引き下げの分で、具体的には、この予算書にも組み込まれているように聞いたのですが、数字を挙げて、どのような影響になっているのかお知らせください。

○委員長（川井健雄君） 財政課長。

○財政課長（小笠原 覚君） 地方交付税の算定はそういうことで減額をしておりますが、給与費のほうの対応は未定でございます。先日、総務課長のほうからも答弁がございました。まだ町としての対応は未定でございます。新聞等で報道されているのを見ますと、ラスパイレス指数は100を切っていればもしかすると削減しなくてもいいのではないかという情報もございます。その辺は確たる情報を見きわめて措置、対応をすることになると思います。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 給与費の改定のこととございますけれども、1月28日に総務大臣のほうからの取り扱いということで総務省、総務部長の会議がございまして、その中では、文書の中に明示はしてございませんけれども、各都道府県からの質問の中で、ラスパイレス指数が100以下の場合はどうなるんだという質問に対して、100以下の場合は今の引き下げは基本的には求めないんだというような答弁を総務省でしてございますので、給与費についてはそうなるのかなと。

当町の場合は100を切っておりますので、給与のほうは該当にならないのではないかとというふうには今は思っておりますが、給料だけではなくて、国は今、手当の分も引き下げでございます。期末、勤勉等々も含まれてございますので、その分に関しましてはラスパイレス指数が関与するのかどうかということが今、非常にまだわかりにくい部分がございます、要はラスパイレス指数が100を切っている、または100を上がっているという部分に関しまして、国は今、7.8%を引き下げているわけですが、じゃあ7.8%一律、各自治体が下げるのかという質問に対しては、7.8%に相当する各自治体ごとのラスパイレス指数に関連した分を引き下げるといようなことが要請されておりますので、非常にちょっとわかりにくいんですけども、当町はとりあえず給料のほうは引き下げは要求されないのではないかと。手当に関して、今後、出てくるかもしれませんので、今の交付税との絡みはまだちょっとはっきりしていないというのが現状でございます。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。3番中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 数点ありますけれども、まず、小さい金額なんですけれども、町税がふえるということは町にとっては活性化に結びつくことですから大変喜ばしいことです。その中で、14ページの固定資産税が、さっきの説明では新築等がふえてきたという説明でありました。ただ、その中で私はちょっと、そのほかに要因があるのかなと思って考えていまして、昨年、全町、全部家屋の調査が終わりましてという報告が担当課のほうからありました。それに付随する増額というのはどれぐらいあったか。当然、そうでなくても、新築がどんどんふえていけばこれはふえていくことですから、その辺をまず1つ。先にそれを聞きます、後でまたします。

○委員長（川井健雄君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） お答え申し上げます。

全棟調査につきましては照合作業を終わってしまっていて、去年、平成24年度から評価調査に入っています。評価調査が26年度に終わりますので、27年度から全棟調査の税を賦課するという形になっています。今、この固定資産税の中で増加している部分というのは、新築家屋の部分と、あと、農工法の3年間免除があります。その部分が3年で経過して免除がなくなる部分でふえている部分、トータルでこの数字888万7,000円でございます。

以上です。

○委員長（川井健雄君） 3番中館文雄君。

○3番（中館文雄君） それでは、まだ実際の調査の結果が出てくるのは27年度以降。ただ、そうすれば、さっき言った減免措置のなくなったためにふえるということですから、逆に町民にとっては負担な部分が出てきている人もあるということですね。自分の減免されなかった分、逆に。それはないですか。

○委員長（川井健雄君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 免除というのは、企業誘致の、工業団地に誘致した部分の免除です。一般の住民対象ではないです。

以上です。

○委員長（川井健雄君） 3番中館文雄君。

○3番（中館文雄君） それから、ちょっと二、三、続けます。

次に、21ページの教育費国庫補助金の中の聖寿寺の買い上げの補助金1,768万円計上されています。これは正式に何平米という数字まではっきりしているものかどうか、ただ金額だけを提示されているのかをまずお聞きします。それは数字でしっかりお答えいただきたいと思います。

それから、23ページの5目の中で緊急雇用創出事業補助金、さっき、そういう制度がなくなったためにここが減額になったという説明でした。ただ、この制度は、この制度がなくなってから相当恩恵を受けている制度でした。臨時職員等を雇いながら、各地区除草ですか、そういうものをしていましたので、これがなくなったためにそれがそっくりそういう事業もやめるということなのか、その辺の説明があればお聞きしたい。それぞれ大分恩恵を受けている地域があったものから、その辺についての質問をします。何かかわる方法で考えておられるのかどうかですね。

それから、もう一つ、次のページ、24ページ、選挙に絡むところで、総務費県委託金の中で今年度の参議院選挙に向ける県のほうからの委託金が1,987万7,000円という数字が出ています。これは県のほうから一方的に提示される数字なのか、それとも、南部町選挙管理委員会がこういう

形でこれだけかかりますという申請によって決まるものなのか、この辺をお聞きします。ということは、後でちょっとその問題で検討したいものですから、これはどういう形でこういう数字が決められてくるものなのかお聞きします。

それから、次のページ、27ページの4目の中で奨学金貸付金収入が昨年度と比べて今年度は400万円ぐらいの減額を見込んでいます。これは実際に利用者がどんどん減っていつているからこういう数字なのか、何か理由があるのかですね。実際に返す金額が。その辺の状況を知りたいと思います。

それから、その下の5項の雑入の中で2,900万円の減額の数字が提示されています。ただ、私、前年度からのをちょっと調べていましたら、ここに原子燃料サイクル、私の勘違いであればあれですけども、特別助成金が雑入の中に計上されていたように思ったんです。それが、今年度は特別会計のほうに何か同じような項目で相当の金額がのせられている。ですから、これがそれに該当するものなのかどうかですね。全然関係ないというものか、組み替えをしたのであればその理由を説明いただきたいと思います。

まず、以上、そこまで担当者の方の説明をお願いします。

○委員長（川井健雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（工藤重行君） まず、21ページの教育費国庫補助金の中の社会教育費補助金、聖寿寺館跡土地買い上げ事業補助金のことについてご説明を申し上げますけれども、これは面積を把握しまして、それに単価がありますので、それを掛けてこういう補助金を予算要求しているという状況なんですけれども。以上でよろしいでしょうか。

○委員長（川井健雄君） 3番中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） そうすれば、具体的にこれだけを買上げるということではなくして、対象面積をこれだけ買いたいという要望を出したという数字ですか。

○委員長（川井健雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（工藤重行君） 前の年に地権者の方と交渉をしまして、その上で進めていると

いうことになります。

○委員長（川井健雄君） 3番中館文雄君。

○3番（中館文雄君） 同じところですけども、そうすれば、まだこれは何%かですよ、全体から見れば。今年度の計画を、ここまで買いたいという計画を提示して、この数字にしたということですね。

○社会教育課長（工藤重行君） 25年度、買う面積につきましては、24年度中に土地の地権者の方と話をしまして、合意を得た上でこういう予算化をしているということでございます。

○委員長（川井健雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） それでは、歳入の5款の労働費県補助金の関係でございますけれども、平成21年度から24年度までは施設の維持管理に係る緊急雇用事業が認められておりましたけれども、それが24年度で終わりと。もう25年度以降は維持管理のための雇用じゃなく、別な新しく事業を進める形の雇用にかわるということで、24年度でとりあえずおしまいになります。あとは、それぞれの施設の管理につきましては、それぞれの担当課のほうで対応していく形になっていると思います。緊急雇用の事業としてはもう24年度で終わりとということになっております。

○委員長（川井健雄君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 参議院議員の選挙についての委託金のご質問でしたけれども、これは県のほうから決められた額でそのまま来るのか、町のほうからある程度積算したもので認められるのかというご質問だと思いますが、基本的に国の選挙費に関しましては、ほとんどが国の経費で、それが県に来て、県からまた調整配分になるという流れでございますけれども、基本的には、総枠は決められているということでは、人口、まず、選挙人の人数等々で、あとは投票所の数とかそういうので決められておりますし、投票所の経費あるいは期日前投票所の経費、開票所の経費、細かく積み立てられておまして、これらを、様式に定められた内容につきまして、当町の場合の積算を上げてやって認められるものでございまして、例えば投票所の経費ですと、

投票所の選挙人の人数、例えば500人未満の投票所が何カ所か、その投票所に関しまして単価が決まっております、例えば、ちょっと今、参議院の資料がないものですから衆議院の資料で申しますと、500人未満の投票所の経費は町村の場合は25万7,944円です。それが何カ所あるかと。例えば、あとは500人以上1,000人未満、1,000人以上から2,000人未満と、そういうふうに段階を追って何カ所かあることによってそれを積み上げた数字。あるいは、投票日の経費に関しましてはほとんどが時間外、職員等の時間外でございますので、それらは今度、認められるというようなことございまして、大体、この経費は南部町の場合は常に1,900万円くらいということで、その範囲内でおさまるような中身というのも1つはございます。

以上でございます。

○委員長（川井健雄君） 3番中館文雄君。

○3番（中館文雄君） 今のことで、そうすれば独自に、例えば南部町はこういう体制でこういう選挙投票から開票までやりますという案というのを、独自の案というのを出しているわけじゃないわけですね。単価は決まっていると、人数を何人使ってどういう体制でやるかというのは、町独自でも考えられるんですか。そこをお聞きします。

○委員長（川井健雄君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 委員おっしゃる独自のやり方というのはどういうイメージなのかということもございしますが、人数の大小は常に認められているわけございまして、例えば衆議院、参議院に関しましては、その開票事務に関しましては事務量が参議院の場合は違いますし、衆議院も違います。その場合、参議院のほうが多くなる場合がございます。そういう場合は認められておりますので、何人だということはございません。

以上でございます。

○委員長（川井健雄君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 奨学金の貸付金の償還に関するご質問でございます。奨学金につきましては、24年度より400万円ちょっと償還が減少するということでございます。その年度ごと

によって貸し付けている人数が違うということからこういうことが発生してまいります、1,900万円ほど予算を見込んでございますが、135名分のものでございまして、新たに償還が始まる人は7人ほどというふうに見込んでございます。このように、年度ごとによって貸し付けてきている人数が違うということで、償還もその年によって若干違ってくると。もう一つが、繰り上げ償還される方もございますので、それによってもまた違ってくるといふような状況でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（川井健雄君） 財政課長。

○財政課長（小笠原 覚君） ただいまご質問もございました雑入の原子燃料サイクル推進特別対策事業交付金、一般会計のほうは2,960万円余り減額となっております。先ほど中舘委員がご発言のとおり、実は農林漁業体験実習館事業会計の雑入のほうにも原子燃料サイクル推進特別助成金2,472万円計上となっております。実は、平成24年度はこれがまとまって一般会計のほうにのっていたと、今回は分かれたので見かけ上は減っていると、こういうご理解でよろしいのかなと思います。

○委員長（川井健雄君） 3番中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 今のご説明、特別意図があつて変えたわけじゃないんですか。何か理由があつて、一般会計に計上するのはだめだと何か指摘があつて特別会計にやったのか、その辺ちよつと聞きたかったんです。

○委員長（川井健雄君） 財政課長。

○財政課長（小笠原 覚君） 特別にこうだという指示はございません。実はチェリウスの施設も老朽化しておりまして、ボイラーの改修が今、必要になってきています。やっぱり一般財源ですとどうしても厳しいものですから、原燃のこの交付金を使って直そうということで、会計別に、ただこちらのほうで分けたということでございます。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○委員長 (川井健雄君) 質疑なしと認めます。

これにて一般会計予算の歳入の質疑を終結いたします。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

(午前11時50分)

○委員長 (川井健雄君) 休憩を解きまして、会議を再開いたします。

(午後1時00分)

○委員長 (川井健雄君) 一般会計予算書の歳出の質疑に入ります。

29、30ページの1款議会費について質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○委員長 (川井健雄君) 質疑なしと認めます。これにて1款議会費の質疑を終結いたします。

次に、30ページから45ページまでの2款総務費について質疑を許します。質疑ございませんか。
3番中舘文雄君。

○3番 (中舘文雄君) 30ページ、総務費の一般管理費ですけれども、一般職給が約2,000万円以上、昨年に比べて多い計上になっています。雑収入のときにも話しましたけれども、選挙に絡むような業務がこの年あるということなのかもしれませんけれども、その辺の、なぜ2,000何百万円、昨年度の当初予算に比べて多くなっているかということ、まず最初に、そこを質問します。

○委員長 (川井健雄君) 総務課長。

○総務課長 (小萩沢孝一君) まず、人件費、トータル、給与も含めてでございますけれども、実は昨年までの給与費の、人件費含めてですね、計上の仕方は、まず、退職者を除いて計上していたというのがございます。平成24年度中に退職する方を既に当初予算でもう削ると。例えば、今、25年度当初予算がこれなわけですけれども、これには現在、25年3月31日で退職する方の給

与も入ってございます。ということで、昨年との比較の仕方がちょっと違うわけでございますので、先ほど財政課長が資料に基づいてご説明した中でも人件費が微妙に上がっているというところがございましたので、それは、昨年までは退職する人はもう引いて給与を上げていたというのがございますが、今回、今年度からは人件費に関しましては退職する方もそのまま上げて、4月1日に新たに採用する方との差が今度、引かれてくると、決算では落ちてくるというような内容でございますので、その辺でご理解賜りたいと思います。

○委員長（川井健雄君） 3番中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） これは、当初説明の中でそういうものを前もって説明してくれればいいんですけども、ただ数字がぼんと出て見逃していると、後で見たときに何千万円ふえたというような感覚を持つんですよ。職員数は減っている、こっちの調書を見れば職員数が減っているのにここの数字だけぼんと2,000万円もふえたとなれば、私どうしてもここに疑問を持っていたんですよ。これは、私が考えるに、ここに含めたのか、その次の選挙その他でも相当数字が、今までと違う数字が載ってきていますけれども、その辺のところだとここを疑問に思っていますね。今、総務課長からやり方を変えた、変えたというんですか、今までと違う計上をしたということであれば、とりあえず去年までと同じ計上にした場合はここの数字は幾らになるんですか。

○委員長（川井健雄君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） そこまでの積算はしてございませんけれども、決算では人数は減ってございますので、退職者が11名の今のところ予定でございますので、それと、今、採用が8名ということでございますので、その人数の4人の差と、あとは、新採用の給与費の低い給与費と退職される方々の高い給与費の部分の差がここに出てくるものというふうに思っております。

○委員長（川井健雄君） 3番中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） それはそれ以上追及しても決算方法が違ったということですから、それは了とします。

それから、次に、36ページの自治振興費の中で、当初、町長の年頭の挨拶その他説明でありま

した。本年度から集会所施設の改修その他に入っていくということで、ことしは説明ですと諏訪平地区の集会所、やっていくということですから、基本的にこの集会所の改築といえますか、これの整備をどういう方向性をもってやっていく方針なのか。具体的の方針があるならば、まずそれをお聞きしたいと思います。

○委員長（川井健雄君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 集会所につきましては、今、行政の地区は66行政区ございます。町内とは微妙に区割りが違う部分もございますが、1行政区1集会所ということで、これまでは例えば名川南部地区に関しましては公設で建てていない、民設で建てていた。今回の諏訪平地区もそうでございますけれども、地区で建ててきたという経緯がございますが、基本的に、諏訪平は1行政区1行政員がおりますので、その部分につきましては町のほうで、公設で建てていくと。今後、1行政区に対しましては1集会所を町等々で整備をしていくという基本姿勢で進みたいというふうに思っております。

○委員長（川井健雄君） 3番中館文雄君。

○3番（中館文雄君） そのときにどういう基準でやるか。それぞれ各地区は恐らく、古いところを持っているところは我がほうが先ね、我がほうが先ねという要望が出てくるだろうと思います。ですから、私が住んでいるところも築30何年でいつどうなるかわからないような集会施設だと私は認識してまして、前々から改築といえますか建てかえを要望してずっと来ている地区ですけれども、そうした場合に、例えば築の古いものから検討していくのか、要望が強いところを検討していくのか、その辺はいろいろあると思いますけれども、基本的に、例えば築の古い順から要望を聞きながらやっていくような整備の仕方をするのか、それとも、声を聞きながらやっていくのか、その辺の基本的な基準だけもう少しはっきりしたものがあればお聞きしたいんですが。

○委員長（川井健雄君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 基本は古い順からでということで進めたいというのがあります。でも、何ていいますか、古くとも丈夫な施設、まだがっしりしていると。例えば、新しくても民

設でちょっと安く仕立てて建てたという、例えば外壁もトタン仕立てとかそういう施設もございます。年数は前後するかもしれませんが、やはり危険な施設、集会所としての建物の安全性が確保できないような施設、あるいは、よく言われるトイレがとてももう使えないとか、今の時代に即しないような、ある程度、旧小中学校の昔の学校の施設をそのまま移築している施設等もございますので、そういうところをかんがみまして進めていきたいというふうに思っております。

○委員長（川井健雄君） 3番中館文雄君。

○3番（中館文雄君） それはそれとして。

次に、43ページの中で選挙費関係です。収入のところでも若干触れましたけれども、国政選挙については単価が決まっています1つの基準の中で数字が決まるということは、それも私は本当はもう少し合理化して、金のかからない方法で選挙事務をやられないかというのは本当は検討すべきだと思いますけれども、特に今年度、皆さん知っていると思いますけれども、この時間外手当が相当、今年度の予算の中でふえていますよね。細かいところを見れば。それだけで1,000何百万、2,000万円近い時間外手当というのがふえた。それを各項目に分けていますけれども。例えば、選挙のないことを望むわけじゃありません、これは町民の権利ですから、正当な公正な選挙をやって選んでいくということは正しいことだと思いますけれども、例えば町長選挙、町議会選挙、我々の町内だけのことであれば、投票事務、開票事務、合理化して何か金のかからない方法といえますか、もう少し節約する方法で、独自の検討、これはやっぱり必要だろうと私は思っています。ですから、今まで何人で、例えば1投票所5人ぐらい立会人とか、選挙の長というのは法律で、公職選挙法でも38条ですか、立会人は3人以上選びなさいと決まっています。これは、そういう法律で決まっているのはしょうがないとしても、事務処理に当たる職員については、恐らく私は独自に、何人でやっていくということもずっとこれから、選挙のたびに何千万何千万という数字が出てくるというよりも、やはりそこは節約できる分は節約しながら選挙事務に当たる方法、これは私は検討すべきだと思います。ですから、そういう関係から、例えば選挙事務にかかわるところでそういうやり方そのものを私は検討すべきだと思いますけれども、その辺について、これだけ当然かかる部分は計上してやるという方法もあるでしょうけれども、節約すべきだと私は思うんですけれども、それについて考えがあればお聞かせください。

○委員長（川井健雄君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 基本的に、何事も事務に関しましては節約ということが基本になる場合もございます。選挙事務に関しましては速達性、開票事務についてはやはり早目に開票事務を終えるようにというのはこれは全国的な流れでございます。その中にももう一つ、正確にというのがございます。絶対間違っはならないという事務でございますので、人が多ければそういうことはないということでは逆にないわけでございますので、そういうことも含めて、これはあくまでも選挙管理委員会のほうで決定していく事項でございますので、その辺も含めて検討してまいりたいというふうに思います。

○委員長（川井健雄君） 3番中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 今、総務課長から検討するという言葉をいただいたものですから、選挙管理委員会が所管のことですから勝手にこうするああすると言うのはできないかもしれませんが、私はそういう方向で検討することを要望します。

以上です。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。16番工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） いつもこういう当初予算とかこういうものの審議になれば感ずることは、私ら零細な商売をやっているならば、役場の金のやりくりというのはこんなに楽なんだべかと常に思います。それはどういうことかという、何の事業でも、それに見合った足りない交付金額というのは、普通の商売であればあり得ない。しかも、私ら考えれば、例えば自動車にしてもいろんな機械にしても、オシャカになるまでだましまし、直し直し使って節約して努力しても、いや、ことし赤字だったとかそういうことがあるわけですけども、ありがたいことに人事院とかいうのもいて給料も勝手に上げてくれるとか、最近では下がったりしているわけですが。そういう観点からいけば、これ民間の企業の発想だったら、この会計全般を見て言えることは、まだまだ絞ったら節約できるのはいっぱいあるんじゃないかなと常に考えるんですよ。

そういう観点から、総務課に関したことだけではないんですけども、私は提案というか、ぜひ検討していただきたいというのがあって今、発言させていただこうと思っているんですけども、今、定住自立圏とか広域行政というのをやっていて、この項目を見ると個々に足していけば

かなりの金額になるんじゃないかなと思うのが、コンピューターのソフトだとかシステムだとかのソフトの更新だとかシステムの維持費だとか保守料だとかという支出というのは、南部町だけで年間、少なくとも1億とか2億かかっているのかなといふように、計算もしていませんけれどもね。そういうのをある程度、三八だったら三八の地域は、どこの役場でも同じように使えるんだったらソフトを共通化してコストを下げるといふ、あるいはもうちょっと広域的に青森県は全部、この方式でいきたいと思いますとかとやると、極端に言ったら半分か3分の1で済むんじゃないかなと常に思うんですけれども、そういう話し合いというのは今までなされたことがあるのかなのか。あるいは、あんたそう言うけれども、そう簡単に安くなるものではありませんという考えなのか、ちょっとその辺の見解と、よかったら検討する価値はあるんじゃないかと思うんですけれども、その辺の考えをちょっとお知らせいただければなと思って質問しました。

○委員長（川井健雄君） 企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） 先ほどの工藤委員にお答えいたしますが、今、そういう動きはあります。県で主催してクラウドの勉強会とかそういうのをやっております。それで、三戸郡としても今、コンピューターとか更新時期というか、それに入っていますので、うちのほうもあるんですけれども、田子町さんとか担当者同士で今、話し合いというか、業者とといいますかを呼んで話し合いの場を設けております。定住圏のほうでもそういう話をする場があるんですけれども、ちょっと今停滞しているような状態ですけれども、三戸郡内では動きがありますので、これから共有とといいますか、そういうのでは検討していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○委員長（川井健雄君） 16番工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） それと、概算というか、概略でもいいんですけれども、今言ったようなのが大体年間で、システムの保守料だとかソフトの使用料だとか、あるいはソフトをかえなきゃならないというのは、概算でいいんですけれども、年間、この南部町の役場でどれぐらい使っているのかというのを、もしわかったらわかる範囲で。

○委員長（川井健雄君） 財政課長。

○財政課長（小笠原 覚君） まさに今、工藤久夫委員がおっしゃったようなことを、平成25年度の予算編成時において町長と副町長とお話し合いをさせていただいております。具体的には企画調整課長が答弁したとおりでございます。集計した額は今ちょっと、私ここには持ってきていませんが、後でまたお知らせをしたいと思います。相当経費がかかっておりましてですね。答弁を繰り返すようでちょっと恐縮ですけれども、以前、八戸市役所のコンピューターを使わせていただいた時期がございまして、そのときには三戸郡の税金関係の業務も、それから選挙関係の業務も八戸市のコンピューターを使ってやっていた時期があつて、それから、実は各町村が抜けてきた経緯がございます。でも、八戸市は独自で市の行政に係るいろんなコンピューター業務は市の部分だけをやるというふうなことで、現在独自にやっておりますので、でも、やっぱり町村のコンピューターシステム関係の経費はどんだん毎年ふえておりますので、郡内で何とか連携してコンピューターを、大きなものを購入してお互いにそれを使うと、そうすれば維持管理費も安く済むということで、その話し合いを今後軌道に乗せていきたいということでまさに話し合いをしたばかりでございます。今後、担当者を中心に、どうすればそれが実現するのか検討していきたいということで内部でも話し合いをさせていただいております。そういう状況でございます。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。15番川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） 先ほどの件に関して私なりにちょっと聞きたいことがあるので質問させてもらいたいんですけども、例えばソフトというのが、同じような働きをするソフトにしても、AさんつくったプログラムとBさんがつくったプログラムというのは言語の段階で微妙に違うといいますか、じゃあ、AさんがBさんのつくったプログラムをいじろうといたら、これはちょっとやそつとの知識ではいじれないようなところ、そういうシステムなんですよ、ソフトのプログラムっていうのは。私はそういうふうに認識していたんですけども。それで、こういうシステムでもって、言い値で支払うようなソフトの更新みたいなことを繰り返さなければならないのかなと思っていました。ところが、そうじゃない、余地があるというのを今聞いて、意外だったんですけども。例えば、そうすると、どなたか優秀な職員の人が、あれにたけた技術を持った人がいれば、そういったコンピューターソフトに係るシステムの維持管理というのは、外注

しなくてもそれは大丈夫なんですか。大丈夫、いけるのかなというあれで申しているのか、やっぱりどこか外注しなくてはだめなのか。どういうあれでもって協議を進めようとなさっているんですか。

○委員長（川井健雄君） 財政課長。

○財政課長（小笠原 覚君） 川守田委員がおっしゃるとおりでございます。例えば郡内、県内の町村を見ますと、機器1つ見ましても会社が違うものがございます。それから、やっぱり、出力する、簡単に言うと印刷なんかいろんな様式に数字を集計して出すわけですけれども、これはいわゆる著作権が絡んでいまして簡単に統一できないというふうなことがあります。法律の壁があって、なかなか統一できないのもございます。それらを1つ1つ、各町村が協議をして使いやすいように、ある程度、うちのほうではこうやってやってきたんだけど、ここに統一したらこの部分はじゃあ我慢しよう。あるいは、ここに今までなかった様式にある特定の欄を設けると、こういう作業が1つ1つ必要になってきますので、そこは相当時間もかかると思います。それから、そういう作業を進めていった上で、将来的には、例えば郡内あたりで共同でこういうコンピューターシステムを運用していくということが可能なのかどうかということの、まず基礎的な研究から始めなければならないと思います。

それから、もう一つ、後段お話をされました例えば専門的な職員を雇って、その職員に専門でやらせれば外部委託しなくてもいいのではないかというふうなお話がありました。実は、青森県庁では、3年という期間を設けて、今、そういうコンピューター職員を雇うということでホームページで募集をしています。もう応募されたかもわかりませんが。実はついこの間、私も見まして、資格者を雇うと、なるほど、こういう方法もやっぱりあるんだなと。各町村のコンピューター関連の経費を安く上げるために、確かにそういう方法もあるということですし、また、それを県庁のように実施に移しているという事例も既にごございます。やがては私どもも、共同で運用するシステムをつくりながら、もう一つには、そういう専門職員を雇うということも同時に検討していかなければならないのかなと思っております。

○委員長（川井健雄君） 15番川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） そうすると、今のシステムというのはそれぞれの自治体単独で、それ

ぞれが発注しているということですね。そうすると、1つの、例えば郡単位で、三戸郡とかで共同開発するような、ホストコンピューターみたいなものを設けて、それと各市町村をつなげて同じソフトを使って運営していこうという方向性でいいと、そういうふうに解釈していいですか。

○委員長（川井健雄君） 財政課長。

○財政課長（小笠原 覚君） 方向性としてはおっしゃるとおりでございます。企画課長が今、答弁したように、今話題になっているクラウドコンピューティングシステムですね、これも1つの方策であろうと思います。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これにて2款総務費の質疑を終結いたします。
次に、45ページから55ページまでの3款民生費について質疑を許します。14番立花寛子君。

○14番（立花寛子君） ページ数は48ページ、3款1項4目12節役務費であります。役務費75万円の中の通信運搬費73万円について質問いたします。この73万円の中には、障害者控除対象者認定書の発行は行われているのでしょうか。制度としては現在、行われていると思います。この制度は何年前から導入され、毎年、何人程度利用されているのか、まず最初にお聞きいたします。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 今、委員質問のあった通信運搬費ですけれども、障害者控除にかかって印刷料は使っておりません。というのは、手続上、この制度については広報1月号において周知しております。一部使う分については、認定が決まった方については認定書を郵送で送付する部分だけですので、これについては今現在、今年度、33名の方に郵送しております。それから、この制度になりますけれども、通常は障害者手帳を持った方の障害者控除だったんですけども、平成18年、ちょうど合併した年から要綱ができて、要介護認定を受けた方の障害者控除も要綱を施行しております。

以上です。

○委員長（川井健雄君） 14番立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 今の説明なんですけれども、33名に郵送されているという説明でしたが、この前後の説明をもう一度お聞かせいただきたいと思います。どういう方が未送になっているのか。私、窓口の申請方式だけだと思っていましたので、この内容をもう少し詳しくしていただきたいと思います。

ところで、この障害者控除対象者認定書の発行なんですけれども、障害者手帳を持っていなくても、65歳以上で要介護認定を受けている本人や扶養親族に認定者がいる場合、所得税、町県民税の障害者控除が受けられる制度です。重度の障害がある特別障害者は40万円、他の障害者は27万円の控除が受けられますが、まだまだこの制度は周知徹底されていないと思いますけれども、その33人というのは毎年来られる方なのかどうか。窓口利用者の数と説明を受けられて窓口においでになる方など、数字的にはどのように行われているのでしょうか。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 今年度33名ということでしたけれども、昨年度は32名、一昨年は8名となっております。これは対象者、認知症がある知的障害者、体の動きに関する身体の障害のある方の区分について、先ほど委員が申しましたように、通常障害者、重度の特別障害者の2つに区分されております。手続上は、申請者が印鑑、介護保険証を持参して、各庁舎において申請書に記入するというやり方で行っております。その後、該当者については郵送しているようなやり方でやっております。

なお、今現在、対象になる方が1,000人余りいますけれども、非課税世帯やそういう方々、あとは高齢者のみの世帯についてはもうそもそも非課税なので、該当する方はかなり少ないのかなと思っております。

以上です。

○委員長（川井健雄君） 14番立花寛子君。

○14番（立花寛子君） だんだん全容がわかってまいりましたけれども、1,000人程度の中でも非課税世帯ばかりではないと思いますし、また、普通障害者認定書と特別障害者認定書と両方あるわけなんですけれども、介護度だけでなく、認知の程度によっても介護の数字が、要支援などでも認知障害などがある方には重度の障害者認定書が交付されるという例もありますので、もう少し、よい制度ですので、利用しやすいように、対象者全員に、非課税世帯は結構ですけれども、その他対象者全員に郵送するような手だてはとっていただけないのでしょうか。よろしくお願ひします。どうでしょうか。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 先ほど申しました対象者というのは、要介護認定を受けているという対象者になります。それから、既に障害者手帳を持っている方、その中かなり含まれておりますので、その方々については、それだけで障害者控除を受けていると思われまふ。そこで、その内容、控除を受けられる方なのか、方でないのかというのは、確認方法については今後、検討していきたいと思ひます。

以上です。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませぬか。3番中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 46ページの19節の中に、補助金を出しているそれぞれの協会があります。その中で、町の社会福祉協議会に1,294万8,000円の補助金を出していますけれども、先般、県のいろんな福祉協議会に対する立ち入り検査があつたはずで、例えば、指摘されたことがあつたかなかつたかをまずお聞きします。

あわせて、福祉協議会に委託金を払つて事業を進められている中に、ほのぼの交流協力員事業というのがあつて、たまたま私も地区のその中の1人に選ばれて、先般、懇親会を開きました。その中でちょっと私びっくりしたんですけれども、福祉協議会の担当職員が持ってきた名簿が、亡くなつた方も入つた名簿を持ってきて出したんです。たまたま保健福祉課の担当者も来ていました。その席には、いってませぬでしたけどその人は亡くなつていますという会話、その場で始めたわけですよ。地域の人から見れば、何でこの死んだ人が、委託する金払つてまでやっているのに徹底されていないということで、私ちょっとおかしいんじゃないかと。それは本人の届けで、

亡くなった人は自分に死にましたと協議会に行くわけじゃありませんから、町のほうにそうしたものを届けていた場合に、そうしたものをちゃんと精査して委託している相手先にも伝わるようなですね。役場職員の方が言ったのは、個人保護法のあれで勝手には連絡できないようなニュアンスの話はしていました。ただ、それとはまた別だ。正式に自分たちが、この人この人って全部頼んであるのであれば、亡くなった方はやっぱり協議会のほうの職員にも連絡して徹底すべきだと思うことがあったものですから。せっかく、協議会に補助金も出しています、委託もしていますということですから、その辺は徹底してもらいたいというのがありますので、その辺についての考え方をまず1つお聞きします。

もう一つは、確認です。51ページの中に19節で負担金、さっき課長のほうから児童館の解体、4カ所という説明ありました。この場所を確認します。どことどことどこなのか、それを確認します。

以上です。質問します。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） まず初めに、社会福祉協議会に対する指摘、県の監査があつてその後、指摘があつたかなかつたかということで、常々、指摘はあります。その中で会計にかかわるものもありますけれども、不正が行われた指摘はないです。そういうふう聞いておりますし、文書もそうなっていました。

この監査ですけれども、一昨年から町のほうでは委託事業、補助事業については書類の監査というんじゃなくて、検査をしております。先般、県であちこちの社協さんのほうでまずいことがあるのでという会議がありましたけれども、今後、町で通常の監査をやってもらいたいということでは言われましたので、今後、町のほうでも通常の監査をするように改編していかなくちゃならないのかなと思っております。

2点目、ほのぼのの交流員のほうの名簿で死亡、これについては委員ご指摘のとおり、あつてはならないかと思えます。一昨年もそういうふうなことがあったので、事前に、外部に出すときは死亡・転出者は一旦確認して除いてから持っていかないとだめだということでは一旦はやったんですけれども、今回、まだそういうふうになったのは申しわけないと思えます。今後はそういうことがないようにしたいと思います。

次の解体する箇所になりますけれども、福田児童館、片岸児童館、鳥谷児童館、斗賀児童館の

4カ所になります。

以上です。

○委員長（川井健雄君） 3番中館文雄君。

○3番（中館文雄君） 今、その中に鳥谷児童館という名称が出されました。今現在、使っている施設です。ですから、それに対する対応、どのように考えて、まずこれを壊すという予算組みをしたのか、基本的な考え方を聞きたいと思います。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） この4カ所につきましては、現在、借地であるもの、あとは老朽化したもの、休館であるものを選んでおります。鳥谷児童館につきましてはまだ使っておりますけれども、今現在、鳥谷児童館は老朽化しております、できれば移転して学童保育を実施したいと思っております。その移転が学童保育を別な場所で行うことを前提に、のせて計上してあります。

以上です。

○委員長（川井健雄君） 3番中館文雄君。

○3番（中館文雄君） そうすれば、そこはたしか借地でしたね。その辺の処理は、じゃあ、壊して借地に対する予算というか、そこまで私も確認していなかったんですが、その辺に対する処置はどういうふうに考えていますか。借地者に対する対応の仕方。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 借地なものですから、急に使わないということも言われませんでしたので、今後こういう計画がありますので、取り壊しになれば取り壊しになった翌年度からは借地料はお支払いできないということではお話ししてあります。以上です。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。18番東 寿一君。

○18番（東 寿一君） ページ数は62、今回、小中の医療費の児童手当ということで、無料化になるということで進めていますけれども、この支払い方法というんだか、無料化になるといえば恐らく病院に行けばただでできるのではないかなという考え方を持っていると思うんです。その辺の支払い方法だと、今までだと高齢者医療は領収書を持ってきて、そして審査を受けて、時間かけて、1カ月だか何カ月かたって支払いするという形だけれども、その辺は関係はどうなっていますか。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） その件に関しましては、始めるときにご説明したと思いますけれども、できれば窓口で払わない方法で進めたかったですけれども、調整できなくて、今、一旦払ってしまったものについて償還払いとなっております。今後につきましては、できれば窓口で払わない方向で進めたいと思っていましたけれども、これについては若干経費がかかるということも聞いておりましたので、その段階では関係部署と協議しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（川井健雄君） 18番東 寿一君。

○18番（東 寿一君） なるべく窓口で払わないような方法。ただ、これ、なかなか、この間ある人と話したけれども、やはり南部町の病院にかかったのだけでなく、支払いが生ずるということで、大変、例えば病院でそのまま無料ですよという形がとれるかといえばなかなか面倒だということで、そういったことで、そういうふうな領収書制度でやっていると思います。その辺を改革して、やはり何ぼでも町民の負担、支援できる子供たちの負担が出ないような形でできれば、町内の病院ばかりでも、できるだけ無償で、その場で、現場で徴収しないというふうな形だと、経費の関係はどういうふうな関係で多くかかるか、窓口のほうがかかるんじゃないかと思うんだけれども、そういったことの関係はどの辺なんだか、努力して、できるだけそういうふうな方向に持っていくように努力をすることを要請しておきます。よろしくをお願いします。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。5番夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） ページ数は53ページです。2目保育所費の20節の認可外保育施設利用助成金、認可外の保育所の施設に助成金を出していると、ここのところの詳しい説明をお願いします。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 認可外の保育施設、ここは竹の子ベビールームというところに1名行っております。その方の経費になります。

以上です。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これにて3款民生費の質疑を終結いたします。
次に、55ページから61ページまでの4款衛生費について質疑を許します。質疑ございませんか。
3番中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 59ページ、金額は小さいんですが、19節にごみステーション設置180万円を一応予算化しています。これはうちの地区でもなかなか希望を出してもできないと、要望ができないという話がありましたけれども、これはどの程度要望があって180万円の予算組みをしたのか。ほかのほうはもうほとんど行き渡って、ないのかもしれないけれども、うちの地区だけかもしれないけれども、その辺のところちょっと確認と……、いいです。今のこの問題、どれぐらいの要望に対して180万円の予算組みをしたのか確認します。

○委員長（川井健雄君） 住民生活課長。

○住民生活課長（極壇義昭君） これにつきましては、平成23年度に行政員の皆さんに要望をとりまして、全部で38件要望がございました。それで、24年度に20件分、そして25年度に18件、要

望といたしましては18件。1基、上限を10万円といたしましてことしは18基分の180万円を予算化してございます。この事業は今年度で終わる予定でございまして、25年度で終わります。そして、残った分については企画調整課のほうで行っている事業を活用いたしまして進めていく予定でございます。

○委員長（川井健雄君） 3番中館文雄君。

○3番（中館文雄君） そうすれば、次からは企画調整課のほうで事業化するということですね。確認します。予算組みするということですか。

○委員長（川井健雄君） 企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） これはボートピアなんぶの交付金の笑顔あふれるまちづくりのほうに申請していただくということだと思いますので。

以上です。

○委員長（川井健雄君） 中館文雄君。

○3番（中館文雄君） そうすれば、今までボートピアなんぶのほうで一応計画していた趣旨とはまた違う、これをそれにかえていくということですか。そちらで今、やっているのはまた別な方向で、金額ふえていくんですか、それともボートピアのほうから出てきた金額の中でこれを対応していくということですか、質問します。

○委員長（川井健雄君） 企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） ことしは、25年度の例でいきますと、200万円予算をとっておりますので、最高額が30万円の補助、事業費は60万円ですけれども、半額補助というふうな形になる形で申請ということになると思います。

以上です。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これにて4款衛生費の質疑を終結いたします。
次に、61ページの5款労働費について質疑を許します。質疑ございませんか。3番中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 労働費の中に委託料を払っている事業が3つあります。この中でNPO法人に対する事業も含まれていますけれども、現在のNPO法人の活動状況、どういう形になっているのか説明をお願いしたい。というのは、私の耳に入ってきているのは、なかなか思うように進んでいないという、そういう話が入ってきていました。ですから、現在、去年スタートしてからどういう形で活動が進められているのか説明をお願いします。

○委員長（川井健雄君） 農村交流推進課長。

○農村交流推進課長（西村幸作君） ただいま中舘委員からNPOのほうの活動についてのご質問がございましたが、確かに活動といたしましてはまだスタートしただけ、まだ1年たってございません関係上、結果は見えていないというのが実情でございます。しかしながら、活動内容といたしましては、きょうもNPOのほうでは東京のほうへ行って、新規開拓事業といたしましていろんな都会の団体様との協議をしながら、南部町のPR、それから市場開拓等々の情報発信をしておりますし、また、当南部町内におきましても、各種のイベント等に参加してPR、そして販売等々の活動にかかわっております。また、今年度、スタートしておりますが、町長も答弁の中でお話の中でありましたが、「めぐみ」といいまして、若手の方々を今後、うまく育てていくというふうな形で、今までにない新たな活動を発展、そして地域の活性化につなげていくというふうな活動を今現在、行っている途中でございます。したがって、中舘委員が言いました中でありました結果が見えていないということではなくて、もうしばらく、まだ1年未満の活動でございますので、結果等々を求めるといのは、非常に我々もいろんな形で指導、助言はしているんですが、まだまだ結果というものは見えていないのが実態でございますので、何とぞもう少しお時間をいただくような、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（川井健雄君） 3番中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） たしか私も、NPO法人の総会やりましたと新聞に載りました。町外に支店といいますか、営業所といいますか、拠点のものをつくるという方針を決めたというような文章が載っていました。町外にですね。さっき言ったように、東京かな。私は、まだ早いと思ったんです。自分たちの足元をしっかりと作り上げてからやるならわかるんですけども、ただただ外に向けて、黙っていても、東京へ行ってああそうですかとそれに協力するという団体ありませんよ。ですから、その辺があったものですから活動を今、確認しました。ですから、町内で1年なら1年、2年なら2年をきちっと町内でそういう体制を、それは町のほうからは助成はしていても、そういう体制をきちっと作り上げた上で打って出るならわかるんですけども、いきなり東京に窓口を設けたというような、運動方針を決めたというようなものがあったものですから、それは私は早いと思ったんです。その辺があって質問しました。ですから、徹底的な指導といますか、管理指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。15番川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） 私もこのNPO青森なんぶ達者村事業についてちょっとお伺ひしたいことがあります。設立当初、いろいろ委員会とかでも事情を説明していただいたりして、そのときはありがとうございます。そのときの説明では、例えば農産物を売りますと。そういったときは、何%かの手数料をいただいて運営に充てます云々ということがありました。そういった姿勢は今も変わっていないのでしょうか。実績の、金額とかというのは具体的にありますか。

○委員長（川井健雄君） 農村交流推進課長。

○農村交流推進課長（西村幸作君） 先ほど中舘委員のご質問の中でもお答えしましたが、まだ1年経過していないというふうなことで、まだ集計、情報等々は私のもとには届いていないというのが実態でございます。例えば、1つの例として、うちのほうでは農家民泊事業を行っております。そういった農家民泊をするに当たりまして、今までは行政がいわゆるインフォメーション機能を果たしていた部分が、今度はNPOがその機能を果たす。つまり、窓口業務も行うという。NPOを経由する場合においては、当然、お1人頭何がし、幾らかの手数料がNPOに入っ

ていくというふうなことを念頭に置いておりますし、また、農産物の販売、流通系統を通じて販売するに当たりまして、NPOがかかわるものに対しては当然、そういった経費等々の手数料は頂戴するというふうな形で実施している状況でございます。繰り返しになりますが、その辺の集計実績等につきましては、まだ1年経過しておりませんので、後日改めまして、経過したものについてはいろんな形で、その結果は、情報は提供できるのではないかと思います。ご理解をよろしく申し上げます。

○委員長（川井健雄君） 15番川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） NPOというのは、そもそも名前の由来からノンプロフィットですよ。建前はノンプロフィットなんでしょうけれども、そのほかに収益事業をやってもいいよという。そういう玉虫色といえば玉虫色の建前になっているわけですよ。そういったところが都合がいいとか、運営には都合がいいとか、そういった部分は私は認めるんですけども。

ところが、町の達者村事業を背負って、達者村事業にかかわるような事業に関して、直に収益的に手数料だとかそういったのをいただく姿勢というのは問題じゃないのかなと。そもそもNPOという組織に編成した趣旨を忘れていないんじゃないのかなという、最初から意識していないんじゃないのかなという印象を持っていろいろ説明を聞いた記憶があります。それで、今の答弁を聞いて、やっぱり方針は変わっていないんだというような印象を受けます。そもそも、民泊の料金なんていうのは、高い金額でもないと思うんですよ。個人的に受け入れている方の話を聞けば、もう金額、宿泊料がどうのこうのじゃなくて、来るわらしがめんこいんだよとか、だからいいの食わせにやなんねえしと、八食に行っていていい肉買ってこにゃならないとか、そんなに商売になるのかよという話をすれば、商売ばりじゃやってらんないよねという方も存じ上げています。

そういった中で、手数料をいただく、悪く言えばピンはねする。農産物に関してもそうであります。手数料と言えは聞こえはいいですが、野菜の卸やっている方と何らそういう形態は変わらないんだと思うんです。ただ、これを町の事業として進めるのであれば、そういった部分というのはやっぱりボランティアな形で進めるべきだと思うんですよ。私はそう思うんですよ。そもそもNPOに、何でNPOですかと最初に伺った記憶がありますが、そういう意味も含めて、NPOという形にこだわる理由を尋ねた記憶があります。

そもそも、野菜の値段なんて大したことはないんですよ。大したことはないんですよ。それからピンはねするとか、そういったものというのは余り、それを運営の基本にするというのは私

は余り、いや頑張りなさいよと、応援しますから頑張りなさいとは言いづらい。本当であれば、こういった、やはりホームステイの窓口とか何とかというのは町がやるべきなんですよ。公費として報酬をもらっている身としてですね。だと思っんですよ。それで、きょうも上京していらっしやる。そういった費用とか面倒見られるのもいいかと思っいます。ですけれども、やはり、そういったボランティアな部分を前面に出して活動を行うのであれば、別にやはりちゃんとしたスポンサーを持つとか、民間の寄附をある程度の総額を想定した上でそういった運営の方針を立てるとか、いわゆる収益的事業というのはまた別にやるというようなそういった幅の持たせ方をしないと、そもそもがこのNPOという組織化したということの趣旨を忘れていると私は思っんですが、どう思っいますか。

○委員長（川井健雄君） 質問は簡潔に願っいたします。農村交流推進課長。

○農村交流推進課長（西村幸作君） 大変貴重なご意見、ありがとうございます。まず、NPO法人を立ち上げたというのは、前にもご説明したことでご理解いただけると思っんですが、要は今まで行政だけでやっていたものが、事業展開するに当たりましてマンネリ化がどうしても発生するということも1つの理由でした。それと、NPOを立ち上げることによって、いわゆる中間支援組織としての機能、つまり、行政ではできない支援活動もNPOではできる部分がございます。つまり、収益性を上げる事業等も、さらにいろんな形で実践されている方々との協力体制もできるというふうなことを踏まえた上でこのNPOを立ち上げたという次第でございます。

それと、いろんな事業展開の中であれなんです、経費の部分に当たりまして、経費は経費としていろんな形でかかわれる部分もございます。そういったものも、このNPOはある程度収益を上げていかないと、人件費がかかるわけですから、やはり経費も上げなきゃならないというふうな意味合いから、NPOも当然収益性を上げた活動をしていかないと、全て行政におんぶに抱っこだけじゃないと言われるのは当然ですから、そういった意味で、NPOもある程度の収益性も上げていくんだと、そして、いろんなグリーン・ツーリズム活動を行っている方々と協力体制を密にしながら連携をしていくというふうなことになろうかなと思っしております。

それから、先ほど川守田委員のお話の中でもありましたが、来たお客様に対して八食等々のお店に行って最高級の肉を買ってきて食事を提供するというのも過去にありました。それにつきましては、私どものほうではそういったものは本来のグリーン・ツーリズム、都市住民との交流事業ではないということで、それはもう現在、やめさせております。あくまでも今ある、既存の地

方、農家、農業の実態を来たお客様に提供することによって初めて都市住民との交流事業が完結するんだというふうなことで、受け入れられている方々にご理解をいただいて、今ではある程度、通常、日常おうちで食べている衣食住を提供しているという現状でございます。

それから、経費、収入面につきましても、今までにない考え方をそういった方々をお願いしているということでございます。例えば農作業体験という形なんですけれども、農作業をしていただいた方々からお金を取るのはいかがなものかというふうな、最初はそういう話もありました。しかし、我々は1つの商品としてお客様に提供するんだというふうなことをご理解いただいて、それを1つの価値として料金を設定しているというふうなことでございます。

それから、NPO法人がそのお金の中から一部を取るというふうなことではなくて、今現在、既存の料金プラスきちっとした手数料を商品の上に上乗せした単価をNPOで決定していただいて、それを1つの価値、値段としてお客様と提供する。それがエージェントさんなり、来るお客様がご同意いただいた上で、こういったお客様を招き入れて現在も至っておりますし、これからは新たな、いろんな商品づくりを造成して交流事業を発展させていくということで、こういうふうなスタンスでもって頑張っていきたいと、我々も行政としてもNPOと一緒に頑張っていきたいというふうな考え方でおります。よろしく申し上げます。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。15番川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） 言いたいことは最初に言っちゃったものですからいいんですけれども、民泊に関しては、別にそんな、客に肉食わせるのがいいの悪いのと言ってしまうのがないと思うんです、本当はね。私が知っている部分は、余り銭金でやっている、それ以外の価値観があつてですね、おもしろくてやめられないんだよねというようなニュアンスを含んでの話なものですから、それはそれでよろしいかと思うんですよ。何か民泊しているところでいじめの現場があったりとか、何かそういった場合もあるんだそうですよ。それをケアしてみたりとか、役場のほうで把握し切れないような悲喜こもごもというものがあるわけじゃないですか。そういったものが携わっている人たちの1つの価値観になっているというところがあるとすれば、それはそういう側面をちゃんと尊重してあげるのも行政的な配慮かなというような気がします。そういった事案をどのように観光に位置づけるとか、そういったものもまた1つの手段かと思うんです。これは今の質問の本題ではないのですけれども、そういったこともあって、何とか、そう思うんですけれども、本当にじゃあNPOの人たち、頑張ることは簡単なんですよ、成果をちゃんと出させるよ

うな、そういった考え方をしてもらいたいと思いました。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これにて5款労働費の質疑を終結いたします。
ここで2時20分まで休憩いたします。

（午後2時05分）

.....
○委員長（川井健雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時19分）

.....
○委員長（川井健雄君） 62ページから71ページまでの6款農林水産業費について質疑を許します。4番工藤正孝君。

○4番（工藤正孝君） ページは65ページ、5目19節共同防除組織強化支援事業費に600万円、一昨年でしたか、根市勲議員の一般質問でどうにかならないのかというようなお願いのことがあって、早速予算化されたことに対して本当に敬意を表したいと思いますが、共同防除組織という、まず1点、南部町にはどのぐらいの共同防除組合があって、町で南部町共同防除連合会ですか、共防連に加入している組織というのを教えてください。

○委員長（川井健雄君） 農林課長。

○農林課長（中村一雄君） ただいまの工藤正孝委員にお答え申し上げます。

共同防除のほう、組合が、私のほうで把握しているのは36組合と記憶してございます。ちょっと人数は今のところ把握できませんが、小規模な組合も、2名から3名の組合も含めてでございます。まだ、これから正式にもう一回調査いたしますけれども、アンケート調査で具体的にはきちっとした人数もまとまると思いますので、そのときはまた連絡申し上げますのでよろしく願いいたします。

○委員長（川井健雄君） 4番工藤正孝君。

○4番（工藤正孝君） 36組合ということは、最低でも36台スプレーはあるということになると思います。そこで、額については文句つけたくないんですが、1台200万円という金額でも、このスプレーの助成金があるらしいという話が随分町民の方から聞かれましたし、私、まだ聞いていない時期からもあるらしいということと言われて、何ぼけるんだべ、100万円ぐらいけるべかと、100万円もけるべかとかいろいろな話がありました。そしてまた、自分の組合のスプレーが古くなっていると。36組合もあるかどうかわからないままその方はおっしゃっておいりました。我が方のスプレーが一番古いから早速買いたいと。ということは、まず、順位といたしますか、優先順位、その組合のメーカーももちろんありますが、共同防除のスプレーというのは、個人のものとは違ってチューブが頑丈にできています。エンジンもパワーがあるのが共防の使えるスプレーになっていますが、その時間数ですよ。何年で、スプレーというのは、農業機械というのは距離ではなくてアワーメーターです。何百時間というふうになっています。実際、まず、例を挙げてみますと、私の入っている共同防除組合では9年たって2,800時間たっています。簡単に説明しますと、車であれば2,800時間というのは28万キロぐらいに相当するというふうに言われています。であれば、自動的にそういった、多く時間を使っている組合さんは申請をしたいと思うでしょう。もちろん、大事に使っていればもっと使えるということもあるかもしれませんが、そういった申し込みが殺到するかもしれないことを考えていくと、順位といたしますか、優先順位といたしますか、また、これは毎年600万、要するに3台分ぐらいずつ計画があるのか教えてください。

○委員長（川井健雄君） 農林課長。

○農林課長（中村一雄君） 今、おっしゃられたとおりでございますけれども、私らのほうで想定しているのは大体10年。これでいきますと、30万キロを超えるものを対象として、なおかつ、いろんなところから、予防を含めてまた調査をすると出てくると思います。それで、この金額ですから、上限を200万円として考えているのは3分の1ということで、1台につきですね。それで600万円という額になりましたけれども、それを、更新の時期は、いつでも出てくると思います。古いのを優先順位とは考えないですけれども、まず、ある程度地域的なものも考慮して、そちらも含めて、また、実際、4月になりましたらきちっとしたそういう調査を含めて実施をいた

しまして、優先順位とかそういうものも含めて検討。まだ実際のところは、基準とかになるものは25年に入ってから考えますので、その点はそれで進めていきたいと思います。一応、更新のほうは、あるたび、できれば続けていきたいと考えてございます。

○委員長（川井健雄君） 4番工藤正孝君。

○4番（工藤正孝君） ありがとうございます。さっき同じように質問をすればよかったんですが、25年度ということは、まず、納入時期です。散布が開始されている時期なのか、どういった、冬、春、型式も変わってくる場合もございますので、あらかじめ周知をしておいていただければ各共防さんが検討内容に盛り込むと思います。総会の時期がどこもあると思いますので、そういったことも、話が先にどんどん出ていましたので、その辺は注視していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（川井健雄君） 16番工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 64ページの19節の中に、右側のほうにいっぱい項目が並んでいて新規就農者支援事業というのが348万円、青年就農給付金事業に1,725万円とあるんですけども、それぞれ目的と金の出どころと期待される効果というのは、それぞれ違って事業の名前も当然違うものだと思うんですけども、これは目的と期待される成果と金の、県から大分これ出ている事業内容ですけども、金の出どころですね、その辺をまず伺います。

○委員長（川井健雄君） 農林課長。

○農林課長（中村一雄君） 新規就農から先に申し上げます。今のこの予算に計上されているのは、平成19年度から実際、認定者の、この新規事業は町単独事業で始まっている事業でございます。新規学卒者と、あと後継者ですね、定住農業者と合わせてあるわけなんですけれども、それで、この25年度の当初予算に計上してあるのは平成23年度の認定者でございます。後継者のほうが3人いまして、その額が108万円でございます。月額3万円を給付するものでございます。続きまして、24年度の認定者が同じく新規の学卒者1人と後継者が2人ということで3名ござい

ます。これも同額の108万円となります。平成25年度の認定の予定者が、これからですけれども、一応予定している方が新規学卒者1人、後継者2人、定住農業者1人で4名分となりますけれども、132万円を計上してございます。その合計額、25年度の当初案が348万円となります。

次に、青年就農給付金事業のほうを申し上げます。青年就農者に就農の意欲を喚起し、これは国の事業でございまして、県民局を通して、県のほうを通して町のほうに補助金が流れてくる事業でございまして、24年度の新規就農者、その方が8名ございました。そして、なおかつ夫婦の方がそのうちの2組ございまして、今挙げているのは3組ありますので、その分を上げて、個人のほう、150万円掛ける5件分で750万円となっております。夫婦のほうは150万円プラス、夫婦で、奥様の分が225万円となります。3組ですので3件で675万円です。25年の新規の就農予定者が150万円の2人分を見えています。それで300万円となります。合計で1,725万円となるわけでございます。新規就農者のほう、農業後継者の育成と農業の活性化に推進するということで、先ほど申し上げました新規学卒就農者、それと新規の農業後継者、新規の農業就農者に対して月額2万円または3万円を3年間助成というのが町の新規就農者支援事業でございまして、国のほうの青年就農給付金事業は、おおむね45歳未満の方を対象として、先ほど町のほうの認定されている農業者の、こちらのほうに移行された方もございまして、そういう経緯で、まず、町と県のほうの事業、この2つの事業でございまして、

以上であります。

○委員長（川井健雄君） 16番工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 詳しく説明してもらったんですけども、いずれここは町長がいつも言うとおりの、農業が基幹産業の町だから農業に力を入れようと。それはそれで私も重要だしいいことだと思うんですけども、翻って、農業以外の何の商売でも公的な助成がこれだけ手厚くなされているというのはなかなかないのもまた現実だと思うんですよ。私ら町に税金を払っている立場の人から見ると、やっぱり補助金ですから、この分を出したことによってこの分の成果が上がりましたというのを、項目別に決算のときにもうちょっと詳しく報告をして、やっぱりああこういうお金の使い方をしてよかったなというのをみんなが納得して、成果が上がっているんだったらもっと増額しようとかもっと支援しようとかというの、機運が大事じゃないかと思うんですね。国の制度です、県の制度です、こういうのがあるから、いや、手を挙げてまずもらうか。上から、県とか国からとか来た金を、お金を渡しました、あとは結果がどうなったか誰もわから

ないというのだと、ちょっとよろしくないなというのがあるものですから。こういうのはうまく1年に1回でもぴしっと、成果がどう上がったか、期待したほどかそうでないかとか、そういう報告書をぜひ上げるようにして、それなりに効果が上がるお金の使い方に努めてほしいというのが私の要望です。

以上です。

○委員長（川井健雄君） 農林課長。

○農林課長（中村一雄君） 今の工藤委員の意見、大変ありがとうございます。広報なんぶちょうのほうにも新規就農者のほう、シリーズとしてずっと掲げたことがございまして、今、編成はしていないんですけれども、何年かは新規就農者の方の意欲というんですか、農業の取り組みの意欲とかこれからの自分のやりたいこととか写真つきで載せた経緯がございまして、以上、また、紙面が許されればまたそのシリーズで報告をしたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。6番沼畑俊一君。

○6番（沼畑俊一君） 工藤委員の質問とダブりますけれども、この青年就農給付金事業ですね、これはきのうの議会でも補正で750万円というふうなことが出てきましたけれども、やはりこれは非常に魅力がある事業だということで、申し込み者が多くて、予算が足りなくて、予算内で執行されたというふうなことが新聞に載っていましたが、今後、毎年これは申し込めるのか、あるいは、予算内でというふうなやはり枠組みがはめられるというか、その辺についてはどのようになっていますでしょうか。

○委員長（川井健雄君） 農林課長。

○農林課長（中村一雄君） 今のところは5年間続けるということで、青年就農給付金事業ですね。24年度から始まっていますので。先ほど沼畑委員が申し上げましたが、途中で、きのうの本会議の中で、補正予算の中で750万円ほど予算を計上いたしまして、今、1,350万円ほどになっています。8名分で、うち2組の夫婦がございまして。その予算となっております。これからもま

だ続いていきますので。人・農地プランって、この青年給付金事業のほうは人・農地プランの、地域ごとの計画書をつくって、その中に全部網羅して、もちろん認定農業者も含めてなんですけれども、その中で45歳未満の方にまず給付を行うという事業でもございます。よろしくお願いたします。

○委員長（川井健雄君） 6番沼畑俊一君。

○6番（沼畑俊一君） 大変後継者が少ない、町内でも大変そういう状況にあります。ぜひともこれは周知を図って、できるだけ多くの方々を対象にというふうなことをやっていただければということをお願いをして質問を終わります。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。2番八木田憲司君。

○2番（八木田憲司君） 65ページの農林水産業費の7目畜産振興費ですけれども、これは畜産に限らず、ちょっと質問したいことなんですけれども、各種振興費として予算計上している中で、畜産振興費122万8,000円、大変少ない額で、内容を見ますと、各組合とかそういうところの負担金がほとんどになっております。それで、補助金として出ているものはクリーンな畜舎環境整備事業28万4,000円、この部分だけなんですけれども、従事している畜産業者というのは、多分、南部町内でも少ないと思いますけれども、ただ、南部町全体の振興、農産物の振興、いろんな意味で売り上げを上げていこうとした中でも、やっぱり畜産業というのも1つ見落としとしてはいけないのではないのかなと思います。

その中で、これは補助対象としてふさわしいのかどうかはわからないんですけれども、畜産の方の話をお聞きすると稲わらの確保が大変今難しい状態にあると。そういうものに対して、稲作農家の方に稲わらを確保するための1反歩幾らぐらいとか、そういう補助金をもし新設できれば、容易にそういうものが確保できていくんじゃないかという意見もございました。その話を聞いていく中で、餌代の話とかもございまして、10年前から比べると1.5倍ぐらいまで跳ね上がっていると。そういった中で、売り上げに当たる部分は大して上がらないし、逆に下がっている部分があるんじゃないかなと思いますけれども。そういう畜産農家の利益が全然確保できないという状態の中で、餌代を自給自足する中で、遊休、休んでいる農耕地がもしございましたら、そういうのを役場のほうで取り上げ確保できれば、牧草地、牧草の栽培とかそういうものをあっせんして

いく、そういうこともできるのではないかなと思っておりますので。

まず、1つ質問とすれば、各振興費の中では県補助、国補助、たくさんございますけれども、畜産振興費の中には補助金等はないと考えております。それに、先ほど言った稲わらの確保部分とかで何とか補助金が確保できないものか。そして、自前の一般財源としても、そういう部分を盛り込んでいったらどうかと思いましたが質問させていただきましたので、お答えをお願いいたします。

○委員長（川井健雄君） 農林課長。

○農林課長（中村一雄君） 65ページの7の畜産振興費のほかに肉用牛特別導入事業というのがございまして、基金積み立ては、額のほうは利子だけの積み立て、予算の額、その費の中にございますけれども、それとは別に、別会計のほうで基金のほうに、牛を買ってきて、導入していただいて、それを肥育していただくという事業がございまして、23年度で実施してございます。ことしも予定はしてございますので、要望がございまして。それで、導入した後に、県のほうからも2分の1になるような額が助成されるような仕組みになってございますけれども。

あと、稲わらの関係なんですけれども、稲わらのほうは特別、あっせん会とか、そういう飼料のほうの関係でいきますと、県のほうでいくとあっせん会を開催しているということですが、補助事業ではないということでございます。ただ、今のところわかる事業でいけば、農業者の戸別所得補償制度の中で耕畜連携助成というのがございまして、つまり、飼料作物とあわせて米のほうですね、そういう作付をした場合、飼料作物等と作付する、または、作付した水田に耕畜連携のわら利用を目的として、あと、資源循環、いわゆる堆肥とかそういうのも含まれますけれども、その取り組みを行う場合について、取り組み面積に応じて10アール当たり1万3,000円という額を交付する事業もあります。所得補償、農業者の所得補償制度の中にですね。そちらのほうは、うちのほう、南部町でも実施してございますけれども、そちらのほうは対象になります。したがって、こういう事業も、きのうまで実は米のほうの作付の要望のほう、とりましたけれども、戸別所得補償制度のほうですね、そちらのほうには今のところはいっていないんですけれども、これからはそういう意味も含めましてもっと周知していきたいと考えてございます。

○委員長（川井健雄君） 2番八木田憲司君。

○2番（八木田憲司君） ありがとうございます。まず、知らない部分でのお答えもありましたので、そういう部分は農家の方に十分周知していただければと思います。私、今回、この質問をさせていただいた背景の中には、畜産の中でも結構な賞をとったりとかしている部分がありまして、少ない農家の中でも成績はすごいものを持っているという。賞をとったような牛が加工牛として売られていくような現実というのを伺っております。先ほど来からの達者村としてのいろいろな議論がされておりますけれども、せっかく南部町として達者村というブランドを抱えている中で、全体、少ないながらもこういうものがよそよりもすぐれているんだという、そういうものを確立していくような畜産、あと福地のニンニク、果樹は当然もうすごいものがありますけれども、そういういろんなものをトータルで達者村ブランドとして大きく取り上げて販売していくという形を、全体を、横のつながりを持ちながら進めていただければなと思いますので、その辺よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。3番中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 私が質問するのは、69ページです。12目の農業集落排水事業費についてであります。特別会計のほうで細かいことは聞きますけれども、ここでは実際にこの事業の計画、当初の計画は恐らくこういう方向でというような計画があったと思います。ですから、それぞれ各地区の計画があって、対象戸数がこれぐらいで、こういう事業にするというのがはっきりした中で恐らくスタートしたと思いますけれども、それぞれこの集落排水事業を行った地区の対象戸数、それから、実際の現在の加入率というのはどの程度になっているか。基本的なところをまずお聞きします。

○委員長（川井健雄君） 建設課長。

○建設課長（工藤 満君） 農業集落排水は5施設ありますけれども、委員が言いましたとおり、面積とか人口、区域を決めまして、人口を定めまして、規模を、集落施設をつくっていきます。今、資料は全然持っていません。資料は後でお渡しします。（「資料は全然ない」の声あり）今、ここには。

○委員長（川井健雄君） 3番中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） ちょっとびっくりですね。こういう事業をここに、これだけの財源を使って事業をやっているわけですから、現状の対象戸数は幾らで、実際に加入率はこういうふうになっているというのは、当然答弁があるものだと思って私、今質問をしたんですよ。というのは、昨年、決算のときに私がどれぐらいの加入率ですかと聞いたら、52.7%という答弁が建設課長からありました。実に少ないんですよ。これだけの公費を投入して、実際に事業を進めて、ほとんど、農業集落排水事業は本管工事は恐らく当初もここまでということで大体完了した事業でしょう。集落排水。希望があればさらに伸ばすことがあるかもしれませんが、恐らくこの事業については当初予定していた集落排水、ここまでやって、あとは加入率をいかに上げていくか。使用料を負担してもらわなければ、どんどんどんどん公費から、一般財源から繰り出していかなきゃならない事業になるわけですよ。ですから、その辺を考えて今、基本的に、細かいのは後で特別会計で聞きますけれども、基本的にそうしたものの取り組み姿勢が私はちょっと足りない。それで、52.7%加入と聞いたときに、何やってんだと思ったんですよ。実際にこの事業を取り上げてやろうというときに、少なくとも対象になる方々から入ってもらって、使用料を払ってもらって、その中で管理費ぐらいは負担しながらやっていくような事業として組んでいたものだと。もちろん、南部町そのものの生活水準といいますか文化的な生活、それからトイレの水洗化、その他のそういう目的もあるものですから、ある程度の費用負担というのはこれは当然あるかと思えますけれども、少なくとも対象地域の方々の協力をいただいて、恐らく加入してもらって、そういうものをしていくべきだと思います。

というのは、なぜ私がここを取り上げるかといいますと、隣の階上町は受益者負担というのをしていますよね。加入すれば、受益者負担と金、取っているんですよ。希望したその地域の方々から。だから、その辺も出てきませんし、加入率の52.7というのは去年の決算の数字を聞いたものですから、基本的な考え方の中に立って、それに対する取り組みが、加入者に対するどういう促進方をしているのかという疑問があったものですから取り上げましたけれども。後で、対象戸数と実際の加入率で、入っていない方々にどういう形で入ってもらうような働きかけをしているのか、具体的な話を、特別会計もありますから、そちらのほうでもいいですから答弁願います。

○委員長（川井健雄君） 建設課長。

○建設課長（工藤 満君） 公共下水道、それから農業集落排水の特別会計のほうで、今、委員

が言われました処理施設についての全体計画とか加入に関することを答弁いたしますので、よろしくをお願いします。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。16番工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 70ページの林業総務費の中の節の13委託料、森林GIS導入業務とあります。これは、私らも森林関係の仕事をしていれば、森林組合、どこへ行っても林班図というのがあって、公図みたいなものですが、地図を見れば、ここの山は杉の樹齢35年生とかアカマツの50年生とか、広葉樹の何年生と書いてあるんですよ。多分、GISというのはいわゆるナビみたいな、GPSみたいにして境界がわかるようにして、誰でもそれを見れば境がここだよ、反別なんぼだよと、多分、林班図と同じで見れば樹齢何年、何ぼの山というのは全部わかるのだと思うんですね。この184万円ですべての程度までできるのかということのをここで課長に答弁しろって、わかるのかどうかわからないですけども、この活用方法とか目的とか、わかる範囲で説明していただきたいと思います。

○委員長（川井健雄君） 農林課長。

○農林課長（中村一雄君） 今、工藤委員がおっしゃったとおりでございますけれども、実は伐採届もそうなんですけれども、林班図で全て、1筆ごとに許可を出しています、実のことを言いますと。その今、23年度で森林整備計画書というのを出したわけなんですけれども、24年度から、本年度からまた新しく計画書をつくるということで、職員が一生懸命1筆ごとに全部色分けして、それを県を經由して国のほうから計画書の許可をいただいたというところが実情でございますけれども、このGISを導入しますと、位置とかそういうのは全て、役場のほうの農林課のほうと設置して、山のほうと、iPadといいますか、そういうのと、両方のシステムを導入するものですから、その事業費でございます。全部、町の森林を全て網羅できていくということになります。

森林簿、森林の基本図、オルソ画像ですね、航空写真などを全部、個別の情報を一元化する管理システムになってございます。あと、実際、現地にも持って行って、一応全部確認したのを農林課のほうでそれを端末的に入れて、全部把握できるようにはなっておりますので、それを導入するものでございます。

○委員長（川井健雄君） 16番工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） これは個人情報に触れる部分もあるから、一概にどの程度の範囲までこの情報を公開できるかというところが、微妙なところがあるんですね。私も、役場とか森林組合に行っても、自分のを教えてくださいと言うと教えてもらえるんだけど、例えば坂本さんの山、俺買いたいから、あそこ何年の木で何ぼになっていたっけと言うと教えてくれないんですよ。私らそれで飯食っている立場からいけば、物すごく喉から手が出るぐらい貴重な情報になるんですけれどもね。多分、森林組合と役場は、そうすると、同じデータを常に持っているということで理解していいわけですよ。

そうすると、できれば私、この地域の森林、今のところを見ていけば、それなりに森林の整備をしているわけですが、どちらかというとしてんでごでに、自分はもう放ったらかしてもいいという人もいれば、いや、100年でも200年でもだんだん太らかして計画的に手入れするという人もいますけれども、私が見ていけば七、八割の方、うるさい、やかましくない、年寄りを除いた人の山林所有者というのは、昔から、先祖から持っているものだから投げる、ほかすわけにもいかないからと、ほとんどほったらかしで、木が安いずもんなってやっているところが多いものですから、何か森林所有者をもうちょっと集めて、こういうのを活用して地域で、この地域はこういう山の育て方をしましょう、手入れをしましょうという機運を盛り上げないと、あと10年20年たったときにこんなに山荒れたのかという後悔が残るようでもいけないと思うので、その辺の、何ていうんですか、ニーズを聞き取りながら、今は大したことがなくても、10年20年たったら評価される山づくりというんですか、森づくりというんですか、そういうのに活用してもらえればいいなと思うんですよ。そこをよろしくお願いします。

○委員長（川井健雄君） 農林課長。

○農林課長（中村一雄君） 貴重な意見、本当にありがとうございます。森林整備計画そのものもそうなんですけれども、路網整備とか、いろんな森林の持つ多面的機能を十分発揮できるように、この機械を、携帯型の森林のGIS等を含めて、そういうのを進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いたします。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。15番川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） ちょっとまた戻りまして、64ページ、新規就農者支援事業に戻って私が質問したいことがあるんですが、先ほどの答弁ですと、何か後継者というところが非常に重きを置いているような印象があって、後継者とか新卒という言葉が出てきましたけれども、しからば、まるっきりど素人の人が、もしくはどこぞのうちに移り住んで農業を始めましょうとか、私はそういう人が新規かなと思っていました。そういった人がどれぐらいいるのかというところを、わかったら教えてください。

○委員長（川井健雄君） 農林課長。

○農林課長（中村一雄君） 青年就農給付金事業のときは、町内から、先ほど全くの、定住のほうもありますので、町外からも南部町に住んで農業をやりたいという方も含めまして、人・農地プラン、先ほど青年就農給付金事業のほうで調査したとき、説明会を開いたときは37名でしたか、約40名近く来ました。それ以外にも随時相談は受けていましたので、それぐらいの、この青年就農給付金事業にかかわらず、今の段階で言えるのは50名ぐらいはいると思っていました。定住も含めてです。新規新規と言っていますけれども、親御さんのもとで農業をやるという方も、町単独、新規就農のほうには含まれてございます。あと、営農大学校を終わってきてやる方もございます、新規学卒者という形ですね。何名かはこのごろは出てきております、実際のことを言うと。あと、Iターン、Uターン者も、実際のことを言えばあります。（「人数は何人」の声あり）ちょっとそちらは。実際、新規就農になっていただいて、認定農業者というのをうちのほうでも経営的な指導も含めましてやっているものですから、そちらのほうと合わせて、それはちょっと把握していませんけれども、認定農業者のほうは25年2月末現在で210名ほどになってございます。

○委員長（川井健雄君） 15番川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） 以前、パソナですとかあいった方がいらして、結局、夢破れたのかどうかわかりませんが、帰っていっちゃったりしました。随分なお金も使わさったことになるんでしょうけれども。果たしてそういった定住、よそからいらした方で定住して暮らして、

農業に励んでいただいているという方を私は知らないんですよ。私が知らないだけなのかもしれませんが、いらしたら教えていただきたいのと、やはりそういった事業というのは、もうやめたというふうに考えてよろしいのでしょうか。随時こういうふうに、そういう問い合わせがあれば対応しますですとか、もっと積極的にそういった人材を集めますというような、そういうPRのようなことをこれからも続けていく姿勢であると理解してよろしいのでしょうか。どっちでしょうか。

○委員長（川井健雄君） 農林課長。

○農林課長（中村一雄君） これからも続けて、南部町の基幹産業は農業であると銘打っている以上は、そしてまた、農業者、担い手も含めまして、強い農業をつくるためにも、また周知していきたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（川井健雄君） 15番川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） そういう姿勢があるのであれば、ぜひ、全く見知らぬIターンってやつですか、いわゆる。私、どれがどうでというのはよくわからないんですけども、いわゆるIターンというような方が腰を落ちつけることができるような環境をつくるほうが先じゃないのかなという気がするんですよ。住むところもない、農地もさあどうしましょうと。農業の経験もなかったらどうしましょう。ただ、そういう希望だけは持っているみたいな、そういった方たちは結構いるものです。私の知り合いでも、東京からオブチザワに行って、今そういうことをしている人もいます。何か連絡とれなくなったなあと思ったら、いつの間にかオブチザワに雑木林を切り開いて、ログハウスをつくって、そうやったことをやっている人たちいるんですよ。そういったところというのは、例外なく、やっぱりそういった人たちを受け入れるようなコミュニティーが既にあったりするわけです。そういう環境づくりを抜きにしてIターンとかというような新しい人材の確保だとかそういったのは、無理だと思います。どうぞその辺も考えてやってください。お願いします。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これにて6款農林水産業費の質疑を終結いたします。

次に、71ページから74ページまでの7款商工費について質疑を許します。2番八木田憲司君。

○2番（八木田憲司君） 7款商工費1目商工振興費、その中の8節報償費704万円、これはどうという人で、どういうところに配られているのかちょっとお知らせお願いいたします。

○委員長（川井健雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） 8節の報償費でございますけれども、操業奨励金といたしまして誘致企業の多摩川精機第2工場E棟の部分に540万円ほど奨励金を出しております。それから、三信包装の本社を移転いたしまして増設された部分、161万5,000円を助成しているわけですが、これは3年間に限りまして固定資産税の部分を奨励金で支給していると。3年間で終わるといって形になっております。今までいろいろな工場ありまして、3年ずつで切って、新しくまた奨励金、新しい会社には新しく出すような形で3年で終わりの奨励金ということです。

以上です。

○委員長（川井健雄君） 2番八木田憲司君。

○2番（八木田憲司君） 答弁ありがとうございます。

誘致企業に対してなんですけれども、私ちょっと考えるところがありまして、今、雇用、地元に来て会社がある中で、雇用をしていただいていることで大変ありがたいわけなんですけれども、そういう会社との町と私たち含めた議会との懇談会とか、意思疎通を設けるような集まりというのは今現在、ないかと思うんですけれども、これからまた誘致していくとかそんないろんな意味合いもありまして、実際、ここで会社をおこしていただいている方からの意見とかそういうものを聞ける機会があればなと思っておりました。その中で、町長からでもいいんですけれども、そういう場をこれからはかして設けていただけないかなと思いますけれども、町長のお考えはどういうものかちょっとお尋ねしたいんですけれども。

○委員長（川井健雄君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 誘致企業の方々とは、以前、町関係、担当課で当町の誘致企業社の方々全社と意見交換会をやっておりまして、以前。今、去年、おととしか、私出席した記憶がないのでちょっとなくなったのかなと思っておりませんが。恐らく、誘致企業、会社側のほうも、呼びかければ逆にいろいろな意見を聞いてもらえるなということもあると思いますので、どういう形で開催すればいいか、担当課のほうにちょっと協議するようにしていきたいと思います。

○委員長（川井健雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） 今の町長の答弁に補足する形で。実際、3年ぐらい前までは確かに、町長答弁したようにあったということで、今年度に関しましてもぜひやりたいということで担当のほうでちょっと協議していましたので、会社のほうとまた詰めながら、できたら議員の皆様にも参加していただける形をとっていければいろいろ情報交換もできるのかなと、そういうふうに思っていますので、ちょっと検討させてもらいます。よろしくお願いします。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。16番工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 71ページ、商工会に795万円補助金を出す、負担金を出す。その下に、21節の貸付金、中小企業特別保証制度裏付預託金とあります。今、金融の制度だとか、それから金の貸し方について、保証人をなくするとかというような考えをもっていろいろ見ているんですけども、今は、何ていうんでしょう、預託金なるものを1,300万円積むぐらいだったら、商工会にその分預けて、もうちょっと地域を活性化するのに、使い道を任せるから好きなように使えるということでやったほうがはるかに地域の経済の活性化につながるんじゃないかなと思える部分もあるんですね。隣にいて危ないという意見もあるんですけども。それはそれとして、一般的に今、銀行というのはどういうことを考えているかということ、雨が降れば傘取っ返す、天気になれば傘貸す、それがますます顕著になっているのが現実じゃないかなと。これは多分、保証協会だとかそういうのの制度ができて以来、ずっとこの預託をやってきたわけですけども、果たしてこれが地域のために何ぼプラスになってきたかということ、私はプラスとマイナス差し引きしたら大したプラス面がないんじゃないかなと、そういうふうに思ったりするんですね。だから、

たまにこういうのをやめたと、南部町やめてもっと独自の商工会に対する助成とか補助金の制度に切りかえるとかってやってもいいのかなと。今まではそういうのはどこの自治体でも出しているから、出さねばないもんだという発想だけで来たと思うんですよね。横並び意識で。でも、実際、銀行に行って金貸してくれといったら、過去3年間のバランスシート持ってこいや、ああだこうだ、最後は担保何ぼつける、保証人誰つけると、それで決まるんですよ。大体、どこだべなと、微妙だなと相談に行けば、大体だめなんですよ。だめな人は借りなければいいんですよ。やれるやれるで、できる範囲でやればいいので。その辺を考えれば、見直してもいいんじゃないかなと。そういう私は個人的に思っています。

それから、もう一つ、聞きにくい話をすれば、この73ページの節の13委託料、バーデだとかチェリリン村とかの委託料とか工事請負してみれば、約1億円近い金が出ています。やっぱり指定管理にしていたのでは、今までも苦労しながらいろいろ議論しながらやってきたんですが、やっぱり10年たっても20年たってもずっと持ち出しのままでなかなかよくなるということ、そろそろやり方を見直すとか、ここの部分さえなければ金を半分垂れ流さなくてもいいとかというのをやっぱり決断しなければならない時期かなと。今、例えばバーデの場合だとたしか六千二、三百万の委託料を出していたのを、今度、1,000万円ちょっと油代、上がったから増額して計上しているわけですけども。パイピングリンクだけで3,000万か三千二、三百万は、金だけの面で見れば毎年出していると。すると、今、八戸の県営スケート場なるものが具体的にはどう、2年でオープンできるのか3年かかるのか4年かかるのか、これはわかりませんけれども、やっぱりバーデのパイピングリンクだったら、やめてしまうというのは、クローズするというのは非常に心苦しいところはあるんですけども、これは南部町単独で維持するにはちょっと、町民の理解が得られないとか何とかって、マスコミの方も今いるわけですから、来年いっぱいやめますとか、ことしいっぱいでやめますとか、1回アドバルーンを上げて、ぜひ続けてほしかったら県で回してくださいよと、ただで貸してあげますよという考えも必要じゃないかなと。それから、チェリウスも、私ら利用させてもらっていただければ非常に、風呂も料理も一生懸命スタッフやっているし、頑張っているし。ただ、残念なことにやっぱり油が上がってきている関係か、毎年2,300万から二千五、六百万持ち出しになっているわけですね。これは、ずっと改善されないというのであれば、何らかの方向を転換することもやっぱり考えなきゃならないんじゃないかなと。それは、例えば納税組合の還付金とか、奨励金で何ぼ使っているかですけども、それを全部、お金じゃなくて、バーデだとかチェリウスの利用券でやって、その範囲内で赤字をとめるとかという考えも検討したらいかがかなと。そういうことを言えば私、村八分で嫌われるかもわからないで

すけれども。でも、町民全体から見れば、今までのままずるずるずるずる出しているのは非常に心苦しいなという視点で質問させていただきました。答弁をよろしく。別に答えは出さなくてもいいと思うんですけれどもね。

○委員長（川井健雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） まず最初に、預託金のご関係でございますけれども、これは青森県信用保証協会の補助をいただいて銀行のほうへ預託する形をとっておりますけれども、25年の実績といたしましては、小口資金9,500万円の融資枠に対しまして5,247万円ほど、町の方がお借りして消化しております。それから、活性化資金につきましては、4,000万円までの融資枠に対しまして4,000万円全額融資を受けている企業がまずございます。確かに工藤議員おっしゃるとおり、銀行に預けるよりは、もう直接、商工会に預けて自由に使ってもらったほうがということもございますけれども、今のところ、この保証事業に関しましては、有利な形で信用保証を受けられた企業、それから商店の方々は、結構便利がいいものだと思いますので、ぜひ商工会または信用保証協会のほうにご相談いただきまして使ってもらえたらと、そういうふうに思っております。

これは、要は返済等が出てくるわけですが、万が一、返済がおくれる場合は、信用保証協会のほうで一時立てかえというような形をとっておりますので、ぜひ、私たちも商工会、それから商工会に加盟している団体の人たちにもPRしていきたいと思っておりますけれども、この制度は大変会社の方々、商店の方々にはいい制度ではないのかなと、そういうふうに考えております。

それから、各バーデ、それからスケートリンク、チェリウス等の運営の仕方をもうそろそろ見直してもいい時期ではないのかなというふうなお話でございますけれども、確かに経営的には厳しい状況が続いております。その辺をどういう形で運営していくのか、やめる方法もあるのかなと、1つの方法かなとは思いますが、まずその前に、どういう形で運営して、町の人に利用してもらえるように続けていったほうがいいのかということも、これから大いに検討して、皆さんとご相談しながら方向性を決めていきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○委員長（川井健雄君） 16番工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 課長は、金借りて苦労したことがないからそういう答えしかできないんですよ。悪く言えばね。どういうことかという、1回でも条件変更して金借りたら、現行には5段階の融資先の評価基準があるですよ。優良貸付先とか注意先とか。一番下が、とにかく実質破綻ですよ。下から2番目が、破綻懸念先とかね。次が、真ん中が要注意とか。で、はっきり言えば、条件変更したら真ん中より下になるんですよ。二度と貸さないというのが一般的な金融機関の姿勢なんですよ。そういうのがあるのを無理して、こういう制度があるために泥沼にはまるまで借金して借りまくってパンクするのが結構いるんですよ。そういうことを考えると、だめになるのに無理して金貸してもだめなんですよ。やりくりの範囲でやらせているほうが努力するんですよ。そういう視点からね、役場において役人が考えるのと実際の商売の現場というのは全く違うんですよ。だから、視点を変える時期かもわからないということで、なんとなくたそうするぞことじゃないですよ。ただ、こういう制度をずっと延々と続けていて、果たしてそれだけの効果が出ると思いませんかというのを問題提起したかったんです。

それから、このバーデの問題でもチェリウスの問題でも言えることは、今までせっかくやってきたんだからという視点からちょっと脱皮しないと、次の展望が開けない。ただ、私は、はっきり言えば、あしたの新聞に、南部町ではここ1年以内でこのままだとアイスアリーナを閉鎖するとどんとタイトルを挙げたとします。県で回してくれれば考えてもいいとか、そういうフェイントをかけるのも必要かなと。そういう視点で意見を言わせてもらいました。できたらマスコミの方、よろしくをお願いします。

以上で終わります。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これにて7款商工費の質疑を終結いたします。ここで3時35分まで休憩いたします。

（午後3時21分）

○委員長（川井健雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時35分）

○委員長（川井健雄君） 74ページから78ページまでの8款土木費について質疑を許します。14番立花寛子君。

○14番（立花寛子君） まず、ページ数ですが、75ページ、8款2項1目道路橋梁維持費15節の工事請負費6,205万5,000円についてですが、そのうちの道路維持工事6,150万円について具体的にどの路線をどのように工事する予算なのでしょうか。まとめて。1点目の質問です。

次、76ページの8款2項2目道路橋梁新設改良費13節委託料2,200万円ですが、その測量設計業務と15節工事請負費1億1,200万円について説明願います。ここには長寿命化対策工事リストをいただきましたが、平成26年度ですが荒町陸橋、平成27年度には苫米地駅跨線橋の計画は上がっておりますが、何度か工事の内容など今年度に前倒ししての工事もあるという説明が何度もありましたので、この2つの荒町陸橋と苫米地駅跨線橋はどのような計画になっているのかの質問です。

あと一点、まとめて質問します。8款5項1目19節負担金補助及び交付金1,000万円について、住宅新築支援事業200万円、住宅リフォーム促進事業800万円についてであります。制度利用などその状況、制度を開始してから今日までどのような経過をたどられているのか、経過報告をお願いいたします。また、これは数少ない中小業者への支援制度として高く評価できるものであります。そこで、業者の皆さんのお気持ちや利用者の反応はいかがでしょう。そして、具体的には、1,000万円の増額を勝ち取り、大変うれしく思っております。利用件数、どのように見込んでの金額であるのかご説明願います。

○委員長（川井健雄君） 建設課長。

○建設課長（工藤 満君） 第1問の質問ですけれども、これは、道路維持工事のほうです。側溝工事とか、それから舗装工事とか、そういう工事の目的のために設けた15節です。その中の工事の内容といたしましてお知らせします。道路改修工事に400万円、道路維持改修工事400万円、道路穴埋め舗装工事300万円、あかね団地内道路舗装改修工事に2,100万円、宮野根岸線道路維持修繕工事に450万円、法師岡大平3号線舗装新設工事400万円、青鹿長根高屋敷線道路改良工事に1,100万円、船場平1号線道路改良工事に1,000万円というふうに内訳なっております。

次に、新設改良費のほうですけれども、13節委託料です。これは先ほど委員も言われましたように、長寿命化計画によりまして進める交付金事業があります。今、荒町陸橋とか苫米地跨線橋

について前倒しという言葉がありましたけれども、これは前倒しではなくて計画をちょっと変更しまして、計画繰り上げしたものであります。その内容といたしましては、荒町陸橋ですけれども、上部工、下部工の補修の詳細設計業務に450万円です。あとは、苫米地駅跨線橋の塗装塗りかえ、床版及び下部工の補修の細部にわたる設計の業務に450万円、あとは、古町の猿辺川にかかっております木橋の観音橋という橋があります。それを架けかえするための調査、測量設計でございます。1,300万円です。これが委託料のほうに入ります。

今度は、15節の工事費のほうに入ります。これは過疎事業と交付金がありますけれども、工事費全部、内訳、説明しますか。いいですか。（「後で資料をお願いします」の声あり）はい。

続きまして、今度はリフォーム関係のほうです。19節負担金のほうですね。これは、ことし45件申し込みありまして、2億4,000万円ぐらいの工事対象額がありまして、申請者に対しましておおよそ700万円の補助金を交付しております。このように、2億円もの町内での工事があったということでもありますけれども、これは商工会と南部町の建築組合ですか、その方々の大きな動きがありまして、ご協力をいただきましてできた事業だと思っております。また、私、町内を見ている道路パトロールしておりますと、以前、屋根とか工事は余り見受けられませんでしたけれども、この事業が始まってあちこちで見られる風景が見受けられました。多々、この事業によって進められていると考えております。それをもって、平成25年度は300万円を上乗せしまして1,000万円とするものでございます。その内訳としまして、新築2,000万円を仮定しまして10棟申し込みがあると、その1%200万円。あとは、リフォームですけれども、1棟200万円というふうに見込みまして40棟、その10%といたしまして800万円を計上するものです。

よろしく申し上げます。

○委員長（川井健雄君） 14番立花寛子君。

○14番（立花寛子君） そこで、具体的に、先ほどの橋の荒町陸橋と苫米地駅跨線橋のほうの工事はいつごろになるのでしょうか。やはり注目されているところですので、詳しくお知らせ願いたいと思います。

○委員長（川井健雄君） 建設課長。

○建設課長（工藤 満君） 今は調査ですけれども、26年度から工事に着工していきたいと考え

ております。財政の許す限り、進める限り、進めていきたいと思っております。

○委員長（川井健雄君） 14番立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 先ほどの寿命化計画のほうなのですが、荒町陸橋はまず26年と書いてあるんですが、27年にはやはり苫米地駅跨線橋のほう、着工できる見通しなのかどうか。このところを詳しくお願いします。見通しをお願いしたいんですけれども。

○委員長（川井健雄君） 建設課長。

○建設課長（工藤 満君） まず、調査費を計上しておりますので、工事する仮定として進めていきます。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。4番工藤正孝君。

○4番（工藤正孝君） 先ほど財政課長が説明したときに聞けばよかったんですが、土木費のほうで出てくるのかなと思ってちょっと油断してしまいました。申しわけありません。この資料の6ページの備品購入費のところ、除雪ドーザー購入費の1,700万円というふうになっています。これは去年買って、実質、除雪されているのを私も拝見しました。大きい除雪機だなというふうに思いますが。これは1台分の値段だというふうに思いますが、今後、その除雪費、町で買った機械で行うためには、この1台で間に合ってもいいというふうに思ってことは予算化しなかったのか、上には行政バスの購入費の3,000、約倍もするのがあるので遠慮したのかなというふうにも考えましたけれども、今後の見通しとして、まだそういった除雪機械が必要でふやしていく予定であるのかどうかをお尋ねいたします。

○委員長（川井健雄君） 建設課長。

○建設課長（工藤 満君） 今のところは、ことし購入しましたドーザーで十分というふうに考えておりますけれども、あとは、今、業者に委託をかけているんですが、いろいろご事情が業者にもあるようですので、その数というか、協力者によってもまた考えていかなきゃならないのか

などというものがあります。

○委員長（川井健雄君） 4番工藤正孝君。

○4番（工藤正孝君） ありがとうございます。以前に、何年前か私も忘れましたが、この場で私も除雪についての発言をした経緯があります。というのは、除雪を担当する業者さんは、雪がある程度、4回、5回というふうな出動があれば採算的もいいんですけどもという話から、要するに1年車検で購入し、借入金であればローンを払っていかなければならない、車検代も高い、チェーンも何年かすると切れる、更新するにも何十万円だというふうにして、大変だというふうな話をしたら、前の定年された課長さんの答弁では、今後、町のほうでそういった機械を、車検なり借り入れなりをして、オペレーターだけ委託していかなければならない方向になるかもしれないというふうな考えの発言がありましたけれども、何年もたてば考え方も変わりますし、課長もかわると違う考え方もあるかもしれません。その辺のところはどうでしょうか。

○委員長（川井健雄君） 建設課長。

○建設課長（工藤 満君） 今、委員が言いましたけれども、オペレーターですけれども、今、2台かけています。グレーダーもですね。月120万円ぐらい、2台ですね。となれば、大きな負担にもなる。3カ月、12月から4カ月ですか。雪が降らなくてもそのままにしているという感じで、オペレーターでもいいのかなとは思いますが、ちょっと負担がかかるかなと思います。というので、一応業者のほうに、何とか現状を維持してできるように、もしくは、できないとなればまたそれなりに考えていかなきゃならないなと思います。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。6番沼畑俊一君。

○6番（沼畑俊一君） 75ページの8款土木費の19節の中で、馬淵川とともに生きる期成同盟会2万円というふうな予算ですけれども、これはどのような事業になるのか、その辺をお聞きします。

もう一つ、同じく8款の76ページ、河川費の一番下、河川費という目で廃目になっておりますけれども、これはどのように解釈をすればよろしいのか、その辺お願いいたします。

○委員長（川井健雄君） 建設課長。

○建設課長（工藤 満君） まず最初に、河川費のほうからでよろしいでしょうか。河川費ですけれども、河川をこちらで調査しまして、工事するべきところがあればこの河川費の中に予算を計上していくと。今のところ、大きな工事をするものはないということでゼロにしております。

あとは、馬淵川とともに生きる期成同盟会のことについてですけれども、これは馬淵川の中流部に、八戸、当町、三戸という1市2町で期成同盟会をつくっているものです。去年、つくりました。それで、これには国、今、事業をやっているんですけれども、もっと事業を進めていってもらいたいとか、そういう要望を出すものとする事業を行うと、そういう要望事項を行う事業として行う期成同盟会となっております。

○委員長（川井健雄君） 6番沼畑俊一君。

○6番（沼畑俊一君） 南部町の水害常襲地帯にいる者として、水害、洪水対策ですか、そういうのが一刻も早く、まず我々としては、住民として対策をしてほしいというような気持ちがありますけれども、2万円の予算で何がまず話し合われるのか、その辺をもう少し活発な議論ができる予算にして、何回も会議を開いていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（川井健雄君） 建設課長。

○建設課長（工藤 満君） この期成同盟会で、今の14日に町長が会長として国のほうに陳情、要望書を提出するために出かけます。よろしくをお願いします。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。15番川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） 住宅リフォームの700万円の効果について伺いたいと思います。700万円投入しましたら2億5,000万円の効果ということでした。普通に考えると、本当かなととりあえず思っただけで見ることにしています。しからば、その700万円の予算がなかったら、1件も仕事が

なかったんでしょうかと。そうすると、丸々2億5,000万円、45件分ですか。そのほかにもじゃあその制度を使わないでやった事業もあるのでしょくかと。そういったところを、やっぱりちゃんと、もともとのベースがどこで、どの分を上乗せさせたのかというのを、ちゃんと正確に考えるべきだと思うんですよ。その上で経済効果というのを考えるべきだと思うので、その辺の、過去1年2年の、例えば景気によってもそれは違うんでしょうけれども、リフォームですとか新築の着工件数とか、そういったものを教えていただきたいのと、もう一つは、町営住宅の件、この場合は公営住宅ですか。公営住宅ですか、町営住宅ですか。それなんです、見ていますと、感じるのは、老朽化したから新しい場所へ移動して、新築して、今まで住んでいらした方にそちらに移っていただいとゆうような、そういった作業が目につくんですが、それ以上に全戸数として、町営住宅として、その戸数のキャパはふえていっているのか、どのくらいふえていっているのかというところを教えていただきたいと思います。

○委員長（川井健雄君） 建設課長。

○建設課長（工藤 満君） まず、リフォームのほうですけれども、これはデータをまずさかのぼって、件数があつたから、今、もう一回町のほうで補助金を出せばもっと伸びるとか、そういうものでやっているものではありません。ただ、要望書が上がりまして、要望書に答える支援事業であります。それでまずやって、私とすればすばらしい効果があつたのかなと思っております。（「何と比較して効果があつたということなんですか」の声あり）

効果というのは、私の目で見るとあれですけれども。（「効果があるというのは、何か比較するものがあるわけ」の声あり）私の目で比較したという判断です。済みません。ということでございます。（「町営住宅の戸数の件は」の声あり）

住宅につきましては戸数はそのまま、今、14住宅あるのかな、同じ戸数、現状のままです。それを今、ひろば台団地は、五日市団地、それから旧ひろば、それから高屋敷、その団地が古くなっておりまして、それらを統合いたしましてひろば台団地をつくるという計画のもとで進めてまいりました。

○委員長（川井健雄君） 15番川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） よく聞かれるんです。町営住宅にあき、ありますか。ねなんて聞かれる

んですよ。私、よくわからないので聞いてみますというと、余りあいていませんみたいな話になります。1戸か2戸あいていますよと。すぐ入れますかと言うと、1カ月先、2カ月先に抽選してということになりますみたいな、そういう感じです。俺に聞かないで町き聞いたらいかべと思ったりもするんですけども、それはそれでいいんですけども、そういった人たちというのは、手っとり早くどこかに入りたいなというような人たちがいるわけですよ。しかも、高規格で安いところといえば町営住宅の新築のところとかというような意識があるように私は感じます。そういう人が潜在的に多分、いっぱいいるんだと思うんですよ。そうすると、やっぱり抽選してどうのこうのというよりも、やっぱり何戸とか、10部屋とかそのぐらい余裕をもってあれして、受け付けがあったら随時入れるような、もし八戸だとか三戸のほうから移ってきたいという人は優先的にははいどうぞというぐらいの、そのぐらいのキャパに余裕を持たせながら増築していくような、そういう考え方というのはできないものなのか。それに余り、町営住宅というのは非常に単価高いですよ。やっぱりもう少し、半分でもそれなりのもの、部屋ができるような気がするんですよ。半分でできるかどうかわかりませんが。もっと安くできる。国の基準であれば、補助を受ける基準であればそういう規格にせざるを得ないというような事情もあるのかもしれませんが、もうちょっと、ロールスロイスじゃなくてもいいわけですよ。私は軽の車で十分ですなんていうような人たちも、そういう考え方に立っているいろんな種類の住宅というのを考えていってもいいんじゃないのかなと思います。

それから、リフォームに関して、例えば700万円、2億5,000万円に対して700万円というと2.8%ぐらいですよ。2.8%の助成を行っただけで、約30何倍になっているわけですね。これはすごい助成効果ですね。すごいよね。すごいんだと思うんですよ。だけれども、そんなにあるのかなと、今どきね。700万円が2億5,000万円になりましたとうたい文句はいいですよ。だけれども、本当ですかと、もうちょっと違うんじゃないですかというようなところをちゃんと分析して発表するのが私はよろしいんじゃないのかなと。常識的などころで考えて、そういうふうに考えました。

○委員長（川井健雄君） 5番夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） 私からもちょっと除雪の件で聞きたいことがあるんですけども、雪が降ればよく皆さんも見受けられると思うんですが、集会所とか屯所とか、地区の農家の方々が農業用トラクターで厚意で除雪をしてくれている方々がいらっしゃいます。本当にありがたいなと思って見ているんですけども、もしこの人たちが何か事故を起こしたときには、どういう責任

になるんだろうなというのちょっと不安に感じることもあるんですよ。ですので、集会施設、消防屯所など緊急的に避難したりする場所ですので、こういったものは町側で正式に、その農家の方でもよろしいですし、依頼をすとか、保険を掛けるとか、そういったことも必要じゃないかなと思うんですよ。いつぞやの新聞にも載っていましたが、十和田では狭い路地の除雪なんかを農家に委託してやろうという動きがありますけれども、そういうのも将来考えていくべきじゃないかなと思うんですが、その辺、町側としては検討していますか。

○委員長（川井健雄君） 建設課長。

○建設課長（工藤 満君） 現状は、町道、あとは連檐地域ですね、町道でなくてもうちが並んでいるところがあれば除雪していくという形をとって、あとは大きな公共施設、それは除雪しています。ただ、今、委員が言ったように、集会所となれば町では、建設課ではやっておりません。今、言われたように、十和田市のほうでもいろいろ住民を巻き込んで、やれる範囲はあるのかという感じで進めているみたいです。規約とかそういうのをつくったのかもしれない。うちのほうでも、もし住民のほうでも協力してあげるといふ話があれば、いろいろ、除雪車の使い方、さっき言いました保険を掛けるとかこちらで油を補助すとか、いろいろな考え方もあるのかなと。まだあれなんですけど、いろいろ考えております。

○委員長（川井健雄君） 5番夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） 言葉の揚げ足を取るようですけども、「来れば」というのではなくて、やはり町側から問いかけをして、その地区地区でやってくれる人はないかなというようなことでお願いをするのがいいのではないかなと。「来れば」というのはちょっと、多分来ないと思います。やはり冬場、農家の方々、農作業も一段落している時期ですし、立派な除雪のショベルがついたトラクターを持っている方も結構いますし、本当の路地まで、高齢者が、進んできますと、本当に除雪できないでいるんですよ。やはり厚意でやってあげているのはいいんですけども、事故を起こした場合に損するのはその厚意でやってくれた人だと思うので、そのところはやはり町側である程度面倒を見てあげべきだと思うんですけども、その辺よろしくお願いします。

○委員長（川井健雄君） 10番中村善一君。

○10番（中村善一君） 「来れば」の話ですけれども、農道をお願いすると、農林課をお願いするんですけれども、農林課がやらないものですから、また電話すると建設課をお願いしてらと。何日たってもやらないんですね。農林課の範囲なのか建設課の範囲なのか、わからないやり方をしないほうがいいんじゃないかと。農林課は農林課で、やるときはやるようにしてやったほうが私はいんじゃないかなと思います。話をして、地域の人から話を聞いて農林課に発注してやるんですけれども、なかなか、1週間しても来なくて、私枝刈りしていたら、そばを2人して道路をずっと雪とりけしていましたけれども。何て言ったらいいんだからわからなくなってしまったんですけれども。これはもうちょっと連携をとって、農林課はやらねばならないから建設課に発注していると思うんですけれども、建設課は予算があるからいろいろなかなか進まないみたいですから、そこら辺の連携をきちっとしてもらいたいと思いますけれども、どうですか。

○委員長（川井健雄君） 建設課長。

○建設課長（工藤 満君） 今、委員が言われました農道除雪をどうですかということで、農林課長から即、すぐに連絡が入りました。時間を置いているわけではないんですけれども、私のほうで時間を置きました。それは、道路のほうを優先してまずやっている。そのために除雪費を計上していると。こちらとしたら、余り山間部ですか、農地ですか、そっちのほう、後回しという形で、その除雪後、こちらのほうを町のほうで除雪をするという計画を立てております。ある程度、3月の中旬とかそういう形で、そちらの方面を、山間と畑地のほうを除雪するという形で進めておりますので、ちょっと時間はかかるかと思いますがよろしくお願いします。

○委員長（川井健雄君） 10番中村善一君。

○10番（中村善一君） ということは、今のままでやるということですか。

○委員長（川井健雄君） 建設課長。

○建設課長（工藤 満君） 今の計画で進んでいきます。よろしくお願いします。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。3番中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 土木費の、これは道路橋梁費のほうの維持になるのか改良になるかわかりませんが、町道の管理の仕方ですね。というのは、実はことしもうちの近くでバスが上れないという状態を見たものですから、建設課に電話しました。そうしたら、パトロールに来て、来て、下の状況がわからないという話になったと。どういうことかと言いますと、そこが秋に舗装面に壊れて水が湧いている道路だったんですよ。ただ、前は町長も建設課長も、適時、パトロールをしながら維持管理していますという答弁をいただいていたけれども、パトロールに来た職員がそういう壊れている状態を知らないと言うんですよ。そこから凍ってバスが上れない状態で、何回も挑戦する状況になっていました。

ですから、パトロールするのはいいけれども、実際にどういう状態かということを理解してパトロールしていないんですよ。ただ車で走ってきてパトロールしたって、だめなんです。ですから、実際に私はこの下はこういう状態だと、雪をはだけて、こういうふうになって、ここから水がしたたれて、ここが凍った坂道なんだよと言ったら、ああそうですかと帰っていきました。ですから、実際に、これから維持管理するのに、パトロールするのであれば正式に確認しながら、できれば私は、もう少し細かくやるのであれば、何年前ですか、国で急に緊急対策で道路舗装面、壊れたところに予算つけるからすぐ資料を出しなさいと、どこをやりたいか資料出しなさいと言われたときがありましたよね。建設課であれば知っていると思います。そうしたら、ある町村が、いい状態の写真と今の状態の写真がなければ資料にならない、だから申請しませんということがあったんですよ。申請しても、これが本当に冬の間には壊れたものか何年も前から壊れたのか、判断に苦しめばそれは却下されると、だから申請しませんという話があったものですから。ですから私は、これからパトロールするのであれば、少なくとも舗装面というのはところどころ、要所要所は写真を撮っておいて、いつでも、春先になって壊れたときに資料をつけて、国で予算、あのときは相当な全国で予算をつけたんですけども、市町村によってはそういう資料をつくれないうんですよ。つくれないうから申請しませんと、県からこっぴどく怒られた市町村ありましたよね。何やっているんだと。これだけ予算が国から来たのに、使えと出したのに資料を持ってこない、要望してこない。そういうことがあったものですから、実際にその姿を見て何で要請しないと担当者に言ったら、いや、その資料はないと。いいときの資料がないから、今現状だけ持っていてもこれは資料として採用しないということがあったので、私は実際にその場で折衝に当たった人間ですから、そういうことで、パトロールして維持管理するのであれば、要所要所は写

真を撮りながら、いつでも資料として提供できるようなそういう管理の仕方をやってもらいたい。これは要望です。そういう形でやってもらいたい。

建設課の職員が、壊れて、水が流れて凍っている状態を知らないと言うんです。ああ、ここそうですかと帰りました。ですから、予算の中ではこれだけ、当然そういうことがあれば補正してでもやってくれるとは思いますが、そういう管理の仕方をやっていかないと、緊急に、恐らく近々国でも、またさらにそういう予算措置しますからやりなさいと、資料出してよこしなさいと、必ずまた来ると思っています。そういうときにそういう対応をしていかないとならないものですから、日ごろからそういう管理の仕方、パトロールするのであればそういう管理を徹底してやってもらいたい、そのことを要望したいと思います。

○委員長（川井健雄君） 7番根市 勲君。

○7番（根市 勲君） 非常に厳しい意見ばかり出ておりますけれども、同じ除雪の問題で。夏堀委員と同じ件なんだけれども、私は出初式が終わって消防に呼ばれたとき、うちのほうはもう早く各部落の人たちに消火栓のところとか緊急、公民館とかそういうところは各自で出てやりましょうということをお願い、消防団長からお願いされました。今、夏堀委員が言ったように、やってあげて事故になった場合ですね。その辺を確認しながら、しっかり町で対応してもらえればと思っております。その辺、よろしくをお願いします。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これにて8款土木費の質疑を終結いたします。次に、79ページから81ページまでの9款消防費について質疑を許します。4番工藤正孝君。

○4番（工藤正孝君） ページは80ページ、2目19節、額は少ないんだけど共済掛金とあります。69万9,000円、これは消防団員に対する共済金、あるいは消防車両かなというふうに考えるわけですが、それにしても人数が多い消防団ですから額が安いなと思ひまして、この辺ちょっと教えてください。

○委員長（川井健雄君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） この共済掛金は1,000円掛ける699人のございまして、団員が独自に共済掛金、今、3,000円負担して掛けているのでございませけれども、今の震災の関係でそれが4,000円になったという部分でございまして、その上がった分の1,000円を団員じゃなくて町で出しましょうというので、去年からこの額を町負担で上げているものでございませ。

以上でございませ。

○委員長（川井健雄君） 4番工藤正孝君。

○4番（工藤正孝君） 平均すると、加入者がいて、保険が支払われて、額が上がっていくと共済金も上がっていくといひませか、一般的な共済はそうだと思ひませけれども。内容ですね、いわゆる消防団として活動したときに限るのかなというふうにお思ひませが、夜間とかあるいはまた観閲式等、本団の方々は他の市町村に招待されて出かけることもあると思ひませ。そういったところまで含まれるのか、事故とかだけなのか、病気もあるんでしょうか、ちょっとその内容を教えてくださひ。

○委員長（川井健雄君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 消防の掛金につきましては、各団で入っている弔慰金、見舞金、相互扶助絡みのことがございませけれども、これは基本的に消防活動の中で支払われるものでございませ。

○委員長（川井健雄君） 4番工藤正孝君。

○4番（工藤正孝君） というのは、今回の条例改正で分団長は65歳まで、副が63歳までと上がりました。そこで、そこまで延長した理由について、すぐにでもまず役に立つといひませか、そういった経験者、経験がある幹部の方々を少しでも置きたいといひませか、長く消防団として活動していただきたいということで定年を引き上げたものというふうにお思ひませが。若い方々と違って、50歳以上、60歳を過ぎるとなかなか体が動かないといひませか、走ったつもりで

も走っていないですとか、現場で指揮に当たる部分は相当できると思いますが、消火活動においてはやはり体力的に劣る部分があって、けがとか、全国的に言えば亡くなる方までいらっしゃると思いますが、そういった部分を少し多目に保険をカバーしようというのが私はこの1,000円、あるいは、もうちょっと出せばまたもう少し保険内容が濃くなるのかなとかというのを考えるわけですね。先ほど言いましたように、消防活動、本団の方々というのは、遠くは佐井村ですとか交流がある他町村にも出かける機会があると思いますので、そういったときにも、やはり朝早く出かけられると思います。事故とかということを考えれば、年配の方々といいますか、団長であれば70歳までですか、の方までも広くそういったカバーできる内容を検討していけたら、せっかく1,000円を補助するわけですが、少し内容が濃いものがあつたらいいなというふうに思います。

○委員長（川井健雄君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 消防団の補償ということにつきましては、この共済掛金というのは基本的には団員の任意保険みたいなものでございまして、各団員が活動手当の中から掛けていただいていると。その内容については弔慰金、見舞金、相互扶助制度的なものでございまして、先ほど言いました、これまでは3,000円でしたけれども4,000円に、たしか来年度まで続くのかなというふうに思っています。日本消防協会が主催してやっているものでございまして、全団員が加入している状況でございます。

公的な補償等につきましては、その2つ上の青森県市町村総合事務組合1,595万6,000円というのがありますけれども、それが公的な災害補償でございまして、これが、例えば団員割で1,930円掛ける741名というような状況でトータルで1,500万円ほど、これは毎年、補償、職員で言えば公務災害等に係るものでございまして、そうした活動中の行動に関しては、そういう他町村への出初式への出席とかそういうものも係るものでございます。

以上でございます。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑はございませんか。16番工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 79ページ最後、備品購入費4,500万円とあります。名川の第2分団にタンク車を買うというふうに伺っていますけれども、私も三十二、三年前まで消防団員だった経緯があるものですから、消防についてちょっと、聞きにくい話にもなるかもわかりませんが

も。

消防という組織は、これ役場の総務課が管轄しているけれども、何となく消防には余り役場の職員というのは口を挟まないというか、頼まれれば嫌と言えない、はいと言わねばね、そういう地域の防火活動だとかさまざま、安全・安心のために頑張っているから要望を聞かねばねというのが先に立って、消防のあり方そのものをじっくり考えて議論していく部分に欠けるのがあるんじゃないかなと感じるのがあるから、意見を言わせてもらいます。

私ら、福地というのは、ちょっと行けば高岩から八戸なものですから、八戸の消防団と福地、名川、南部と見たときに、それぞれ旧町村での歴史もあって、名川を見ているとあそこでもタンク車ある、ここでもタンク車ある、また大きいのを買ったとかという経緯があって、要望すれば極力それに応えようとする姿勢で今まで来たような気がします。ただ、要望されたらはい、順番だから今度はあんたほうにこれ買ってあげましょう、それは金あればいいことだと思うんですけども、それよりもそろそろ、大体消防車というのは20年か25年、大事に乗れば長持ちすると思うんですよ。じゃあ、20年か25年の間にこの町どうなるんだということ、大体今、2万人前後の人口が、恐らくあと20年あったら1万四、五千人に減ると思うんですよ。当然、消防団の再編だとか団員の見込み数とかというのはある程度予測はつくんじゃないかと思うんですね。そうすると、その場合の屯所はどうあるべきか、消防署はどういうふうに、消防団の編成をどうすべきか。その辺も議論しながら、ある程度町民の意識というか、合意のもとにやっていかなきゃならないけれども、今のところはそこまで議論して消防車を更新しているわけじゃなくて、ああ、今度は、何分団のは何年たったからじゃあ取りかえましょう、何がいいですか、1,000万円の予算出ればいいのに決まっているわけですよ。そうすると、私からから見ればちょっと背伸びし過ぎた、こういう高いのを買ってもちやんとふだん、やっぱり1,000万円の消防車を買うより3,000万円のを買ったほうが見ばえもいいし確かに団員も張り切ると思うんだけど、維持管理費もその分余計かかるだろうし、壊れても修理代もかかる。そうすると、そういう議論をそろそろ始めるべきじゃないかなと。そして、始めながら、ここの分団については機械力をびしっと整備したのをそのまま維持するんだと、ここはとりあえず可搬式のを乗っけて急いで近場の火事に対応できればいいという発想でやるとか、そういう議論をそろそろしないとまずいんじゃないかなと。

それから、もう一つ、私も約10年弱で、まじめに行ったのは3年か5年ですけども、消防団員だった経験から言うと、操法とか消防の行事については一生懸命集まって訓練もします。でも、どちらかという、実際の火事というのはなかなかないものですから、実践に備えた、実際ホースをつなぐ、中継する、給管で川から水を上げるとか、そういう実践の訓練というのは案外今も

昔も、ああ、これだば安心だというほど一生懸命なされていない部分があるじゃないかなと思うんですけども。その辺について、今までの慣例どおりじゃなくて、そろそろ今後はこういう方向を目指すべきだというのを検討する時期に入っていると思うので、ぜひ検討して、ハンドル曲げれる分は、曲げたほうがより地域の町民から信頼される、安心感を持たれる組織になるんじゃないかと思うんですけども、その辺の私の意見についての何か見解があればお答え願います。

○委員長（川井健雄君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 大きく分けて2点かなと思っておりました。

町のほうのかかわりが少なくて、団員のほうからの要望に基づいて事業を執行しているのではないかとございますけれども、基本的に、消防団のほうとこういう機械力の整備に関しては、常に私自身が正副団長会議に出まして確認をしております。タンク車が高価なものですから、やはり慎重に決めていかなきゃならないという部分もあります。この車種につきましての総合的な、車種をどういうふうにしていくか、基本的にタンク車は何台でいく、南部町32個分団ある中で、将来じゃあ32でいくのかということも含めて、基本的には具体的にもう少し、来年度、25年度で分団、消防団のほう独自でも検討していくということで話をつけてございます。

車両の整備につきましては、タンク車あるいはポンプ車、積載車、どういうバランスがいいのかということが一番肝心でございまして、分団の位置もございます。基本的には、消防車両の整備につきましては、基本的に「消防力の整備指針」というのが消防庁で示されてございますので、それに基づいた数に、南部町独自の台数というのも認められておりますので、そういうことも含めてこの間、正副団長にも消防力というのはこういうものですよというのはご説明申し上げました。基本的に、もう少し具体的に言いますと、タンク車、ポンプ車につきましては、整備の単位というのはどのくらい本数を火災の際に出せるか。というのは、ポンプ車は2本でございます。積載車は1本でございます。それをトータルで何本整備しなければならないのかというのが南部町である程度指針でありますので、それを含めた内容は説明してございます。という中で、タンク車はじゃあどうしようということを、言われるままにやっけてきているということではございませぬので、今後またそれも詰めていくというものでございます。

また、実際の災害に即した訓練は余りなされていないのではないかとご指摘でございますけれども、合併前はちょっとそれぞれの団でございますので事情は私、わからないところがありますけれども、合併してからは、常に実践に即した訓練をやりましょうということで、同じ訓練

を、例えば消防団は自然水量を使う場合がございますので、それを各地区の消防団をくっつけて中継送水というのを必ずやるということで、名川地区の如来堂川にポンプ車を並べまして中継送水をやると。一番、機械員の養成が重要でございますので、ポンプ車を操作できない団員がいるということであれば困る。常に現場に行ったら水を揚げられる、中継ができる、そういう団員を育てていくということを眼目に訓練しているところでございます。

○委員長（川井健雄君） 16番工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 私が予想していたよりいろいろ慎重に検討しているというのがわかったので、そういう指針とかあれば、後で資料としてお願いしたい。それから、一般的に、何ていうんでしょう、住民1人当たり、常備消防費は、一般的な自治体として、常備消防費がこれぐらい、非常備消防費はこれぐらいというのがあれば、我が南部町はかなり使っているほうじゃないかなと。なぜかと言うと、例えば隣の高岩だとか八戸の一日市とか、あの辺の消防団の人なんかと話すれば、ダブルキャブの1トン半ぐらいのトラックに可搬式が載って、予算的には1,000万円ぐらいの予算で消防車を買っています。屯所は800万円ぐらいの予算で最低限をつくっていますというような感じで、地域から寄附集めればもっと立派なものをつくっているでしょうけれども。八戸から見るとここはかなり消防には力を入れているなというのは、農村部で範囲も広いからそれはそれでいいと思うんですけども、そういう話し合いとか指針とかデータ、私らわからないものですから、ぜひ今後の方向とかその辺がわかれば資料としてお願いしたいなと、そういうことです。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。3番中館文雄君。

○3番（中館文雄君） 15節の工事請負費に係るところを質問します。私が住んでいるところに2個分団といますか、5分団、6分団がありまして、それぞれ地域では重要な役割を果たしているというふうに私は認識しておりました。ただ、そこで、当然私も担当課のほうには要請は出していましたので、例えば補修工事の中には含まれているだろうと期待しながら質問するんですけども、実際に使う施設が危険だということでこれを何とかということをや望を出しておきました。

それから、もう一つ、第6分団のほうで大分前から消火栓の移設をずっとお願いしているけれ

どもやってくれないということで、再三再四言われています。これは、だから、消火栓の移設は勝手にやられないのか、水道企業団でだめと言われているのかわかりませんが、消火栓の移設が実際になかなか難しい移設の方法なのか、それとも要望が届いていなくてやっていないのか、ちょっと確認とあわせて答弁をお願いします。

○委員長（川井健雄君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 消火栓の移設については、今年度も予算をのせてございますので、ちょっと今、6分団が入っているかどうかというのはちょっと今、確認とれないんですけども、後で確認してお伝えしたいと思います。

○委員長（川井健雄君） 3番中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） だから、何でそれを言ったかという、それは旧道にあって、常備のほうからもその消火栓に点検に行くこともできない場所に立っているとされるんですよ。何でそれを地域で、町道のそばに移設してもらうのに逆に皮肉言われた経緯があったものですから、改めて、入っていないなければぜひひとつ検討しいただいて早急に対応していただきたいと思います。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。15番川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） 防災計画について聞きたいと思ったんですが、どこに関連づけるか、全般の関連として伺いたいんですが、先般、原発事故を前提にして、以前は半径10キロだったのが今、30キロですか、それでもって、30キロ圏内の自治体、地域ということになるんでしょうか、その防災計画をつくりなさい云々というニュースを見ました。もちろん、一番近い例えば六ヶ所から中心に考えても南部町は30キロよりもっと遠いんですけども、対象になるのは三沢あたりまでなのかなというような気がするんですけどもね。福島事故でもって半径何キロでというようにくり方があれだけ意味のない分け方だったというのがわかっていながら、今、起こるか起こらないかわからないあれでしょうけれども、起きたとしてという前提ですから、何でまた半径30キロだとかそういう同心円的な、本当は放射能物質の広がり方というのは、同心円ではなくて非常にまだら状に広がることはわかっているわけですよ。そのように考えれば、季節的なこ

ともあるんでしょうけれども、非常にやませというのに乗った場合に、南部町だってどこかに非常に高レベルな吹きだまりができるかもしれないと私は危惧があるんですね。そうすると、やませが表面からぶつかるのは名久井岳です。名久井岳の裾野あたりに非常に高濃度に積もったり、そういう単純なものじゃないんでしょうけれども。やはりそういった半径30キロの中の防災計画というものを作成しなさいと、何かつくりようがなくて困ったよというようなニュースも聞きましたけれども、そういうふうにと考えると、そういう防災計画というのは、少なくともやませの影響を受けるような地域というのは、皆さん、作成しなければならないんだろうと思うんですよ。そうやって、やはりスピーディーみたいなシミュレーションの上で、どの辺までどのぐらいの影響があるかということ进行分析した上で、必要であれば私らの町も独自につくる、そういう国からの達し方なのか、県の独自の考え方なのかわかりませんが、町独自でもそういった防災計画をつくる必要があるんじゃないのかなと思いつつああいうニュースを聞いていましたけれども、どう思いますか。

※工藤正孝君 退席

○委員長（川井健雄君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） これまでは10キロ圏、それが30キロ圏に延びたと。あれは原子力防災計画という独自の別個の部分の縛りでつくる計画でございまして、なぜ30キロになったのかというのは私もちょっと不思議でした。原発事故以来、要は半径何キロで決まるものじゃないと。飯舘村みたいに飛び地でホットスポットができる、あるいは、たまたま北側のほうに後でホットスポットができたというような現状をみますと、とても半径何キロで同心円上でくくられても困るなと思っていたんですけれども、どうしてもこういうことになったと。我が町は、六ヶ所村から大体80キロぐらい直線で離れております。東通からは100キロぐらいでした、たしか直線でですね。というふうなことを認識しておりまして、もし今、ご指摘のようにやませ偏西風、要は北からの風が来ると一発流れてくると。今回も、福島県の影響かどうかわかりませんが、関東地方でもやはりあるんだというふうなところで、そういうニュースを聞いていますと、いや、町独自でどういう体制で計画をつくれればいいのか。やはり私たち、素人の部分だけでというのは限界があるなということで、県からも指導いただきたいんですけれども。

とりあえず今、30キロ圏のところを縛りをかけて出せということで、全町を集めて一回防災担

当課長会議をやったんですけれども、その当時は、30キロ圏域から広がってその地域の人たちが避難しなきゃならないと。避難をする町はまず30キロ圏内で決まると、それから、今度は受け入れる町を決めなきゃならないと。そういうことで、受け入れる町を今度は指定しますからということで話が終わって、それから県のほうでは集まりがありません。ですから、今度はまず受け入れ先に南部町も、とりあえず県内で決めるということでございますので、八戸を含めた三戸郡か、もう割り当てが来るのかなと。野辺地町さんとかああいう広がった部分からこちらにということ。この間、青森市はそういう訓練をしたようでございますけれども、そういうことから始まって、やはり私たちもそういう情報を得ながら、この間、横浜町さんでしたか、ヨウ素を配るということを独自に盛り込むとかそういう記事も載ってございましたので、そういうことを含めて、もう少し検討して、簡単に、うちは30キロ離れているからこういう対応は要らないんだという認識は持ってございません。

○委員長（川井健雄君） 15番川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） あくまでもシミュレーションなんでしょうけれども、多分、スピーディー的なシステム、スピーディーのシステムというのはこの辺にも適用できるんだと思うんですよ。そういったところを、やはり季節的にどの時期になればどういった風の流れ、そういったものが多分シミュレーションできるはずなんですよ。そういったデータを1回シミュレーションしてもらって、その上でやはり心づもりしておいて、逃げるんだったらどっちの方向にとか、そういった町の防災計画、実践に使う計画としてやはりつくっておいてもらいたいなと思うんですよ。よろしくお願いします。

※工藤正孝君 着席

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これにて9款消防費の質疑を終結いたします。次に、81ページから95ページまでの10款教育費について質疑を許します。14番立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 82ページになります。10款1項教育総務費2目事務局費の中の13節委託料についてであります。その中の中学生海外研修事業費1,170万円についての質問です。事前に通告しておりますので、読んで質問にかえさせていただきます。一括で行います。

※夏堀文孝君 退席

中学生海外研修事業について、改善してほしい旨の質問をしてまいりました。この事業に関して関係する方から話を聞くとか、改善する項目など独自に話し合ったのでしょうか。

次に、1,170万円の事業内容についてであります。前年度と同じような内容なのかどうかお聞きするものです。そして、改善の提案についてであります。ホームステイ先は1戸に対し生徒1名とか、研修先はハワイだけでいいのでしょうか。ハワイで今までやってきたわけですが、この改善はいかがでしょうか。英語弁論などを開き発表できるなど、英語力を高められるような改善を求めます。また、学校ごとに競わせるのではなく、南部町全体から20名とか改善すべきではないでしょうか。また、海外研修だけでなく学習できるものと考えますが、どのように考えておられるのでしょうか。経過報告とこの内容についてのご答弁をお願いいたします。

※夏堀文孝君 着席

○委員長（川井健雄君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 立花委員の中学生の海外派遣ということで、以前、一般質問でもご質問あってお答えした記憶がございます。

まず初めに、25年度の1,170万円というふうな内容でございます。今現在のところ、行き先、時期等につきましてはハワイあるいはアメリカ等幾つかの候補で考えております。時期につきましても、行き場所によって違ってくるというふうなことでございます。

提案ということで、ホームステイ云々というお話もございました。それにつきましても、各家庭に2人とか3人とか、そういうことになるかと思えます。

帰ってきてからの発表というふうなご意見もございました。英語での発表というふうなことはちょっと難しいので、今現在考えてございませんが、保護者等を集めて発表というふうなことを今もやってございますので、継続してやってまいりたいというふうに考えてございます。

以前、立花委員のほうから参加する生徒の選考というふうなことでご意見がございましたんですが、それにつきましては、今までの募集要項、いろんな部分をかえてございますが、もう一つが、選考につきましても今、担当の職員のほうで検討を進めているところでございます。

以上のような現状でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（川井健雄君） 14番立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 私は、この内容、予算委員会ですのでいいとは思いますが、一般質問した後、皆さん方が、こういう内容の質問が出たら関係課の方から話し合うとか、どうすればいいのか。実際、大変この選考基準で不愉快な思いをしているというのが、今だけでなく何年も前から聞かれているので、やはり改善してほしいということで話あったんですが、選考基準について今までどおりであるということであれば、やはり大変貴重な予算だとは思いますが、その一方で行けるだけの語学力があるのに弾かれるとか、それではやはり中学2年の父母の皆さん、注目されている方は不愉快な思いをするのではないのでしょうか。やはりこういうふうに疑問に思われるような行事ではなくて、ある程度、英語弁論など、短くてもいいですのでたえられるだけの語学力を持つ方が選ばれていくというのであれば理解できますが、そうでない面もあるので、やはり、1,000万円じゃなく、その半分でもきちんとしたその基準を持って、語学力を高められると思われる生徒を20名とかにするなど今、求められているのではないのでしょうか。また、海外に行くだけが勉強じゃないという声もありますし、これにこだわらずにもっと、招致されている英語の先生もいるわけですので、生きた英語を学ぶための何か方策もこれからつくっていくことは求められていると思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（川井健雄君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 立花委員からのご意見をもとに、農村交流推進課のほうのご協力もいただきながら、三沢の米軍基地内にある中学校とも交流ができないかという交渉もしていただきましたんですが、今のところはちょっと向こうのほうが対応できないというふうな状況でございます。

語学力のみで判断しているのではないかというご意見でございますが、そういうことではございませんが、町内には4つの中学校がございまして、2年生の方を派遣しているというふう

なことで、その中で一斉に統一試験ではないんですけれども、そういうのをやるのも1つの方法かなとか、そういう部分では今ちょっと検討中でございます。

以上でございます。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑。16番工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 95ページですか、最後の15節の工事請負費というところに施設改修工事と。これは町民体育館と福地運動公園を改修する費用だと思うんですけれども、ちょっと私も朝野球をやっている方から聞かれて、ことしの朝野球さ間に合うべか間に合わないべかと聞かれたんですけれども、私もわからなかったものだから。この福地運動公園、工期はどういう工期で、今までこうだったけれどもこういうふうに直すというのの概要がわかったら、まずひとつお答え願いたい。

それから、さっきの語学研修に関してちょっと私の意見を言わせてもらえば、ちょうど1カ月前に私、4泊5日でタイのチェンマイというところに旅行に行ってきたんですが、勝手にあの辺の観光地を歩いたりして、チェンマイの動物園というのがパンダもいるものですから1人で動物園の中ぐるぐる回っていたら、バンコクから修学旅行で来ている中学校1年、2年の生徒さんがいたんですね。私もつたない英語で話ししてみたんですけれども、あれってびっくりしたのは、多分、ここの中学校1年生、2年生の女の子はこのぐらい会話できないよなぐらい、割と通じたんですね。ですから、今、私らが中学生のころと違って、いろんなDVDだとかいろんな勉強をするのもあるわけですから、いわゆるそういう言葉が通じるという部分と、自分の知らない地域の国の文化とか習慣とかを知るということも大事でしょうけれども、日本に一番欠けているのは、情報は入っているけれども通ずる語学力がほかの国から見れば弱いんじゃないかと。例えば、そうですね、ここ四、五年の間には東南アジアとかヨーロッパとかに行ってきたんですけれども、台湾へ行っても韓国へ行っても中国でもベトナムでも、中学生ぐらいの人と話しても、日本の中学生よりは通じるような気がするんですね。

だから、いろんな知恵を絞って海外に研修させるのも1つの手でしょうけれども、いろんな機会をつくって異文化に接する、外国の人と直接触れ合う機会というのはいっぱいあると思うので、その辺を総合的に判断して、要は今、費用は少なくても効果がいっぱい上がることをいろいろ企画してほしいものだなと要望して終わります。

○委員長（川井健雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（工藤重行君） 95ページの15節工事請負費の内容ということでございますけれども、まず、ここの工事費というのは2つ行う予定をしております。

まず1つ目は、工藤委員おっしゃったように、福地野球場のクレイ舗装といたしまして、これは内野、バックネット前のフェールグラウンド部分なんですけれども、ここの部分の土の入れかえを行うということになります。これは、10年ほど前にやったときは、たしか10年ぐらい経過しているために内野部分の土も大分減って低くなっている部分が出てきているわけなんですけれども、そういったものを解消するためのクレイ舗装工事ということになります。これが大体300万円ほどの予定で考えております。

それから、もう一点のほうなんですけれども、町民体育館の屋根の塗装工事、これを考えてございます。実は前に塗装工事をしたのが平成16年にやっております、もう10年近くたとうとしていますので、ちょっと雨漏りの老化も出てきていますので、そういったことから屋根の塗装工事というふうなことで、これは大体1,000万円ほどになるわけでございますけれども、この2つを行う予定となっております。

なお、事業開始につきましては、年度、4月に入りましたら早々に取りかかって進めるというふうなことで考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（川井健雄君） 教育長。

○教育長（山田義雄君） 先ほど海外研修の件について久夫委員からありましたけれども、ことしから小学校5年生、やはり諸外国に比べて日本の子供たちは語学力が非常に弱いと。確かに、基本形の英語の勉強、ある部分では受験のための英語力、そういうふうな土台がすごく強くて、こういうふうな語学、コミュニケーション能力というのは非常に他国に比べて劣るというふうなことからも、文科省ではその辺を危惧しまして、ことしから、小学校5年生から、特に英語に親しみ、語学力をつけるというよりも英語に親しむというようなことで、積極的にALTの先生方を活用してことしから展開しております。またALTが入ったことによって中学校の教育もそういうふうな基本形から語学力を向上させる、そういう教育に変わってきております。

確かに外国に行って子供たちを引率して思うことは、子供たちが現地に行って本当に英語を話

せることは素晴らしいことだなどと、そして、英語をもっともっと身につけたい、そういう意欲が非常に日本にいるよりも高まっていきます。そういうふうなことから、海外派遣のほうも、日程的にホームステイの日数をふやしまして、生きた英語に会えるような機会をどんどんふやして、これからもそういうふうな海外研修にしていけば、本町の子供たちももっともっと語学力、コミュニケーション能力、これが身につくなというふうなことを実際に連れていって感じておりますので、これをもっともっと大切にしていきたいなと、そう思っております。

以上でございます。

○委員長（川井健雄君） 間もなく5時になりますが、このまま会議を続けます。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これにて10款教育費の質疑を終結いたします。

次に、95ページから96ページまでの11款災害復旧費について質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これにて11款災害復旧費の質疑を終結いたします。

次に、96ページの12款公債費について質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これにて12款公債費の質疑を終結いたします。

次に、97ページの13款予備費について質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これにて13款予備費の質疑を終結いたします。

以上で一般会計予算の質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。14番立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 2013年度南部町一般会計予算案について討論を行います。

※東寿一君 退席

地方公務員の賃金引き下げを前提とした地方交付税の引き下げは許しがたいものがあります。年金減額や生活保護基準の引き下げなど社会保障費削減は、デフレ打開策にはなりません。消費税増税とあわせて、暮らしと経済の危機をますます深刻化させるだけではないでしょうか。

当町の一般会計予算案には、住宅新築支援及びリフォーム促進事業への増額予算など住民の要求が実現した項目があり、喜ばしいことでもあります。しかしながら、介護、医療、福祉などの充実が求められております。また、町独自の中小企業対策が求められます。

以上の理由を述べ、反対討論を終わります。

○委員長（川井健雄君） ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

※東寿一君 着席

○委員長（川井健雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○委員長（川井健雄君） 起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の予算特別委員会は終了いたします。

3月11日は、午前10時から引き続き予算特別委員会を再開いたしますので、よろしく願います。

◎散会の宣告

○委員長（川井健雄君） 本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

（午後 5 時03分）

南部町議会予算特別委員会会議録（第3号）

平成25年3月11日（月）

出席委員（18名）

1番	山田賢司君	2番	八木田憲司君
3番	中舘文雄君	4番	工藤正孝君
5番	夏堀文孝君	6番	沼畑俊一君
7番	根市勲君	8番	河門前正彦君
9番	川井健雄君	10番	中村善一君
11番	佐々木勝見君	12番	工藤幸子君
13番	馬場又彦君	14番	立花寛子君
15番	川守田稔君	16番	工藤久夫君
17番	坂本正紀君	18番	東寿一君

欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	小萩沢孝一君	企画調整課長	坂本與志美君
財政課長	小笠原覚君	税務課長	八木田良吉君
住民生活課長	極檀義昭君	健康福祉課長	高森正義君
農林課長	中村一雄君	農村交流推進課長	西村幸作君
商工観光課長	福田修君	建設課長	工藤満君
会計管理者	谷内恭介君	名川病院事務長	佐藤正彦君
老健なんぶ事務長	麦沢正実君	市場長	工藤敏彦君
教育長	山田義雄君	学務課長	夏堀常美君
社会教育課長	工藤重行君	農業委員会事務局長	北川哲君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 根 市 良 典 主 幹 留 目 日 出 子
主 査 秋 葉 真 悟

◎開議の宣告

○委員長（川井健雄君） ただいまの出席委員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を再開いたします。

（午前10時00分）

○委員長（川井健雄君） 本日は、本委員会に付託されました議案第2号から議案第20号までの平成25年度南部町各特別会計予算19件を審査いたします。

なお、各特別会計予算につきましては、歳入歳出一括で質疑を受けますので、よろしくお願ひします。

それでは、審査に入ります。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（川井健雄君） 議案第2号、平成25年度南部町学校給食センター特別会計予算を議題といたします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） おはようございます。

それでは、予算書の学校給食センター特別会計のページをお開き願いたいと思いますが、1ページでございます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億9,071万3,000円と定めるもので、前年度当初と比較いたしますと、金額で570万8,000円、率では2.9%の減となるものでございます。

次に、6ページをお開き願います。初めに、2の歳入の主なものをご説明申し上げます。

1款1項1目給食費負担金は、児童生徒の保護者が納入いたします負担金で、本年度予算が8,372万円、前年度より573万2,000円の減でございます。これは、児童生徒の減少によりまして

供給する食数が少なくなるためでございます。

次に、2款1項1目一般会計繰入金は、給食センターの管理運営に要する人件費、物件費等の経費を一般会計から繰り入れするもので、本年度予算が1億699万1,000円で、前年度比で2万4,000円の増でございます。

3款1項1目繰越金と4款1項1目雑入の各1,000円は、科目を残すためでございます。

次に、7ページをお開き願います。3の歳出について主なものをご説明いたします。

1款1項1目給食管理費は、今年度予算が1億684万円で前年度比で2万6,000円の減でございます。

1節は給食センター運営委員の報酬、2節の給料から4節共済費までは給食センター職員の人件費、11節の需用費は食器用洗剤等の消耗品、灯油やガス等の燃料費、電気や水道料金等の光熱水費が主なもので、前年度より40万円ほど減になっております。

12節の役務費は厨房設備関係の点検手数料、次の13節の委託料は給食の調理と運搬業務及び施設管理業務の委託料が主なものでございます。

次に8ページに移りまして、2目の給食費は給食用物資を購入するための賄い材料費でございます。本年度予算が8,377万3,000円で、前年度比で573万1,000円の減でございます。これは歳入で申し上げましたが、児童生徒の減少によりまして供給する食数が少なくなるためでございます。

2款1項1目予備費は10万円でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（川井健雄君） 説明が終わりました。

質疑を許します。5番、夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） 7ページの13節委託料でございますが、児童数が減って570万円余りの給食費負担金が減っている中で、委託金が昨年度と全く同額というのはどういった理由なんでしょうか。1食で請負しているんじゃないけれども、全部で契約しているのか、その辺ちょっとご説明をお願いします。

○委員長（川井健雄君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 児童生徒、幼稚園等も含めまして、昨年より80人ほど人数が減って

ございます。ただ、調理業務、さらには運搬業務等につきましては、その分、人数が減っても調理する時間、配送の時間というのはほとんど決まっておりますので、2時間ほどでございますので、その間に全てを終わるにはやはり人数等もほぼかわらない人数でやっていかないと給食の提供に間に合わないというふうなことで、委託料につきましてはほぼ同額の経費というふうなことになると思います。

以上でございます。

○委員長（川井健雄君） 5番、夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） 80人減れば、実際、手間も減ると思うんですが、委託料が全く同額というのも、これは随意契約ですか、それとも毎年入札で行うのでしょうか。

○委員長（川井健雄君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 現在も、これまでも随意契約で継続してやっております。それで、委員おっしゃるとおり、80人なり減った場合にはその分減るんじゃないかと。数%でも減るんじゃないかということになると思うんですけれども、基本的に、80人程度でございますと、調理の部分に係る時間というふうな部分ではほとんど変わらない。また、学校への12校、プラス児童館、幼稚園という部分につきましては、配送の箇所が変わらないものですからほとんどその経費というのは変わらないというふうなことで、今現在は消耗品関係、洗剤とかガス料等を幾らかでも減らしていこうというふうなことで、25年度は消耗品関係、かなり減らしてございまして。ただ、配送車の夏タイヤとか交換部品等もございまして、その分ではなかなか目に見えた経費の減というふうなことにはなっておりますが、全体的には少しずつ節減に努めているところでございます。

以上です。

○委員長（川井健雄君） 5番、夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） しつこいようですけれども、一昨年から比べると、昨年は90人減って、またことしは80人減って、この2年で160人以上の生徒が減っている中で、確かに時間的なこと

とかを考えれば、配送業務は多くても少なくとも同じところを回るのでそれは理解できるんですが、つくるのが160人も減って委託料がそのまま随意契約で同じ金額というのは、やはりちょっと住民にも説明できないところがあると思うんですよ。なので、やはり業者ともその辺のところを詰めて、やはり給食数が減っている中で、少しは落としてもらおうという交渉をするべきだと思うので、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（川井健雄君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） わかりました。今後とも経費の節減等に努めてまいりたいと思います。

ちょっとご説明が後回しになりましたけれども、人員の関係では、25年度、児童生徒数が1,500人を切るというふうなことで学校栄養士の数が1人減になります。今まで2人でやっていたところが1人減になるというふうなことで、ただ、1,500人ぎりぎりの線で来てございます。そういうことで、業務委託の部分でも、栄養士が減った分、1人を追加して、調理員を減らして栄養士の中に入れるというふうなことで対応してこの金額でやっていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。16番、工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） やはり今まで、私らは給食センターの運営というのは、材料費は父兄から負担してもらって、調理して配送する、それは公費で負担して、大体半々でやるという1つの原則で今まで来たと思うんですね。多分、合併した当初は、給食数というのは2,000人を越えていたんじゃないかなと思うんですけども、近々に1,500人を割るということになれば、やはり従来の学校給食運営のあり方というのを根本的に検討する、そして、ここ何年かのうちには運営のあり方そのものをちょっと見直すという作業も必要になるんじゃないかなというふうに思うんですよ。

それはどういうことかということ、学校給食だけにここをこのまま使っていくのか、あるいは、もうちょっと給食の数そのものをふやして福祉とかそういう関係のお弁当をつくるのか、何か官民一体となった運営方法に改めるとか、そういうことの発想を変えないと、どうしても経費は簡

単に下がらないだろうなというのをは、今の学務課長の説明を聞いてわかるんですね。ですから、私は、ここ1年間のうちにこうしろじゃなくて、やっぱりどういった運営をすべきかというのを、何ていいますか、今の学校給食運営委員会の委員に答えを出してくれというのはかなり無理がある。ですから、もうちょっと広範囲ないろんな各階層の意見を聞きながら、3年後5年後には1つの目安として給食材料費と管理運営費を半々に持っていく努力といいますか。それは例えば、所長から何から全部、役場の出向じゃないと、民間に全部任せるといふようなところまで切り込まないと難しいと思うんですけども、そういう検討をそろそろ始める時期じゃないかなと思って、そういう考えがとおりかどうかちょっと伺いたと思います。

○委員長（川井健雄君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 工藤委員にはいつもいろいろな場面でアドバイスいただいておりますが、確かに児童生徒数、今後も減少の一途をたどってまいります。5年後には多分、1,200人ぐらいに少なくなるだろうというふうな予測はわかっておりますので、確かに福祉とかそういう部分も含めて、あるいは業務委託といいますか、指定管理制度のような部分も含めまして検討していく必要があるだろうと。そうしないと、やはりこれからの運営自体は厳しいものがあるだろうというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。3番、中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 基本的に、一般管理費の固定費といいますか、固定費の減については同僚委員と同じような考え方ですけども、この中で、ちょっと細かいんですけども、例えば職員手当が、寒冷地手当が去年よりぼんとふえていますよね、金額的に。同じ職員でここがふえるというのは、やっぱり私はちょっと疑問があります。扶養手当であれば、結婚したとか親を扶養することになったと手当が上がることはわかります。ここだけ何で、ほかの手当等はそれほど数値的に変わらないんですけども、寒冷地手当だけが単価上がっているんですよ、ここの職員の。だからここをちょっと。

それから、さっき言ったように、個人の負担は今のところ、これは恐らく変えないという方針で予算化したんだと思うんですけども、さっき工藤委員も言いましたけれども、多分、口に入

る分は個人から負担してもらおうということでこういう予算化になったと思うんですけども、固定費が毎年毎年1億円以上一般財源から繰り入れていくとなれば、やっぱりそこからもう検討していく必要が出てくるような気がするんですよね。ですから、食べている子供たちに負担をかけたくないという気持ちはわかりますし、また、議会でもそういう形で今までやってきたと思うんですけども、何かでやっぱり負担をこれ以上ふやさない方法を考えていくとなれば、逆に、食材費をもっと安い値段で、その差額を一般財源のほうから繰り入れる分から引いていくような格好とか、そこまで考えないと、各材料分は個人から負担してもらっているからそれはいいじゃないと、あくまでも管理費的な部分は町から公費として出していくとなれば、いつまでたってもこれは一般管理費を下げない限り、課長の説明のように難しいということであれば、じゃあ根本的に、指定管理者かなんかにしてもう一切町から手を引くというような議論まで進んでいくような気がするものですから、その辺ちょっと基本的な考え方。例えば給食費の今年度8,300万何がしの予算を見ているんですけども、これをもうちょっと仕入れの単価を業者と折衝して下げて、その差額を逆に、そこまで努力しないと、一般財源からどんどんどん毎年同じ金額を入れていくという考え方そのものを改めていかないと、なかなか、これからどんどんどん生徒数が減っていくとなればですね。ですから、ちょっと細かい点ですがその点と、何でこの寒冷地手当だけが数字的に上がったかというところとあわせてお答えいただきます。

○委員長（川井健雄君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 職員分の給料・手当等につきましては、前年度在籍していた職員との、毎年いくものですから、今回は所長が今年度末で退職というふうなことで、その分が今はちょっと高く上がっていると。実質、職員の異動があると、実際の額に補正がかかるというふうなことでなっております。

もう一つが、個人負担というふうなことで給食費、実際は三戸郡でも南部町の給食費は高いほうではございません。安いほう、中間のあたりでございます。ちなみに八戸市さんのほうは300円台に上げるというふうなことでございますが、食材につきましては今のところ、栄養士から確認いたしますと小学校255円、中学校280円というふうな単価でまだいけそうだというふうなことで伺っております。ただ、若干、米の代金が少し上がるというふうなことで、1食当たり2円50銭ほどというふうなことでなっておりますが、その分は別なほうで何とか調整できるというふうなことでなっております。

委員おっしゃるとおり、一般管理費というふうな部分ではやはり消耗品、あるいはどうしても毎日のように、運営してきてございまして、交換部品というふうな部分では当然かかっていくというふうなことで厳しいものがございしますが、そういう部分ではできるだけ、人員の削減とかそういう部分を含めて経費の節減に努めていかなければならないというふうに考えてございます。以上です。

○委員長（川井健雄君） 3番、中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） そうすれば、固定費の削減が今のやり方ですともうこれ以上は恐らく難しいというような考え方なんでしょうね。ところが、やっぱりそこは、前からも問題になっていますように、じゃあ、給食センターの利用の仕方、本当に学校給食ということで、我々説明を受けているのは学校給食だけという限定での補助事業ですからということで説明を受けているんですけれども、前から同僚委員からもいろいろ話があるように、何かに使える方法、それは早急に何かの形で検討を進めていく必要があるだろうと思うんです。せっかくこれだけのもの、どうしても、ここの機材を動かすためにはこれだけかかるということであれば、そうすればやっぱり、それを別な給食とかそういうところに何かの形に使えるということは、これはいろいろな角度から検討していく必要があると思いますので、その辺もひとつ検討をお願いしたいと思います。

○委員長（川井健雄君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） わかりました。以前にも川守田委員にもお答えいたしましたように、民間の幼稚園とかそういう部分でも活用できないかというふうな部分で、福祉も含めましてこれから検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。15番、川守田稔君。

○15番（川守田 稔君） 8ページの食材費に絡んで質問いたします。この中の食材費の、原材料から買うものと既製品で買うもの、ありますよね。購入するもの。それがどれぐらいの割合で、どういったものが既製品であって、どういったものが原材料で納入されるのかとか、そういった比率、わかったらお答えいただきたいのと、かねがね学校給食を食育というような考え方はある

かと思えます。食育もそうなのですが、であれば、地産地消というところ、鍋条例に関しても町長おっしゃっておりますけれども、非常に地産地消という仕組みは大事なんだと思うんですよ。それで、どういう努力をなさって、地元の食材を購入なさるような努力をなさっているのか、その実態。全てがそういうわけにもいかないんでしょうから、その辺の実態等を説明していただきたいのと、アレルギー対策に対してはどれほどの深刻さが我が町にはあるのでしょうか。多分、何人かの生徒さんというのはそういった問題を抱えていらっしゃると思うんですけれども、こういった対応をなさっておるのかご説明いただきたいと思えます。

○委員長（川井健雄君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 1つ目の既製品の割合でございますが、ちょっと資料、ございませんので、大変申しわけないんですけれども。既製品という部分では、調味料関係、あるいはこれも既製品に当たるのか、冷凍食品とかそういう部分。（「デザートもある」の声あり）そうですね、デザートもついてございます。あるいは牛乳とか。そういう部分ではあれですけれども。牛乳につきましては完全に県内産というふうな部分で入ってきてございますが、それ以外のものについてはちょっと資料がございませんので、申しわけございません。

2つ目の地産地消の導入状況と地元産というふうなことでございますが、南部町産のものでございますが、米は100%JAを通じて購入してございます。あとは野菜類、果樹類関係が25%程度でございます。そうしますと、大体全体の30%はいきませんけれども南部町産と。プラス青森県産が55%ぐらいですので、7割ちょっとが合わせて県内産という状況でございます。

もう一つのアレルギー対策でございます。給食センターのほうで各小中学校、児童生徒の保護者から、申告と申しますか、集めたものでございますが、アレルギーを持っている子供というのは60名を超えてございます。ただ、これは保護者の方々からの申告でございますので、実際にその専門医の診察と申しますか、そういうのを受けた数字ではございませんので何とも言えないんですけれども、そういう数字になってございます。

それで、その中で、いろいろな子供がいらっしゃいます。アレルギーの食物、数種類を持っている子供もいらっしゃいます。例えば卵だけがアレルギーというふうな子供もいらっしゃいます。特に多い子供が、食物アレルギーでちょっと症状が重くなるという子供が1人ございまして、その方につきましては弁当を持参していただいて、学校給食のほうでは牛乳だけを提供しているというふうな対応をしております。それ以外の子供につきましては、献立表等を参考に、例えば

ちょっと取り除いて食べるとかそういうこともしてございます。何せ一人一人の状況が違うものですから、そういう対応をしているという状況でございます。以上です。

○委員長（川井健雄君） 15番、川守田稔君。

○15番（川守田 稔君） 地産地消というのは、私はいいいことだなと思うんです。何でいいかという、余り仲買人さんがマージンを取りません。運送費かかりません。ですから、農家から直接、手渡しで消費者に渡るというのは悪いことじゃないと思うんですよ。ですけれども、学校給食センターということになると、やっぱり寄生虫ですとか残留農薬ですとか、そういったことをやはり十分に考慮に入れなくてはならないと思うので、難しい部分もあるかと思うんですけれども、70%ぐらいが青森県産ということなのであれば、70%ぐらいを南部町内でというふうな努力をしてもらいたいと思うんですが。地産地消、町長もおっしゃるように、地産地消につながりますというのは、非常に学校給食というのがすごくいいポジションにいるんじゃないのかなと私は思うんですよね。そうなのであれば、地産地消の仕組みというのがじゃあ、どういうふうに確立されているのかなという、余りよく見えてもこないんですよ。月1回鍋食べる、そのために地産地消という仕組みをつくるよりは、毎日のことですから、学校給食をベースにそういった地産地消という仕組みを考えて、それでもって一般の私たちにももっと安くいい品が届くような、日々の食材がそういうふうにお賄えるような仕組みをつくってもらってこそ、地産地消というのが完成するような気がするんです。

それでもって私は、予算というのは低く抑えればそれはそれでいいと思うんですけれども、ただ、この給食ですとか食は、その地域の文化でもありますので、少々金額がかさんでもこれはいたし方ないと思うんですよね。それをやはり、食育という側面を持ってどのように町に精神的に還元するかということを考えるのも大事なことだと思うんですよ。そういった意味で頑張っていたきたいと思います。

○委員長（川井健雄君） ほかに。10番、中村善一君。

○10番（中村善一君） 今の、南部町産30何%と言いましたけれども、2,500万円から3,000万円、どういふのを買っているんですか。ちょっと信じられません、失礼ですけれども。

○委員長（川井健雄君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 南部町産、20%ちょっとなんでございますが、金額的には大体1,000万円ぐらいです。量的な部分の割合と金額的な部分の割合という部分がございます、金額的にいきますと約10%ちょっとを超えたところが南部町産というふうなことになります。どういうものがあるかといいますと、野菜類とかみそとかリンゴジュースとか豆類、豆腐関係とか、そういう部分が主でございます。産直のほうからも購入してございますし、町内のお豆腐屋さんとか、そういう部分からも納入していただいております。そういうのを含めると約1,000万円ちょっとというふうなことになります。

○委員長（川井健雄君） 10番、中村善一君。

○10番（中村善一君） もう少しやれるように頑張ってください。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。2番、八木田憲司君。

○2番（八木田憲司君） 先般の新聞のほうでも報道されましたけれども、新郷村、七戸町の給食費無料化ということで報道されました。それで、今の予算を見ていると、南部町自体では8,300万円余りのまず予算、予算のほうでは使われているのが給食費、材料費としてかかっていますけれども、給食費を納めた部分が多分充当されていてこの金額になっていると思うんですけれども、父兄の負担軽減ということを考えて、私、新聞を見たところすごくインパクトがありまして、南部町としてもこの8,000万円、これからの5年ぐらい後は1,200人ぐらいまで生徒数が減るということであれば、多少この部分はどんどん下がってくるのではないかと思いますので、これから先の方針として無料化に進む考えがあるのか、検討していく余地があるのか、その辺をちょっと町長のほうからお伺いしたいんですけれども。まず、お考えをお聞かせいただければと思います。

○委員長（川井健雄君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 先般、給食費に2町村無料化という部分で載っておりましたが、1つだけ捉えられると非常にすごいなと。ただ、別な部分では他でやっていないのを、例えば医療費の

無料化とか行っているわけです。我々、いつも私言うんですが、総合的にいかないと、今回、うちのほうだと8,000数百万なわけでございます。じゃあ、その分どこから持ってくるかという、何かをやっぱり削っていかなければならない。別なほうで我慢してもらう部分が当然出てくるわけでございます。基本的にはやはり、現在のところは原材料費部分だけをいただいているわけでございます。やはりご負担いただく部分をしていただきながら、一般会計では管理費として1億円出ているわけございまして、そういう部分のバランスというのを考えていかなければなりませんし、誰でも、払うよりはただのほうがよろしいでしょうけれども、ここはやはり我々、将来的な財政負担というものを考えながらいかなければならないわけございまして、やはり財政の見通しが、これ2年3年続けてじゃあそのときから、苦しくなってからまたいただきますというわけにはこういうのはいかないと思うんです。やはりやるとなれば恒久的にいかなければならない、そういう部分も考えなければなりませんので、現在においてはご負担をいただくようにしながら、ただ、今後、子育て支援等々、若者の誘客を図っていくという部分を考えていった場合にどこまでできるかという部分というのは、これは常に考えていかなければならないと、こう思っておりますが、今すぐにじゃあ8,000万円ほどをできるかという、少しまだ課題もあると考えております。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（川井健雄君） 議案第3号、平成25年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算を議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（福田修君） それでは、議案第3号平成25年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,144万8,000円と定めるものでございます。

それでは、6ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。

1款1項1目農林漁業体験実習館使用料、本年度は1,235万5,000円を予定しております。前年度に比較いたしまして284万6,000円ほど減となっております。これは、24年度の実績見込みを参考にして積算しております。

2款1項1目財産売払収入3,891万2,000円を予定しております。前年度比で693万1,000円の増を見込んでおります。これは宴会等が23年度以降ずっと伸びてきておりますので、その辺を見込んで計上しております。

3款1項1目一般会計繰入金3,545万円を見込んでおります。前年度比で1,281万円ほどふえております。一般会計からの繰り入れということです。

4款1項1目繰越金は1万円、前年同額を計上しております。

5款1項1目雑入については2,472万1,000円を計上しております。前年度比で2,472万円ほどふえております。これは、説明のところでございますけれども、原子燃料サイクル推進特別助成金ということで見込んでおります。この金額は、施設の修繕、改修工事費等に充当する予定でございます。

次のページ、8ページ、9ページをお願いいたします。3の歳出でございます。

1款1項1目管理運営費1億1,134万8,000円の計上でございます。比較で4,161万5,000円ほどふえております。

4節の共済費、それから7節の賃金は、人件費でございます。8節の報償費については各種教室の講師等の謝礼ということになります。11節の需用費3,454万4,000円を計上しておりますけれ

ども、主なものは燃料費、重油、ガス、自動車用燃料費、それから、光熱水費、電気、水道の部分でございます。それから、賄い材料として1,765万1,000円ほど計上しております。例年、大体1,700万円を超えるぐらいの賄い材料が必要となっておりますので当初で計上しております。役務費224万9,000円、大きいものはリネン等のクリーニング代となるものです。13節の委託料は460万円計上しておりますけれども、これは施設改修工事分の設計監理業務、それから、施設の管理、エレベーターのオーバーホール、それから浄化槽、ボイラー等の施設管理でございます。14節の使用料及び賃借料、大きいものはカラオケ機械、それからコピー等の使用料でございますけれども、今年度、新規にAED1台セットする借上料も計上してございます。それから、15節工事請負費2,960万円、これは施設の改修工事ということで、一番大きいのはボイラーの改修でございますけれども、あと、トイレは洗浄器付きのトイレに12基を交換する予定でございます。それから、浴場の地下にあります配管、鉄パイプなんですけれども、腐食が進んできているということで交換が必要になってきております。それから、天然風呂のろ過器も当初からですので、更新時期に来ているということで工事を見込んでございます。

続きまして、9ページの18節備品購入費300万円を計上しておりますけれども、送迎車、普通免許で運転できる送迎車なんですけれども、平成7年開所当時から入れてあります車なんですけれども、14万キロ以上走りまして車検時にも部品が調達できないような状態になってきておりますので、更新するという事で予定しております。そのほかには、施設用の備品といたしましてプレハブですね。宴会等のテーブル、今、研修室の後ろに置くんなんですけれども、そういうものを保管しておくプレハブを購入したいと、そういうふうを考えております。19節の負担金補助及び交付金で大きいのは、退職手当組合の負担金ということになります。それから、27節公課費では134万1,000円ほど計上しておりますけれども、消費税が主なものでございます。

続きまして、2款1項1目予備費10万円、前年同額計上となっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（川井健雄君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。4番、工藤正孝君。

○4番（工藤正孝君） 8ページ、1項1目管理費15節工事請負費、今、説明していただいたボイラー改修、トイレの補修、配管、風呂のろ過器等々の消耗品費に係るお金ということで、年数がたてばいずれはこういった部分がかかるということで、それは構いませんが、前にも私、この

場で申し上げました。宿泊者に対する配慮といえますか、いわゆる、これも今回に入っていればいいなというふうに思っていたんですが、宿泊者に対する朝食・夕食のときの場所が寒いということで、あれは皆さんご存じのように、入って、エレベーター、自動ドアがあって、入ってすぐの右側にありますけれども、あそこで浴衣のまま食べている方がいらっしゃいます。私の知り合いもそこでいただいて、とても寒くて寒くて風邪を引いて帰ったというふうに、苦情的なものを私はいただいたつもりで、この場で、そういった部分も考えて何らかの仕切りであるとか暖房も少し上げるとか、そういった努力が必要ではないのかなというふうに申し上げたことがございます。

それと、宴会がふえてきたということは大変よろしいかと思いますが、そういった努力もあってだと思えます。ただ、私も南部町の議員という立場上、よその方々に使っていただけるように宣伝もいたしました。過去2回ほど忘年会等々を行いました。もう少し、何ていいますか、この場で言うのもあれですが、この場で言わせてもらいますと、6時からの宴会にもかかわらず、6時に到着したときにその部屋には暖房もついていなかったとか、もう一回は、出された料理が大変異臭がして、返して、危なくもう少しで食べるころでしたが、言ったら、済みませんということで取り下げてくださいましたが、何ていいますか、心遣い、値引きもないといえますか、そういったものもありました。ふえていっているということはその後、ちゃんとした努力が見込められると私は信じていますが、もう少し利用するお客さんのサービス向上、詳細なところまで、ご商売という形になって見られていると思いますので、ご注意をしていただきたいなと思えます。

○委員長（川井健雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田修君） 大変貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。今の改修部分の中では、ちょっと暖房のほうまでは入っておりませんでした。私のほうも現地を調査しながら努力したいと思えます。

それから、宴会に関しまして、料理の関係でまずい面もあったということなので、その辺も詳しく聞いてみたいと思えます。

それから、今おっしゃられました利用者のサービス、それに関してはもう一度、職員等の意見交換をしたり研修会を持ったりして、サービス向上に努めていくように努力していきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。15番、川守田稔君。

○15番（川守田稔君） AEDを購入なさるとのことなんですが、何台買いますか、どこに置きますか。

○委員長（川井健雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） AEDでございますけれども、今、借り入れするのは1台の予定でございます。そして、入ってすぐのフロントの、多分その近くになると思いますけれども、まだ設置する場所等までは検討してございませんでしたけれども、とりあえず、昨年、浴室で倒れた方がございまして、人工呼吸なんか職員が対応したんですけれども、その時点でAEDがあったほうがよいということで私たちも考えまして、とりあえず1台置いて、それをみんなで、いる人が使えるように講習会なんかを開いてセットしていきたいと、そういうふうに思っております。

○委員長（川井健雄君） 15番、川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 五、六年ぐらい前でしたら、AEDというのはすごく珍しくて特殊なものだった感じがするんですよ。ですけれども、今のご時世になると、あつて当たり前でしょうみたいな。それで、去年ちょっとある講習で蘇生術、人工呼吸をやって心臓マッサージをやって、AEDの使い方とか。八戸の消防の講師の方々も、どこか近くに必ずあるものだよみたいな、そういうニュアンスでそういう講習をなさっているんですよ。ですから、今さら1台というのもちょっと遅かったんだろうなとは思いますが、もっともっと本当はふやすべきだということ考えると、もう一つ、じゃあ、AEDが必要な方というのはどういった方なんだろうということ、私よく、確かにお風呂で倒れるという場合、ちょっとそれを考えていなかったものですからあれなんですけれども、例えば、下にキャンプ場ありますよね。キャンプ場で倒れたらとか、当然、名久井岳散策だとか登山だとかそういった人たちもあるわけですよ。そうすると、やっぱり、私よくわからないんですけれども、例えばじゃあ同じところに設置するんじゃなくて、複数あつて、山に登る人はよろしければしょって持っていくとか、そういった、それが可能なのかわかりませんよ。電源の確保が。ですとか、例えばキャンプ場で倒れられて、じゃあ、あんたAED

持ってきてくださいと。若いものだったらいいかもしれませんが、何かそれなりの年齢の方だったら、あそこ駆け上がって駆けおりにきたらその人のほうが使わなきゃならなくなるんじゃないかというような、そういった感じなわけです。そういったことを去年、あそこでキャンプをやってみて、そういうことをちょっと考えたことがあったんですよ。あるのかななんて思っていましたけれども、なかったわけでした。

そう考えると、とりあえず1台なんでしょうけれども、じゃあ、1台を非常に有効に使う設置場所というのをよく考えてやってもらいたいのと、どんどん台数をふやして、できればあそこ、周辺のセンターハウスですとか観光案内所ですとか法光寺さんですとか、何台か分散させてできるようにも考えてもらいたいと思いました。

○委員長（川井健雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田修君） 大変貴重なご意見をいただきました。確かにキャンプをやっている場所の近くにもあったほうがいいと思いますし、夏場は特に利用者が多い施設になっておりますので、その辺はこれから、台数を設置できるかどうかという部分と、それから、どの辺に設置したらいいかというふうな場面があると思いますので、検討していきたいと、そういうふうに思っております。ありがとうございます。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。3番、中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） さっき課長の説明にありましたように、使用料がここ、23年の数字を見ても1,300万円から、24年はこの前補正しても1,300万円を切ると。今年度は1,335万円ということで、年々減少といいますか、収入減というようなことですが、これは実態がそうだとわれわれはそれまでなんですけれども、これに対して、ここをふやす、いかにしたら利用してもらえるかというような工夫を何か検討されているかどうか。ここ3年減っているから減らして予算組めばというわけじゃなくて、いかに利用してもらかということですね。やっぱり担当としては検討する必要があると思います。

それから、去年も私、質問していましたけれども、ここも賃金は臨時職員だけですよ、計上されているのは。役場のほうには、役場というか、商工課のほうでは担当課を配置して見ているということでの答弁があって、形態はそのままだと思いますけれども、その辺で、担当課長とし

て、全てそういう形で運営したほうがいいのか、また、常駐の責任者を配置して運営するという
こと、前はそういう格好でやっていたんですけども、その辺の考え方、この2点をお聞きしま
す。

○委員長（川井健雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田修君） 利用者の増の件でございますけれども、今、私たちがやっている
イベント等でも、来ていただいたお客様にちょっと割引きをして利用してもらうような工夫を
昨年度から若干取り入れてきております。これを農業観光のほうとも連携いたしまして、でき
たら町に来たお客さんをそのまま帰すんじゃなくて、チェリウスとかバーデに寄ってもらう、何か
値引きとかその辺も考えながら、とにかく入ってもらうような方法を考えていきたいと、そう
いうふうに思っております。

それから、職員の件でございますけれども、今現在、嘱託職員といたしまして4人ほどおりま
す。調理の関係、それから、あそこを管理している職員の関係でございますけれども、25年度は嘱
託職員として1人、今まで臨時で一生懸命頑張ってくれていました職員がおりますので、その方
を嘱託職員として1人追加を今、考えております。役場の職員が常駐するような形で管理してい
くのがいいのか、ちょっとその管理の方法等についてはこれからいろいろ考えなければならない
部分があると思います。特にあそこは宿直もございますので、その辺考えながら、チェリウスの
今いる嘱託職員のほうとも相談をしていきたいと、そういうふうに思っております。町の職員を
配置していけるかどうかということになるとちょっと難しい点が出てくるかとは思いますが、
も、運営の方法等についてはこれからいろいろ、議員の皆さん方と協議しながらやっていくこ
とになるのかなと、そういうふうに思っておりますけれども、今現在の時点では、あくまでも特別
会計で、今のやり方で動く方法ということでご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（川井健雄君） 3番、中館文雄君。

○3番（中館文雄君） その中で、一般会計のほうで、民生費の中で温泉利用の券を発行して、
バーデハウス、チェリウスもそうでしょうけれども、チェリウスの利用者というのはどの程度に
なっているかというのは数字つかんでいますか。お伺いします。

○委員長（川井健雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田修君） 今現在、町内の65歳以上69歳までと70歳以上の方々にバーデのほうは入浴券の無料券を配布しておりますけれども、チェリウスに関しましては券は発行しておりますけれども、料金は全然どこにも出てこないような形になっています。というのは、町で運営しているチェリウスのお風呂に関しては、高齢者の方々は券を持っていくと無料で入れるような形になっておりますので、そのお金がまた別のほうから出るということではございません。町の施設の中でただ金が動くだけでございますので、そこはやっておりません。

それで、24年度の2月までの高齢者の方々の温泉の部分、風呂の部分、その券を回収したのが1万5,182で、全館利用の分もございますので、その辺も……。ごめんなさい、これはバーデのほうです。チェリウスの部分では、対象者が全町内6,183人ございますけれども、約3,000、使ってもらっております。これは名川地区、南部地区、福地地区、それぞれの方々が利用しておりますけれども、一応対象者としては6,000人ちょっとございまして約3,000人、半分ぐらいの利用者がございます。ここの分に関しては、収入が全然ありませんので。そういうことです。

○委員長（川井健雄君） 3番、中館文雄君。

○3番（中館文雄君） そこを、実際に有料で使っている方、そのほかに行政的なものを使っている方があればそれなりの効果があると思うんですけれども、その辺ちょっとわからなかったものですから聞きました。それなりの利用者は、使っているということですね。わかりました。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。16番、工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） さっきの学校給食センターにしても今のチェリウスの運営についてもバーデにしても、同じことが言えると思うんですけれども、やはり商売に明るい経営とか税理士とか、そういう資格を持った有識者を集めて、向こう3年だか5年のうちにこの持ち出しを半分に抑える抜本的な改革を検討する委員会みたいなものをやらないと、やっぱり私らも、福地に住んでいけば、バーデがなくなれば困るからこれは余り役場から出る金を絞れば都合悪いとか、例えばチェリウスにしてもそうですよね。名川の人たちから反発買うのもまずいからって、いい意味の遠慮なのか悪い意味の遠慮なのか、そういうことではいけないと私は思うんです。チェリ

ウスとバーデは運営形態も違うだろうけれども、要はあそこにいる人たちは自分なりには一生懸命やっていると思うんですよ。思うんですけれども、私らも商売やった経験からいけば、私、高校1年の2学期から22歳の秋まで八戸で旅館の番頭をやりながら商売やった、学校行った、そういう経験で言えば、お客さんが例えば30人泊まれる宿泊施設で、30人泊まろうが5人泊まろうが、ほとんど基本的な運営費用というのは変わらないんですよ。だから、安くてもどうしても数を泊めることを考えなければ宿泊施設というのは思うようにいかないというか。飯食わせるところも同じだと思うんですよ。やっぱり食事に来る人があれば、特に酒なんか飲ませれば、1,000円の売り上げに対して粗利が800円もあったりする。そういう利益率というのを考えながら商売やるわけですね。だから、私らも宿泊を八戸でやっていたときは何を考えたかといったら、宿賃は安くてもいいんですよ、とにかくちょうじゃくして飲ませて、色気あるおなご支度して、そうやって売り上げをやると、そういうことを徹して考えてやるわけですよ。はっきり言って、半公務員的な感覚でやっているとそういう発想が出てこない。だから私が言いたいのは、役場から持ち出している金を3年なら3年、5年なら5年をめどに半減してもなおかつ持っていける運営形態を目指すというか、そういう検討をしてそれなりの組織を改革していかないと厳しいだろうなと。幸い、それぞれ、どっちの施設でも、新陳代謝じゃないでしょうけれども、定年でやめていく人もあるかもわからない。そうしたら、人材を育てながらそういう発想を変えていく、そういう検討をすることをぜひ、今までの殻を破った形の検討委員会みたいなもの、改革委員会というかそういうのを考えてほしいなど。その辺要望したいと思うんですけれども、理事者のほうはどうですか、考え方として。

○委員長（川井健雄君） 副町長。

○副町長（坂本勝二君） 今、お話をいただきました。それで、長年、今の形で経営をしてきたんですが、1つは、総体的な地域の人口が減ってきている、それと、利用者も同じパターンでやっておりますと少しずつ減っていくのかなという感じがしてございました。ですから今、お話があったのを含めてもう一度検討したいと思っておりますし、近くでいえば、バーデハウスについては指定管理、今まで現在の公社という考え方でございましたけれども、今度は公募して、どういう業者が手を挙げるか、そういうのも含めて検討してみたいと思っております。また、実際、そういう民間の方々が入りますと、私たちが考えているよりもはるかにまた経営改善が見えてくるかもしれませんので、今後、そういう部分で検討していきたいと思っております。以上です。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） ご異議なしと認めます。

これによって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

ここで11時20分まで休憩いたします。

（午前11時05分）

.....
○委員長（川井健雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）
.....

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（川井健雄君） 議案第4号、平成25年度南部町ボートピア交付金事業特別会計予算を
議題といたします。

本案について説明を求めます。企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） 議案第4号、ボートピア交付金についてご説明申し上げます。
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ655万円と定めるものであります。なお、金額につい
ては24年度と同額でございます。

次、6ページをお開きください。歳入であります。

環境整備協力費であります。本年度の予算503万5,000円、前年度と比較して48万5,000円増額でございます。この金額につきましては、ポートピアなんぶの売り上げの0.5%の歳入を見込んでございます。

繰越金でございますが、151万5,000円でございます。前年度、24年度の繰り越しを見込んでおります。

7ページになります。歳出であります。一般管理費655万円でございます。

その説明でございますが、8節報償費160万円、前年度と同額でございます。これは町道清掃作業に対する町内会等への報償費でございます。

14節使用料及び賃借料でございますが、130万円、前年度と同額でございます。町道補修用の機械借上料でございます。

16節原材料費60万円でございますが、これも町道補修用の材料でございます。この3つの節につきましては、建設課が担当してございます。

次、19節でございますが、負担金補助及び交付金であります。305万円であります。負担金といたしましてはポートピアなんぶ運営協議会への負担金、補助金といたしましては自主防災組織活動への補助金100万円、笑顔あふれるまちづくり事業に200万円を計上してございます。なお、現在、2月末の実績でございますが、自主防災組織活動につきましては5件の10万5,400円、それから、笑顔あふれるまちづくりにつきましては9件の141万5,000円となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（川井健雄君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。16番、工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） ポートピアなんぶとは事業主体が違うとは思いますが、何日か前の新聞を見れば、田舎館村の道の駅の向かい側にポートピア津軽っていうのかな、あって、その運営会社が自己破産したけれども営業をそのまま継続しているというような記事がありました。それだけポートピアの運営状況も厳しいんだろうなというのは推測されるわけですが、

年々、この推移からいけば、交付金が、協力費といいますか、減ってきているのが、前年度より今回約50万円ぐらいふえたというのは、営業を頑張って売り上げが伸びたのかなというふうに解釈してはいたけれども、このポートピアなんぶと町の関係について再度確認しておきたいん

ですけれども、町はこういう協力費をいただいてそれを地域づくりに生かすというのは非常にいいことなわけですけれども、町はこのポートピアの事業に対して具体的には何らかの協力をするというような協定はあるのでしょうか、ないのでしょうか、その辺ちょっと確認だけお願いしたいと思います。

○委員長（川井健雄君） 企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） 町とのかかわりでございますが、先ほど負担金のところで、ポートピアなんぶ運営協議会という負担金、ございましたが、そのときに施設管理をしている会社とポートピアなんぶの中の人たちと意見交換をしております。それは、1年間のポートピアの日程とか、そういうふうなこととか、あとは、ポートピアはジャックドまつりとかサマーフェスティバルにブースを設けましてPRをしておりますので、その日程等をこちらで提供しております。あとは、広報等で1カ月分の日程を広報に載せてPRしております。その中に、笑顔あふれるまちづくり事業等でこういう事業に使っていますよというのを再度そこでPRして、そのような町とのかかわりでございます。以上です。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（川井健雄君） 議案第5号、平成25年度南部町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 議案第5号、平成25年度南部町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億6,921万5,000円と定めるものであります。この予算額につきましては、平成24年度と比較しまして6億202万6,000円の増となっております。121%の編成となっております。要因としましては、健康センター建設に伴う工事請負費と備品購入費等で5億3,856万円、直診施設勘定繰出金1億26万6,000円が主なものです。医療費の見通しにつきましては、平成23年度決算費、平成24年度支払い状況から、医療諸費につきましては3%減額としています。

なお、被保険者数が昨年度同期に比べ256人の減となり、1月末現在は6,964名で推移しているものであります。

16ページをお開きください。歳出の主なものからご説明いたします。

1款の総務費1項総務管理費1目一般管理費であります。144万円増加となっております。これは人件費に係る増加分が328万円、それからレセプト点検員2名のうち1名を8款保健事業費に移動したことにより129万6,000円が減となっております。

18ページをお開きください。2款の保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費であります。14億7,600万円を予算化しております。前年度に比べ4,800万円の減となっております。これは、平成24年度は月額1億2,700万円程度を見込んでおりましたが、平成25年度は月額1億2,300万円を見込んだものであります。これらの給付費の32%は国庫支援金になります。9%は財政安定化基金になります。それから県は9%という補助率になっております。

※工藤正孝君 退席

なお、平成24年から国の支出割合が34%から32%へ、県が7%から9%へ変わっております。合計については変わりありません。

次に、19ページ上段になりますが、2款2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費ですが、こちらは前年度に比較し1,920万円の増加の1億8,720万円を見込んでおります。これは12月定例会の補正予算で説明しましたが、これまで入院でしか使えなかった限度額適用認定証が平成24年4月の改正から外来診療でも限度額適用認定証が利用できるようになり、月平均160万円の増加を見込んでいるためであります。

20ページの下段になります。3款後期高齢者支援金分、1項1目の後期高齢者支援金であります。この支援金につきましてはゼロ歳から74歳までの方が対象となります。本年度予算額は3億5,581万3,000円を見込んでおります。こちらのほうは658万8,000円の増額となります。

次に、21ページが一番下段になりますが、6款介護納付金1項1目の介護納付金は1億8,279万5,000円を見込んでおります。前年度より113万円の減となります。これは1人当たりの納付額を5万6,366円と見込み、対象者数は3,243人、2号被保険者の見込み数となります。

次に、22ページ、一番上段になりますが、7款の共同事業拠出金1項1目の高額療養費共同事業拠出金、こちらのほうは6,800万円を見込んでおります。前年度比が100万円の減。

次の2目保険財政共同安定化事業拠出金は、前年度と比較し1,600万円の減、2億8,400万円を見込んでおります。

次に、8款保健事業費1項1目の特定健康診査等事業費では1,863万6,000円を見込んでおり、前年度より146万円増額となっております。これは先ほど申しました1款総務費から計上している臨時職員2名のうち、1名を業務内容の割合から8款に計上したものです。

次に、23ページ、8款2項2目の国民健康保険保健指導事業577万円を見込んでおります。前年度比が223万1,000円の増加、これは備品購入費として超音波骨密度測定装置207万9,000円を計上したものが主な理由です。この装置は、超音波によるカルシウム測定になります。健診の保健指導や受診指導に用いるものとして予定しております。

次に、24ページ、8款3項総合保健事業費1目の施設整備費5億3,856万円を見込んでおります。昨年10月の臨時会において一般会計から振り替えたもので、前年度一般会計では2億4,075万4,000円を計上しておりましたので、前年度比をしますと2億9,780万6,000円の増額となります。

13節委託料として599万円6,000円、内訳は、建設工事施工管理が314万6,000円、外構整備工事施工管理が200万円、重機等設置工事施工管理が85万円となります。

工事請負費4億7,788万2,000円を計上しております。内訳は、建設工事が2億8,586万3,000円、

外構整備工事 1 億3,900万円、重機等設置工事が1,620万円、通路整備工事が81万9,000円、上水道工事が400万円、下水道工事が3,200万円となります。

備品購入費として5,300万円を計上しております。内訳は、一般備品購入費とし4,300万円、健康診査システムとして1,549万3,000円、訪問看護の支援システムとして128万2,000円、訪問看護訪問車122万5,000円となります。ここで言う訪問看護サービスは、介護保険事業に係るもので、国民健康保険総合保健施設事業を導入するに当たり、必須要件として在宅福祉事業を組み合わせることとなっている理由のものです。訪問看護ステーションとは、看護師が患者の主治医から訪問看護指示書の交付を受けて訪問看護を行うものです。

次に、25ページ、11款諸支出金 2 項他会計繰出金 1 億326万6,000円、直診病院の名川病院に対するもので、平成24年度は医療機器の30万円でしたが、1 億26万6,000円の増となっております。内訳は、特別調整交付金である医療システム等救急患者受け入れ体制支援分、普通調整交付金分として医療機器、病院建物、研修医住宅、前年度比が223万1,000円の増加。

次に、10ページにお戻りください。歳入の主なものからご説明いたします。

1 款 1 項 1 目の一般被保険者国民健康保険税は、本年度は 5 億7,049万6,000円を見込んでおります。前年度より2,256万4,000円の減額を見込んでおります。

1 節になりますが、医療給付費分現年課税分が 3 億8,243万7,000円を見込んでおります。これは、調定見込額に対する88%の徴収率を見込んでおります。

2 節の後期高齢者支援金分の課税分も88%を見込んだものであり、9,689万5,000円を計上しております。

3 節の介護納付金の現年課税分も88%、こちらは5,644万6,000円を見込んでおります。

次に、2 目の退職被保険者等国民健康保険税であります。4,559万3,000円は511万円の増額を見込んでおります。こちらのほうは医療給付費分も、後期高齢者支援金分、介護納付金、いずれも徴収率95%を見込んだ額となっております。

次に、11ページをお開きください。中段になります。3 款国庫支出金 1 項 1 目の療養給付費等負担金でございます。7 億5,385万5,000円を見込み、前年度比で793万6,000円の減となっております。

細節につきましては、一般被保険者療養給付費を 5 億7,072万7,000円と見込み、後期高齢者支援金分は 1 億2,097万6,000円、介護納付金は6,215万円を見込んだものであります。

下段になりますが、3 款国庫支出金 2 項 1 目の財政調整交付金 4 億8,253万5,000円を見込み、前年度比で 2 億7,434万6,000円の増加となっております。

主な増減につきましては、細節の特別調整交付金が歳出で申し上げました他会計繰出金 1 億326万6,000円、これが 1 億26万6,000円の増。国民健康保険保健指導事業223万1,000円の増。総合保健施設分が 1 億7,095万円の計上となっております。内容は、健康センター建設分が 1 億3,340万円、健診システム、訪問看護ステーション、地域包括支援センター等に係る初年度設備費として4,055万円を見込んでおります。

次に、12ページの上段、4 款療養給付費交付金 1 項 1 目の療養給付費交付金は、退職被保険者に係る部分であり、7,830万8,000円を見込み、前年度より1,216万3,000円の減額を見込んでおります。

次に、12ページの上段、4 款療養給付費交付金 1 項 1 目の療養給付費交付金は、退職被保険者に係る部分であり、7,319万8,000円を見込み、前年度比より511万円の減額を見込んでおります。

※工藤正孝君 着席

その下、5 款前期高齢者交付金、これは支払基金より交付されるものであります。1 項 1 目の前期高齢者交付金は 4 億2,000万1,000円を見込んでおります。

一番下になりますが、6 款県支出金 2 項 1 目の県財政調整交付金、これは療養給付費に対する県の 9 %を乗じて交付されるものであります。1 億5,520万6,000円を見込み、対前年度比で163万4,000円の減となっております。

次に、13ページをお開きください。7 款共同事業交付金 1 項 1 目高額医療費共同事業交付金は、3,400万円を見込んでおります。これは歳出の高額療養費共同事業支出金が6,800万円ではありますが、この 2 分の 1 に想定する額を想定したものであります。

2 目の保険財政共同安定化事業交付金は 2 億7,900万円を見込んでおります。

下段の 9 款繰入金 2 項 1 目一般会計繰入金は、2 億9,394万9,000円となります。主なものとしては、2 節国保保険基盤安定負担金 1 億4,427万9,000円、国保税の軽減分です。

3 節事務費繰入金6,962万2,000円、これは健康センター本体工事以外に係る一般会計の負担分となります。

4 節は国保財政安定化支援繰入金、これは国保税負担能力と年齢構成差等、県で示した法定繰入金となります。

5 節は健康センター建設事業費繰入金5,098万8,000円、これは健康センター建設事業に係る一般会計の負担分となります。

次に、15ページの上段、11款諸収入2項5目の雑入は、健診受診者負担金のほかに医療健康センターの上水道工事に係る八戸圏域水道企業団の助成金136万円を見込んでおります。

12款の町債につきましては、第2表地方債で説明をいたします。6ページをお願いいたします。第2表地方債でございます。起債の目的、限度額で定めるものでございます。起債の目的でございますが、健康センター整備事業です。限度額3億1,350万円です。償還の方法は記載のとおりです。

これをもって説明を終わらせていただきます。

○委員長（川井健雄君） 説明が終わりました。

質疑を許します。14番、立花寛子君。

○14番（立花寛子君） まず、ページ数は、歳入のほうからいきます。10ページの歳入、1款国民健康保険税に関連しての質問ですが、医療給付費とか後期高齢者支援金分とかの項目の中に滞納者の節がありますが、国民健康保険税に係る全体像を示していただきたいと思います。先ほど加入者数は言われたようではありますが、加入者数、加入者世帯数、滞納者数、また、滞納されている方の状況など、詳しくお願いいたします。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 国保加入者の世帯数及び人数ですけれども、一般6,446人、退職418人の計6,964人となっております。

それから、先ほど滞納の話が出ましたので、滞納世帯数についてもお知らせしておきます。滞納世帯数につきましては610世帯、そのうち短期被保険者証の発行数は、2月末現在になりますけれども283人124世帯、資格証明書の発行数、これも同じく2月末現在で117人68世帯、うち、高校生以下を有する子供については短期被保険者証を交付しておりますが、発行枚数は62名分となっております。

以上です。

○委員長（川井健雄君） 14番、立花寛子君。

○14番（立花寛子君） ありがとうございます。そうしますと、何年か前から、子供さんがいらっしゃる滞納世帯でも、短期も渡されないというような問題が起きまして、国会で子供らといいますか、高校生までの世帯、滞納していても手渡しするよという指導がありました。当町では小学生から高校生をお持ちの世帯では、保険料を払い続けていなくても無条件に短期保険証は渡されているのでしょうか、質問いたします。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 高校生以下の滞納がある世帯についての交付になりますけれども、これについては一昨年、滞納するのは子供に責任はないということで、4カ月の短期被保険者証を発行しております。それから、滞納世帯については、4カ月ごとに実情を確認するようにしております。

以上です。

○委員長（川井健雄君） 14番、立花寛子君。

○14番（立花寛子君） そうしますと、まず4カ月ごとに滞納の、お支払いの計画をいただいて、そして4カ月ごとの保険証をきちんと渡されているということでしょうか。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 先ほど言った子供たちがいる部分については、無条件で発行しております。先ほど言った4カ月というのは、4カ月ごとに滞納者について事情を確認しているということになります。

以上です。

○委員長（川井健雄君） 14番、立花寛子君。

○14番（立花寛子君） そうしますと、支払いが滞っていても、高校生以下の世帯にはきちんと渡されていると理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） そのとおりです。
以上です。

○委員長（川井健雄君） 14番、立花寛子君。

○14番（立花寛子君） この点に対しては、国会とか全国の皆さん方の運動がこのような形になったということで喜ばしいことでもあります。根本的には、滞納の原因はさまざまありまして、個人だけに責任を負わせることはできないのでありますが、何としてでも、相談活動も丁寧にやられているようですので、滞納世帯の皆さんの声をよく尊重されながら相談していただけますようによろしく願いいたします。

次の質問に入ります。13ページの9款繰入金に関連しての質問なのですが、現在、国保基金は幾らになっているのでしょうか。23年度決算では2億7,000万円は積まれていたと思いますが、直近での国保基金の金額をお知らせしていただきたいと思います。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 申しわけありませんが、その2億7,000万円、今現在、知っておりません。場合によりまして若干上乘せになっているかと思えますけれども、その金額については後でお知らせします。済みませんでした。

○委員長（川井健雄君） 14番、立花寛子君。

○14番（立花寛子君） この基金の問題を取り上げましたのは、やはり国保税引き下げのためにはどうしても個人の力だけではできないものですので、基金は23年度決算で2億円以上、3億まではいきませんでしたけれども、そういう基金がため込まれております。この基金の取り扱いについてであります。聞くところによりまして、適正な基金の額を積まなければならないのでその基金は取り崩せないという答弁が何度もありましたが、当町ではまずそれなりの金額が積み

ているわけでありまして、基金の額をどのぐらいにするかは各自治体の判断でできるはずで、約3億円積まれているのであれば、このお金を活用され、一部を取り崩してでも国保税引き下げのために使っていただきたいのですけれども、どのように考えておられますか、質問します。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 今、基金のことに言及されましたが、県のほうからは国保の健全な経営をなささいということで、基金の額については15%から20%くらいということで聞いております。そこで、国保のほうを担当してから、国保運営協議会というところで予算、決算について審議していますけれども、3億円を目安にしているということです。3億ないと、インフルエンザの流行等感染症があった場合、一月で5,000万円以上の医療費増が見込まれたりするものですから、3億円を超えた時点でその超えた分については議題になるということで申し上げております。よって、24年度決算がまだわからない状況ですので、もし3億円を大幅に超えた場合、それについては国保運営協議会のほうで議題になるかと思えます。

以上です。

○委員長（川井健雄君） 14番、立花寛子君。

○14番（立花寛子君） これは何度もこの場でも、決算のときでも国保の基金の金額のやりとりはあったんですが、各自治体ではこれぐらい積まれている自治体は少なく、国保基金がない自治体も、一般会計のほうから繰り入れるなりして努力しているわけですので、3億円積まなければならないということはないと思えます。もう少し改善していただきたいと思えます。というか、考え直していただきたいと思えます。

ところで、国保税引き下げのためには、さまざま、健康づくりにもこちらでは力を入れているようではありますが、医療費削減につながるような健康づくりについては新年度はどのような計画があるのかお聞きいたします。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 来年度の健康づくり事業の取り組みということでしたけれども、

先ほどの8款で申し上げましたとおり、1つ健診、これはたまたま、23年度末で県内で4番目という上位になりましたけれども、これについては地区ごと、男性について受診率が低いということ、もう一つは、若年層の受診率を高めるようにするというので考えていることが1つ。

それから、やった後の保健指導ですけれども、これについては県内で2番目に指導率が高いということでしたけれども、じゃあ、この指導が結果を結んでいるかということになりますけれども、先ほど備品購入費のほうで超音波の骨密度測定機器を購入するというふうになりましたけれども、保健指導の場面とか訪問した際に、特に女性の方についてはその場で骨密度が測定できますので、数字で示したほうがやはり効果があるのかなと考えております。なお、これにつきましては、測定ばかりではなく低栄養の指導が不可欠になりますので、来年度、管理栄養士が常勤雇用されますので、それも一緒に効果を上げていきたいと思っております。

もう一点につきましては、この保健指導プラス運動指導を考えております。1つは体操ですね。体に負荷を与えるメディコ・トリムというのがありますけれども、これに取り組んで指導してまいります。

もう一つは、バーデハウスという健康増進施設がありますので、今現在、一般高齢者には利用券を発行しておりますけれども、現実的に65歳から69歳までの方がプール等を、有料だったんですけれども、1割程度しか利用していないということで、プールの中での水中運動ですね、歩行しながら、たとえ膝、腰に痛みがあっても筋力アップを図ることができるということですので、それに取り組んでまいりたいと考えております。

それからもう一つ、これにつきましては、町内医療機関の医師からの連携で、治療効果が上がっていない人たちの依頼を受けて運動指導に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○委員長（川井健雄君） 14番、立花寛子君。

○14番（立花寛子君） ぜひこの健康づくりや運動指導のほうは、成功させていただきたいものだと思っております。

そこで、この国保の審議は、予算ですので数字を上げてやりとりするのは筋なのですが、国保運営全般について、国保の広域化ということが何年か前から計画されているように理解しておりますが、確実にその方向に動いているのでしょうか。国保の広域化は現在、どのようになっているのかお聞きします。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 国保の広域化ということでしたけれども、確かに2年、3年前までは広域に向けて研修会なり県で行っておりましたが、政権が変わった時点でその議論がストップしております。今現在、ストップしたままの状態です。政権が変わりましたので、これからまた、弱小自治体の国保経営が不安定になるということで広域化が進められておりますので、また議論が改めて出てくるのではないかと見ております。

以上です。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。15番、川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 御飯食べてからでもいいんですが。いいですか、やって。

先ほどの立花委員の質問にも重なるんですけども、私は、23ページ、お開きください。さまざまな健康診断とか予防に係る予算というのが、毎年のようについていきますよね。町の重要な健康福祉政策の柱でもあります。ただ、それでは、じゃあ、健康診断を実施しました。受診率が低くてという問題はあるのかもしれませんが、それでは、受診なさった方が健康であられる、健診が町の平均寿命を伸ばす要因になっているですとか、そういった効果というのはどのように評価していますか。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 健診自体につきましては、個々人につきましてはそのまま健診結果は継続して持っておりますけれども、しからばその全体像についてどうなのかということになりますけれども、特定健診実施計画においては、メタボ予備軍を毎年2%減らささいということでやってきております。それにつきましては、健診の結果からそれなりの効果が出ているということになります。これまで、保健指導といっても口頭の場合が多かったんですけども、それですと数値的なものが出てきにくい。毎年1回の健診まで待つしかないということがありましたが、先ほど8款のほうで申し上げましたが、やはりその場その場で数値的なものがわかって、結果、個々人についての効果と、地区、それから男女、それから国民健康保険被保険者全体に係

る分の数値として示せていかなければならないということで、これまでの事業も見直ししまして、より効果の上がる運動指導なり機械を購入して示していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（川井健雄君） 15番、川守田稔君。

○15番（川守田稔君） こういう質問は嫌なのかもしれませんが、何か施策したら効果があったと、あったんだったらやっぱり数値化するんですよね、普通ね。多分、町ではそういうことをやっていません。やったの余り記憶にないんですよ。それならば、県ではどういう評価の仕方をしているのでしょうか。また、国はどういうふうな評価の仕方をしているのでしょうか。私、よくわからないんですよ。その辺がわからないんです。私ら学生だったころは、ちょうど衛生行政なんていうのがあったりして、単位に。そのときに、シルバープランというのが非常に華々しい、講義の中で授業の中で目玉だったんです。どういうことかということ、あの当時30代ぐらいの方を健やかに年とらせて、50代、60代になったら非常に健康な世代として医療費を抑える云々というような内容で、結構集中的に重きを置いて習った記憶があります。ですが、果たして、じゃあ、あのシルバープランの効果は今、どうだったんでしょうかということ、よくわからないんです、私には。その後、ゴールドプランとかというのも国で示されました。その後は何かいろいろありまして、プラチナもあったんだかなかったんだかよくわからないんですけれども、そういったのがあったんですけれども。じゃあ、果たして今の平均寿命や医療費の抑制ということにどういうふうに結びついているのがわからないんですよ。県が集計するんであれば、やはり町のデータを集計することになるでしょう。国が集計するとしたら、県とか、また市町村も含まれるのかもしれませんが。そういったデータのやりとり、県と国とか、それなりの評価した、数値化した上でやはり報告なりするんだと思うんですけれども、そういったところはなされていないのでしょうか。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 委員おっしゃられるとおり、確かにやったことについて数値的な開示報告がなければならぬと思います。ちょっと古いデータになりますけれども、運動指導事業、ちょっと高齢の方になりますけれども65歳から七十七、八歳の方、今も転倒予防というこ

とで継続しておりますけれども、その方々、5年継続している方もおられましたので、全くやっていない方とやった方、大きな病気にかからない人だけを抽出してやったんですけれども、その結果、医療費自体につきましては月1,500円程度安くなっておりました。年間で1万8,000円です。現実的に、教室をやったときには、実は全く参加していない人よりは医療費は高い人でした。ところが、運動を継続することによって、その後、伸び率が余り、ほかの運動しない人により上がらなかった。運動していない方についてはやはり上がって行って、おおむね七十二、三歳になりますと医療費が急に、勾配が急になっていきます。これと同じく、七十七、八歳を境に介護保険のほう、利用者がふえていくという顕著なことが見られておりますので、この層に関して、1つは、医療的なものから筋力アップすることが1つと、それから、それ以降につきましては、介護予防、これを連携してやっていかないとどうしても効果が上がらない。

先ほど、国・県がどうなっているかという、国全体は国全体でわかりますけれども、青森県が糖尿病の死亡が倍以上ある、それから動脈硬化、脳卒中も多いということで、これはずっと上位に来ています。南部町につきましては全くそのとおりです。その特徴そのままです。ですので、青森県で保健医療計画をつくっていますけれども、町では今、特定健診実施計画2期を策定中になりますけれども、全く1期と同じような課題。解決策については今見直しをかけて来年度以降展開していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（川井健雄君） 15番、川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 数値化しましょうといっても、それが1つのカテゴライズされたところで完結する問題ではなくて、いろいろな介護保険ですとかそういったところに派生してという、そういう複雑さはわかりますよ。ですけれども、例えば、何にでも言えることなんだと思うんですけれども、施策をやりましたらやっぱりその効果というのを数値にするというのは、人に説明するためには必要じゃないですか。それで、保健医療に限らず、町独自のデータをとること、データをとるためには、日々の仕事の業務のありようもちょっと変えなければならなかったりするんですよ。そういった、例えば改善しましょうというのであれば、じゃあ、現状がどうなんであるかという現状認識から始まるわけじゃないですか。だから、現実を踏まえてここのところをどれだけしようとか、数値目標みたいな。余り言いたくはないんですけれども、そういったことが必要であるはずなんですけれども、現状を感じるに、私も隅から隅まで見ているわけではない

のであえて感じる点を言いますけれども、何かおりてきた予算を粛々と消化してみたいな、その域を超えていないような感じがするんですよ。そういうあれがあるものですから、どうせやるんだったら、効果があるやり方というのをちゃんと見据えて政策を立てるということを望みたいと思います。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 委員ご指摘のとおりだと思います。これまで以上に、事業展開する上で個々人の数値目標を設定して、事業が終わったら、例えば2カ月後、3カ月後なり1年後、どのような改善効果があったのかということで、あった方、変わらなかった方、悪化した方を踏まえて事業展開を図っていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。14番、立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 2013年度南部町国民健康保険特別会計予算案について討論を行います。

高過ぎる国保税が払えない世帯がふえ続け、保険証を取り上げられて医療機関にかかれない人が後を絶ちません。昨年、2012年12月に民主党政権から自民政権になっても変わってはおりません。国保の危機を引き起こした最大の原因は、歴代政権が市区町村の国保財政への国庫負担を大幅に削減したことであります。大企業の雇用破壊などによって急増した非正規労働者や無業者などが国保加入者の多数を占めるようになったことも国保の貧困化に拍車をかけています。国庫負担の引き上げ、国の責任による保険料引き下げなどを通じて、国保制度を再生させる改革こそが急務ではないでしょうか。

このような背景を含んだ予算案ではありますが、当町の国保基金は破綻しているわけではありません。この基金の一部を取り崩すだけで、国民健康保険税引き下げはできます。国保加入者の

負担軽減を訴え、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○委員長（川井健雄君） ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○委員長（川井健雄君） ご着席願います。起立多数でございます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

（午後0時14分）

.....
○委員長（川井健雄君） それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

（午後1時00分）

.....
◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（川井健雄君） 議案第6号、平成25年度南部町介護保険特別会計予算を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 議案第6号、平成25年度南部町介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ24億1,682万4,000円と定めるものであります。この予算額につきましては、平成24年度と比較しまして1億5,941万5,000円の増となり、107%の編成となっています。要因としましては、後期高齢者人口の伸びとともに要介護認定者がふえている

ことと、それに伴って施設サービス、居宅サービス双方とも利用が伸びていることが挙げられます。

15ページをお開きください。歳出の主なものからご説明いたします。

中段の1款総務費3項2目の認定調査費が849万3,000円、前年度より127万4,000円の減で、12節の医師の意見書作成手数料が57万2,000円の減、13節の訪問調査委託料が67万円2,000円の減額となっております。

下段になりますが、2款保険給付費1項1目の介護サービス等諸費21億1,920万4,000円を予算計上しておりますが、これは要介護1から5の認定者に係る介護サービスの部分でございます。前年度に比べて1億4,400万円の増加となっております。

細節につきましては、居宅介護サービス給付費が8億40万円で前年度比9,840万円の増加、施設介護サービスの給付費が7億7,640万円で前年度比3,240万円の増加、居宅介護サービス計画給付費が8,520万円で前年度比600万円の増加、16ページに続き、地域密着型介護サービス計画給付費が4億5,120万円で前年度比720万円の増加を見込んでおります。

2款1項3目の高額介護サービス等費5,016万円を計上しておりますが、前年度比444万円の増加を見込んでいます。最も下段の5目特定入所者介護サービス等費の細節、特定入所者介護サービス費は8,160万円を計上しておりますが、前年度比840万円の増加を見込んでいます。特定入所者介護サービス費とは、所得が低い方が特別養護老人ホームを利用した場合にかかる食費、居住費の負担を軽くするために支給される介護給付です。

次に、17ページの一番上段になります。6目介護予防サービス等諸費は6,270万3,000円を計上しておりますが、前年度比264万円の増加を見込んでいます。主な増加は、細節の介護予防サービス給付費が前年度比240万円の増加となっているためです。

次の18ページをお開きください。3款地域支援事業費1項2目一次予防事業費は607万8,000円を計上しておりますが、前年度比154万9,000円の増加を見込んでいます。

13節委託料の高齢者筋力アップ事業は新規事業として150万円を計上しているものです。バーデハウスのプールでの水中歩行など、関節の負担を軽減した運動で筋力を高め、日常生活の活動範囲を広げる目的で行うもので、対象は要支援、要介護認定を受けていない介護予防が必要と判定された方になります。

※工藤久夫君 着席

次に、9ページへお戻りください。歳入の主なもので、1款保険料1項1目の第1号被保険者保険料は3億6,789万2,000円を見込んでおり、前年度比919万8,000円の増額を見込んでおります。

中段、3款国庫支出金1項1目の介護給付費負担金、これは4億2,124万2,000円を見込んでおりますが、前年度より2,980万4,000円の増額を想定しております。施設サービスに対しては15%、居宅サービスに対しては20%の補助率のものであります。

次に、下段の3款2項1目の調整交付金は2億371万1,000円を見込んでおりますが、こちらも1,049万6,000円の増額となっております。

10ページの中段になりますが、4款支払基金交付金1項1目の介護給付費交付金は6億7,336万5,000円を計上しておりますが、4,626万3,000円の増額となっております。

下段の5款県支出金1項1目の介護給付費負担金は3億3,339万1,000円を見込み、こちらも2,202万2,000円の増額となっております。県の負担金は居宅介護サービスに関しましては12.5、施設に関しましては17.5という負担率となっております。

次に、21ページをお開きください。下段の7款繰入金1項1目の介護給付費繰入金でございますが、こちらのほうは2億9,024万4,000円で1,941万1,000円の増額を想定しております。

次に、12ページをお開きください。下段の7款2項基金繰入金1目の介護給付費準備基金繰入金でございますが、こちらのほうは993万8,000円で1,041万円の減額を計上しております。

次に、13ページをお開きください。下段の10款町債につきましましては、第2表地方債で説明をいたします。6ページをお願いいたします。

第2表地方債でございます。起債の目的、限度額を定めるものでございます。起債の目的でございますが、財政安定化基金の貸付金で3,200万円を計上しております。償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（川井健雄君） 説明が終わりました。

質疑を許します。14番、立花寛子君。

○14番（立花寛子君） ページは11ページ、歳入の7款繰入金1項一般会計繰入金2目その他一般会計繰入金、1節、2節とありますが、この中には介護保険料自体を引き下げるための予算は使われているのでしょうか。1点目、質問いたします。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 一般会計繰入金につきましては、事業費に係るものは入っておりません。

以上です。

○委員長（川井健雄君） 14番、立花寛子君。

○14番（立花寛子君） これに関連いたしまして、これも国保の予算のやりとりと同じなのですが、一般会計からの繰り入れを行って、国保加入者の負担、利用料などの独自の減免制度などをつくっていただきたいということの話になるわけですが、一般会計の項目には財政調整基金があり、23年度決算では9億円積まれていると思います。こういう項目を活用して保険料引き下げはできないものなのかお聞きいたします。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 介護保険事業につきましては、国保もそうなんですけれども、被保険者が5割の負担、残り、国・県・町で負担しております。この割合は法律によって決められております。これについては、繰り入れするということにつきましては、県のほうでは叱られると、やってはならないことをやることになります。これにつきましては本来、ここと同じなんですけれども、介護予防等を行って介護給付費に関したものを減らしていく方法しかないものと考えております。

○委員長（川井健雄君） 14番、立花寛子君。

○14番（立花寛子君） これも何度かのやりとりがあったわけでありまして、今の状態では、町が一般会計からの繰り入れを行ってでも国保加入者の負担を減らさなければ、もう国保会計は破綻しているものと考えます。ぜひ各自治体の状況を鑑み、ご精査いただきいたしたいと思います。

そこで、これは関連になるんですけれども、介護保険料引き下げのため、先ほども健康教室と

かプールでの運動を行うと言っていますけれども、それも1つの方法なんですけれども、根本的には介護保険料とか利用料が高いということをどのようにご認識なさっておられますか。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 委員ご質問の利用料が高いというのは、利用者の1割負担のことを指していることかと思えますけれども、1割負担ですので、民間に頼んだ場合よりはかなり安いサービス費用と思えます。これを事業費ベースでやればどんでもない金額になるかと思いません。

以上です。

○委員長（川井健雄君） 14番、立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 利用料も高いと言って、利用できない方が現実におられるということをご認識いただきたいと思えます。

ところで、今度は歳出のところなのですが、15ページの2款保険給付費1項保険給付費1目、5目、6目の各節に、説明に特例地域云々とか、特例、特定という項目があって、そこに「1」と書いてありますが、これはどういうことを指しているのでしょうか。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 「1」というのは、予算をとるためにやっているものであります。これにつきましては、通常申請、介護認定を受けてサービス利用をする方法をとらずに、緊急的にサービス利用をした方に対するサービスとなっておりますので、今までこういう方はおられませんでしたが、こういう制度がある以上、1,000円の予算措置をしているものでございます。

○委員長（川井健雄君） 14番、立花寛子君。

○14番（立花寛子君） そうしますと、新たにこういうやり方が含まれて項目に載ったというこ

とでしょうか。その内容をもう少しお知らせください。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） これまで、通常の申請もしないでサービスを利用してしまおうという方はおられませんでしたが、これに関しては、理由があった場合はサービス利用ができるということについて、細節を設けているものであります。ですので、今後、そういう方が発生した場合は、その緊急度合いに応じて補正、もしくは利用をして対応したいと考えております。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。15番、川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 以前、介護保険に関して質問したときに、ちょっとそのときも言ったんですが、今どれぐらいの、要介護1から5まであるわけですか、5まであって、利用者というのはどれぐらいの介護認定の方がメインになるんでしょうか。また、あのときに、やはりそういうデイサービスとかそういった、民間業者をターゲットとしてより軽微な要介護の認定者に対して利用を促すことによってビジネスチャンスを得るような、そういったセミナーの案内を見かけたことがあったんですね。当然、軽微な人たちも、軽い人たちもそういう何がしらのサービスを受けるような傾向にあるのかなと、なってきたのかなと思っていたんですが、実態はどうなんでしょうか。何年か前に比べてサービスを利用する方の要介護度、その辺の傾向をちょっと教えてください。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 要介護認定の状況ということですが、2月末現在の報告ですと、要支援1、2ありますけれども、合わせて177名、それから、要介護認定を受けた1から5までの方、合計で1,005名、計1,182名おります。これにつきましては、今、高齢者65歳以上人口で見てもみますと18%に迫る人数になっております。これは、介護保険が始まったときにはたしか12%前後だったものです。ということは、伸びているということですね、要介護認定を受けている方が、徐々に。それが1つ。

それから、もう一つ、軽度の方がどうのこうのとありましたけれども、現実的には、軽い方が

ら重たい人まで、一月に使える利用額が決まっているんですね。それでいきますと、デイサービスでいえば月15回なり21回使えるという、フルに利用する方になりますけれども、そういう方は要介護3以降、3、4、5の方についていえば回数も多くなるし、1回当たりの単価も変わってきます。利用額も利用者の負担金も変わりますけれども、そういう面でいくと、必ずしも軽い人たちどうのこうのではなくて、やっぱり重度の方がふえていくに従って払う側のほうも多くなるし、受け取る側の事業者の方も収入も多くなっているというふうにあります。

それから、もう一つ、これは県内市町村で要介護認定を受けた方がどのぐらい利用しているのかというのは、南部町の場合だけが特に、ほぼ利用しております。たしか1人だか利用しない人がいましたけれども。ほかの方は全部、利用しております。ほかの市町村ですと5%なり10%、利用しない方もいますけれども。ということで、南部町だけについて言えば、要介護認定を受けた方はすぐに利用できるサービスが身近にあるということになるかと思えます。

以上です。

○委員長（川井健雄君） 15番、川守田稔君。

○15番（川守田稔君） わかりました。

もう一つ、バーデを利用して水中歩行ということをやられているということなんですけれども、それはどういう仕組みでもってバーデでそういうトレーニングを受けるということになっているんでしょうか。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） どういうわけというのは、筋力をつけるために、膝、腰等に痛みがあっても、体重を軽くするわけですから痛みを感じなくて筋力をつけることに有効な運動だということで、整形外科医さんからも意見を聞きまして、当町ではそういう施設がバーデにありますので、これについては65歳以上がおおむねになりますけれども、介護予防という観点から、対象になる方については2カ月なりの期間を設けて15回程度運動をしてもらうと。それによって、筋肉量とか脂肪量の低下、それから筋力にかかわる数値的なものについても拾い上げて評価して展開していきたいと思っております。ですので、全体というか、新年度初めてやる事業になりますので、それなりの対象者の方の評価をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（川井健雄君） 15番、川守田稔君。

○15番（川守田稔君） これは新しい事業と考えていいわけですか。健康増進公社というのは、いわゆる厚労大臣指定というあれがありますね。それ何なんだろうと、余り、ついこの間までわからなかったんですけれども、例えばそういうお医者さんがああいうところを利用してそういうトレーニングを受けると、何ですか、利用料ですか。何ですか、利用料じゃなかったですか。まあいいです。間違っていたら後で訂正してください。それが国のほうから還付になるよというような仕組みなんだそうですけれども、そういった制度をちゃんと利用していったらいいのなど、私、ずっと思っていたんですけれども、そういうのはまた別な事業でしょうか。後であれしてください。

例えば、こういう実際の事業が始まるのであれば、私は結構、このところでも言いましたけれども、例えば何十人かこういった人たちがトレーニングを受けますということになったら、あとは、わかっていらっしゃると思うんですけれども、何もそういうトレーニングを受けないというブランク、対比のグループを設定して、それでもってどれぐらいの効果があるか。例えば、医療費に対して具体的に幾ら対象グループが軽減されているかとか、そういったデータをしてもらいたいと思うんですよ。難しいことでもないと思うんですけれども。そうやって、例えば、物すごく医療費軽減、予防ですとか医療費の軽減に役立っているというのであれば、それはそれで価値として、健康増進公社をそういうふう認知すべきだと思うんです。医療費を減らしている分が、健康増進公社の活動の成果というふう評価していいんだと思うんです、私はね。だから、そういったところを関連づけてやってもらいたいなと思って質問したんですけれども。認識間違っていたら直してください。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 委員がおっしゃった厚生労働省というのは私、わかりません。聞いたことないです。ただ、健康増進公社、これにつきましては、まず、協力医、医者があります。それから、配置になっている管理栄養士、健康運動指導士がおります。町でも今、ようやく管理栄養士等を置くんですけれども、直営でやる部分については1つ直営の部分、もう一つは、パー

デに委託する分についてはそういう人材も設備もありますので、それも利用していくと。それからもう一つ、従来行われている、地区で、閉じこもりがちな65歳以上の方で、介護予防事業が必要な方についても、身体的な方、もう一つは痴呆、始まるのかなという方を対象にも事業展開しております。これまでの事業展開方法につきましては、国保会計のほうで申しあげましたように、実効性のある形ということで運動予防なり筋力アップをやっていくのが一番費用対効果が高いのではないのかなということで考えております。以上です。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。（「商工観光課長さんからちょっと」の声あり）商工観光課長。

○商工観光課長（福田修君） それでは、バーデハウスの厚生労働大臣の認定施設ということについて若干お答えいたします。あそこの認定を受けてある施設を医師の処方に基づきまして利用した場合は、医療費の控除対象になるということです。医療費の控除対象です。川守田委員おっしゃるとおり、その部分をこれから伸ばしていかないと、あそこの利用者をふやしていけない部分だと考えています。というのは、もう一般にあそこの施設は知られていまして、一般の利用者の数が、多くて25万人程度までということで、これ以上利用者を伸ばす部分となりますと、やはりリハビリとか高齢者の方々の健康づくり、その部分を重点に伸ばしていかないとほとんど伸びていかない部分じゃないのかなと、そういうふうに考えておりますので、前から公社にもその辺、町と連携して動くようにはお話ししてありましたけれども、一緒になって町の健康づくりと一緒にあってあそこの施設を使って、町内のそれこそ高齢者の方々の健康づくりの一助として利用者をふやしていきたいなど、そういうふうに考えていました。

○委員長（川井健雄君） 副町長。

○副町長（坂本勝二君） では、私のほうからも申し上げます。今、利用料につきまして、医療費控除と同じような感じになります。いっぱい利用すると、それは税の控除対象になりますので、そういう考え方になります。

もう一点は健康づくりでありますけれども、要は水中運動になりますと浮力、水の中に入りますと体を浮かせる力がありますので、高齢者の場合にはある程度、膝が痛かったりしても浮力を使って水の中で歩けるということで効果が上がるでしょう。もう一点でありますけれども、今度

は逆に前に進もうとするときに、水の抵抗がありますので、そういう関係で少し体を動かすことはただ歩くよりもプラスになるという考え方で水中運動を進めているわけでありまして。

それから、過去のことになりますけれども、福地村時代に、これは広域で介護保険の認定の関係をやっておりますけれども、広域関係の中ではいいほうから3番目という感じでありました。ただ、数的に比較したのは認定者とか介護に使用する金額を比較したわけでありましてけれども、町のほうには特別養護老人ホームがあったり老健がありますけれども、施設がそのように小さい村に2カ所ありながら、自分なりには効果が上がっているという捉え方をしておりましたので、今後、この部分で効果が上がるのを期待しております。

それから、私も前に、今は忙しくて行っていませんが、冬場はバーデに行って体を動かして、夏場は道路とかグラウンドで体を動かしてやっておりますので、私なりにも自分の効果を将来見ながらいきたいと思っておりますので、そのように考えております。以上です。

○委員長（川井健雄君） 15番、川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 確かに、体を動かす、あそこに通ってトレーニングみたいな形で自分なりにノルマを設けて動かすと、確かに体が変わってくるなという感じは私もするんですよね。ですけれども、私が言っているのは、自分なりにはそう思うんでしょうけれども。ただ、こういった場所になって1つ反省しなくちゃならないなと思うのは、健康増進公社の経営にあっては、確かに主体性のなさというところはすごく見えて、非常に理事だったときにも不愉快に感じたようなところが多々あるんですけれども、ただ、彼らが枕言葉のように言うように、大臣指定、大臣指定、指定管理者でございますと言っている割には、じゃあ大臣指定の制度を今まで何に使ったのですかと言うと、何人だか何十人ですよ。それで非常にステータスにしていたはずの大臣指定なんていうのは、余りあってもなくてもいいような実は状況だったわけですよ。だったら、何も大臣指定にしなくても、町の特別の措置があれば5人や10人の人数だったら何とかできるんですよ。それは余談なんですけれども。

じゃあ、あその価値は何でしょうか、健康増進公社の価値は何でしょうかと言ったら、やはり健康増進という名前にうたっているあれがあるんであれば、やはりそれを医療費だとか寿命だとか、そういったところに直接関連づけるような、やはりここにもデータとりしなければならないんですよね。人に説明できる、客観的に説明できるような。それで、どれだけ節約できましたかというのが彼らの価値になる、全部でないですけれども彼らに価値の一部にはなるはずなんで

す。そういうふうに見ると、非常に、町からの拠出金が幾らだ、どうのこうのという、そういったところだけで、またか、また拠出かみたいなそういったふうな切り口であそこに対してそういう改善を求めているという姿勢は、少しは反省しなきゃならないのかなという、私含めてですね、そういうところはあるんです。ですから、こういった筋力アップのプログラムがスタートするんであれば、それとあわせてあそのあり方というのをもう少し考え直す機会になってもらいたいと思います。そういうことでした。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。14番、立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 2013年度南部町介護保険特別会計予算案について討論を行います。

介護保険制度は、利用がふえたり介護従事者の労働条件を改善されると、直ちに低所得者まで含めて保険料、利用料が連動して引き上げられるという根本矛盾があります。財源的に給付抑制か保険料引き上げかの根本矛盾を抱えており、国レベルでの国庫負担の増額を求めるとともに、自治体レベルでも一般会計からの繰り入れをしない限り、事態の解決が困難になってきます。当時の自公政権自身が2009年4月、これまで自治体には厳しく禁じてきた介護保険会計への一般財源、1,154億円の繰り入れを行っています。自治体でも、一般会計からの繰り入れはできます。さらに、所得の少ない人こそ負担割合が高い高齢者の介護保険料を、支払い能力に応じた負担を原則とするように改めることです。政府に対しては、国の責任と国庫負担を大幅にふやすように強力に迫ることで。年金は下がり続けるのに保険料ばかり上がる。老後の不安とともに負担増への怒りの声が広がっています。介護保険料を下げ、町独自の減免制度か改善を要求し、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○委員長（川井健雄君） ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○委員長（川井健雄君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（川井健雄君） 議案第7号、平成25年度南部町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 議案第7号、平成25年度南部町介護サービス事業特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出それぞれ1,462万9,000円と定めるものであります。前年度に比べ、104万2,000円の増額となっております。

7ページをお開きください。初めに歳出の主なものであります。

1款1項1目の一般管理費1,462万9,000円を予算計上しております。前年度比で104万2,000円の増額となっております。増額の主なものは、13節の委託料の介護事業所支援システム更新308万5,000円を計上しておりますが、前年比249万5,000円の増。介護予防計画策定業務477万8,000円を計上しておりますが、こちらが72万4,000円の増額となっております。減額したものは、11節の需用費として前年度光熱費として、名川分庁舎になりますけれども212万3,000円を計上しておりましたが、こちらは歳出が多くなったため、予算計上を行っておりません。

それから、前のページにお戻りください。歳入の主なものになります。

1款1項1目の居宅介護支援サービス計画費、本年度792万円の予算計上は、前年度と同額を見込んでおります。内訳としましては、要介護3、4、5の階層区分であります。こちらが20件、それから要介護の1、2段階の方を40件と見込んでおります。2目の介護予防支援計画費576万

6,000円は、前年度に比べ10万2,000円の増額となっております。こちらも要支援1、2の件数の見込みを立てたものでありますが、初回加算が60件、施設居宅分が1,140件、継続直営が216件となっております。

次に、3款1項1目繰越金として94万1,000円を見込んでおります。

以上で説明を終わります。

○委員長（川井健雄君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（川井健雄君） 議案第8号、平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 議案第8号、平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計予算に

ついてご説明いたします。

歳入歳出それぞれ1億9,242万2,000円とするものでありますが、前年度より66万2,000円の増額となっております。なお、本医療制度の税率等は据え置きとなっておりますことを申し上げます。

8ページをお開きください。初めに、歳出の主なものからご説明いたします。

1款総務費1項1目の一般管理費、本年度は956万2,000円を計上しております。前年度より67万9,000円の減額となっております。主なものは12節の通信運搬費70万5,000円と、13節特定健診の委託料15万1,000円がそれぞれ減額となっております。

後期高齢者医療保険料が1億1,237万5,000円で、前年度比640万4,000円の増額、後期高齢者医療保険基盤安定、これは保険料の軽減分でございますが、7,004万6,000円で、前年度比308万8,000円の増額を見込んでおります。

なお、前年度後期高齢者広域連合負担金を計上しておりましたが、一般会計へ計上しました。前のページにお戻りください。6ページになります。

歳入の主なものとなりますが、1款後期高齢者医療保険料1項1目の特別徴収保険料は8,641万9,000円を見込んでおります。前年比495万円の増額。2目の普通徴収保険料も2,594万9,000円を見込み、前年比145万1,000円の増額を見込んだものであります。

次に、3款繰入金1項1目の一般会計からの繰入金は7,344万5,000円、前年度比で557万1,000円の減額となっております。これは歳出でご説明しました保険基盤安定繰入金は歳出と同額の7,004万6,000円を計上しております。前年度より308万7,000円の増額となっております。

その下の事務費繰入金は865万8,000円の減額となっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（川井健雄君） 説明が終わりました。

質疑を許します。14番、立花寛子君。

○14番（立花寛子君） まず、1番目の質問は6ページの歳入のところなのですが、ちょっと細かいのですが、1款2項1節とか2節とあり、特別徴収保険料と普通徴収保険料の違いと、2目2節滞納繰越分13万6,000円についての質問を行います。この方はどういう状況にこういうふうになられているのか、生活実態と保険証のほうはどのようになっているのでしょうか、まず、質問いたします。

○委員長（川井健雄君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） まず、お答え申し上げます。特別徴収と普通徴収の違いでございますけれども、特別徴収は年金からの徴収でございます。普通徴収は直接、納付書が個人に当たられていて、納付するものでございます。

滞納繰越分につきましては、41名分を見込んでおります。収納率を12%、滞納額が23万円ぐらい前年度より下がっているという状況でございます。保険証については、資格証明とかそういったものを交付しております。

以上です。

○委員長（川井健雄君） 14番、立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 当町でも75歳以上の方の滞納分が41名分というふうなお話でしたけれども、その方々は保険証の取り扱いなどはどのようになっておりますか。75歳以上の皆さん方が病院にかかれなような状況になっているのかどうか、どのように判断されればよろしゅうございますか。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 被保険者証の発行ですけれども、全数発行しております。

以上です。

○委員長（川井健雄君） 14番、立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 今の説明では、病院にはかかれるということを確認させていただきましたけれども、じゃあ、ぜひ、これからも滞納の方が出てくるかと思っておりますので、ご善処願いますようによろしく願いいたします。

次の質問は、歳出の8ページ、2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目も同じ言葉なのですけれども、1億8,108万円から1億8,242万1,000円に134万

1,000円増額となっておりますが、負担金としてこれからもふえ続けていくのかどうか、この点から、そうすると後期高齢者の方々の保険料などはどのように変化されていくのでしょうか、質問です。

○委員長（川井健雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 広域事務組合、都道府県に1つずつつくりなさいということで県内市町村が全部参加しておりますけれども、この納付金につきましては、75歳以上の人口にかかわるものでございますので、今後、町内の75歳以上の方の人口、15年くらい伸び続けると思いますので、これは当然、大きくなっていくものと思います。ただし、この単価に基づきましては、医療費に係る分を75歳以上の人口で割るわけですので、ここ3年間に限っていえば若干は上がっているんですけども、保険料の改定には結びつかないように広域連合で努力しているようです。来年度以降については、診療報酬等あればまた上がることになりかねませんが、若干上がる様相は出てきたかなと考えております。

以上です。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。14番、立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 2013年度南部町後期高齢者医療特別会計予算案についての討論を行います。

75歳になった途端、それまで加入していた公的医療保険から無理やり切り離され、別立ての医療制度に囲い込み、負担増と差別医療を押しつける世界でも例のない高齢者いじめの仕組みです。保険料は、改定のたびに引き上げられました。75歳以上人口の増加と医療費増が、保険料に直接跳ね返る仕組みになっているためです。今後もさらに上がることは避けられません。後期高齢者医療制度は、速やかに廃止するしかありません。以上の理由を述べ、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○委員長（川井健雄君） ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○委員長（川井健雄君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（川井健雄君） 議案第9号、平成25年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算を議題といたします。

本案について説明を求めます。名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君） それでは、1ページをお開き願います。議案第9号、平成25年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算についてご説明いたします。

平成25年度予算は、これまでの実績を勘案し、収支の均衡を図り編成してございます。

第2条、業務の予定量でございます。（1）病床数は一般病床26床、療養病床40床、合わせて66床でございます。（2）年間延患者数は入院2万3,360人、外来4万9,980人を見込んでございます。（3）1日平均患者数は入院64人、外来170人を見込んでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款病院事業収益と支出の第1款病院事業費用を10億2,570万円と定めるものでございます。

2ページをお開き願います。第4条は資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款資本的収入を13億6,004万6,000円、支出の第1款資本的支出を15億2,837万6,000円と定めるものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,833万円は、現金預金

の過年度損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第5条は企業債で、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、医療センター建設事業の限度額を9億840万円、医療機器購入費の限度額を1億7,310万円と定めるものでございます。

3ページの第9条は、一般会計から補助を受ける金額を1億7,460万4,000円と定めるもので、総務省通知による繰り出し基準に基づき、一般会計から繰り入れされるもので、この基準に基づいて病院事業へ繰り出しした場合は町に交付税措置がされることとなります。

22ページをお開き願います。予算説明書の収益的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入でございますが、第1款病院事業収益は前年度より790万円増額の10億2,570万円でございます。1項医業収益は前年度より408万5,000円増額の9億6,963万6,000円でございます。

1目入院収益は前年度より996万5,000円増額の5億2,946万9,000円でございます。説明欄の年間延患者数は、一般病棟で9,125人、療養病棟は1万4,235人とし、1人1日当たり単価の増額を見込んでございます。

2目外来収益は、前年度より700万1,000円減額の3億1,487万4,000円でございます。年間延患者数は4万9,980人、1日平均では前年度より3人減の170人を見込んでございます。

3目その他医業収益は、前年度より112万1,000円増額の1億2,529万3,000円でございます。節の介護保険収益は居宅療養や訪問看護など932万7,000円、公衆衛生活動収益は特定健診や予防接種など5,819万3,000円、次のページの他会計負担金は救急医療に要する経費分として4,733万1,000円を見込んでございます。

2項の医業外収益は、前年度より381万5,000円増額の5,606万4,000円でございます。主なものでは、繰り入れ基準に基づき一般会計から繰り入れされる2目他会計負担金は前年度より424万9,000円増額の3,298万4,000円、3目他会計補助金は前年度より77万6,000円減額の1,772万7,000円でございます。

24ページをお開き願います。支出についてご説明いたします。

第1款病院事業費用は、前年度より790万円増額の10億2,570万円でございます。1項医業費用は前年度より110万3,000円減額の10億714万2,000円でございます。1目給与費は前年度より225万9,000円減額の6億6,394万6,000円でございます。主なものは、医師や医療技術員、看護師などの職員の給料として2億5,443万1,000円、手当は1億8,636万8,000円でございます。

次のページの賃金は、臨時職員やパート職員21名分として前年度より111万1,000円減額の3,239万8,000円、法定福利費は共済組合や退職手当組合負担金などで1億5,216万9,000円ござ

います。

2 目材料費は、前年度より1,008万8,000円減額の1億3,098万2,000円でございます。主なものでは、薬品費が前年度より516万減額の8,080万円で、注射、内服薬などの減によるものです。診療材料費は、前年度より497万円減額の3,599万円でございます。

26ページをお開き願います。3 目経費は、前年度より45万3,000円増額の1億5,779万5,000円でございます。節の下の欄のほうになりますけれども、燃料費はガソリンやA重油などの価格の上昇により、前年度より39万9,000円増額の1,261万8,000円でございます。

次のページになりますが、修繕費は前年度より20万円減額の900万円でございます。下の欄の委託料は、業務委託料や医療機器保守管理業務などで、前年度より133万1,000円増額の8,998万5,000円でございます。

28ページをお開き願います。4 目減価償却費は、建物及び機械備品を合わせまして前年度より1,069万8,000円増額の4,989万1,000円でございます。

次のページですが、6 目研究研修費は医師や看護師などの研究・研修のための旅費や図書費などで、前年度と同額の373万円でございます。

2 項医業外費用は前年度より969万1,000円増額の1,705万8,000円でございます。1 目支払利息及び企業債取扱諸費の企業債利息は、病院事業債及び過疎債の支払い利息で、前年度より535万3,000円増額の965万3,000円でございます。

31ページをお開き願います。資本的収入及び支出についてご説明いたします。

収入の第1 款資本的収入は、前年度より7億2,712万8,000円増額の13億6,004万6,000円でございます。

1 項1 目企業債は10億8,150万円で医療センター建設費や医療機器整備のため借り入れるもので、病院事業債は6億2,730万円、過疎対策事業債は4億5,420万円でございます。

2 項出資金1 目他会計出資金は企業債の元金償還及び建設改良に充てるため、繰り入れ基準に基づき一般会計から繰り入れされるもので、前年度より5,632万6,000円増額の7,656万2,000円でございます。

3 項繰入金1 目国保事業勘定繰入金は前年度より9,950万2,000円増額の1億198万4,000円でございます。内容は、医療センター及び医療機器の更新、医師住宅整備に対する国庫補助金となっております。国保会計を経由して入ってくるものでございます。

4 項県補助金は、太陽光発電システム整備に対する再生可能エネルギー等導入補助金で1億円でございます。

32ページをお開き願います。支出についてご説明いたします。

第1款資本的支出は、前年度より8億7,862万9,000円増額の15億2,837万6,000円でございます。

1項の建設改良費は14億9,977万6,000円でございます。

1目土地は、外構工事費及び施工監理費で1億5,810万円でございます。2目建物は10億3,167万6,000円で、工事費の医療センター建設工事費が8億7,572万3,000円、太陽光システム工事費が1億150万円でございます。この事業で再生エネルギーと蓄電池のセットでの導入が基本となっており、太陽光発電は77キロワット、蓄電池は32キロワットで計画しているものでございます。管理費は1,215万3,000円で、医療センターなどの施工管理費でございます。

3目医療器械及び備品は3億1,000万円で、医療機器の更新及び医療情報システムを更新するものでございます。

2項の企業債償還金は企業債の元金償還金で、前年度と比較して830万8,000円減額の2,860万円でございます。

次に、本日、お渡ししております右上に「病院事業」と書いてあります財政健全化計画等執行状況報告書についてご説明いたします。

先般、一般会計でも説明しましたがけれども、同じように、病院事業も計画を策定しているため、報告するものです。計画策定の目的ですが、公的資金による年利5%以上の残債について、補償金免除による繰り上げ償還を行い、病院事業債残高の圧縮に努めるということで策定したものでございます。本計画によりまして、平成20年度に企業債元金1億855万円を全額償還しことにより5,030万円の利息が軽減されております。

2ページをお開き願います。2の判定結果における病院に関する項目は、③職員数から⑥累積欠損金比率までになります。表の一番右側の累計は、計画値に対する実績値の判定であり、Aは計画目標値を達成する見込みであるもの、Cはやむを得ない事情による影響を除き、最終年度までに計画目標値を達成する見込みであるものとして判定してございます。その中で、C判定の⑤公営企業債現在高の項目について説明させていただきます。

3ページをお開き願います。⑤公営企業債現在高で、単位は100万円となっております。(1)の推移表の計画目標値、(A)に対して、実績見込値(B)との比較を乖離値(C)でござらいただきますと、平成23年度に黒三角の200万円、平成24年度に黒三角の6億2,000万円が計画に対して増加するということになってございます。これは、医療健康センター事業費や医療機器の整備について、計画策定以後に具体的な企業債の額を計上したため、これらについては交付税に算入されます病院事業債や過疎対策事業債を見込んであるものでございます。(2)の要因分析

の右側の欄には4と記載しておりますが、医療福祉水準の維持、拡充に伴う事業のため、やむを得ない事情ということで、青森財務事務所からもご理解いただいているところでございます。

5ページから7ページについては、いずれも計画目標を達成しておりますので説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○委員長（川井健雄君） 説明が終わりました。

質疑を許します。1番、山田賢司君。

○1番（山田賢司君） ページ数でいきますと22ページ、医業収益のその他の医業収益ということで公衆衛生活動収益というものがあります。これは健診の多分収益だと思うんですけども、今現在、事業所の健診は名川病院で多分やっていないと思うんです。私も、事業所というか、別個に健診センターとかそういうところで受けているわけですけども、できれば名川病院もそういう健診の事業主体になってもらいたいなど。地元にあつてそこでできないというのは大変不便なことでありますので、その辺のこれからの目標というか、方向性をお聞きしたいと思いますけれども。

○委員長（川井健雄君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君） お答えします。

健診事業については、今は、町と契約をして、これは医師会を通じて行って実施してございますが、政府管掌の事業所の健診については今のところ、契約はしてございません。小さな事業所であれば個々に契約をして実施してございますけれども、今後、多分、政府管掌の保険の契約が必要だと思いますので、そちらと協議をしまして実施に向けて検討していきたいと思っております。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。15番、川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 先生とか看護師さんの研修費ですか図書費が、幾らでしたっけ、370万でしたっけか。そういう金額で大丈夫なんでしょうか。前にもちょっと別の席で申しましたけれども、お父さんががんにかかって娘さんが名川病院に行って検査云々という話をして、そうした

ら、PET検査というのがあります。PET検査の話をしたら、看護師さんがよくわからなかったんだそうです。どういう検査の仕方をするかというのはまた別なんでしょうけれども、PET検査というボキャブラリーぐらいは大体、国民の常識的な、そういうふうになっているわけなんですけれども、本当に知らなかったのかどうかわかりませんが、知っていればうん、うんとうなずくようなこともあったと思うんですが、その方がおっしゃるには、いや、もう行きたくないなんていうような話、当たり前だと思うんですよ。そういう意味で、先生だけ、先生に関しては最新の医療学会なりさまざまな医療雑誌などで勉強し続けるというのは当たり前のことだと思うんですけれども、そのスタッフたる看護師さんたちがそういった時世に置き去りにされたような形になるというのは、やはり組織として運営するという、クオリティの高さを維持するにはいささかちょっと心配ですよという、そういう気持ちでその話を聞きました。どんなものでしょうか。

○委員長（川井健雄君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君） 研修については、各部署でこういった研修があるということで要望が出た場合に出すようには基本的にはしております。医師なんかは特に県外、関東とか関西でよく行きますけれども、そちらのほうに出しています。看護師については、やはり、現場のほうの忙しさもありまして、思うように出る機会が少ないという状況もございますけれども、委員おっしゃるとおり、レベルを見ていかなければならないと思いますので、極力、そういうようなことで、旅費を出して研修に行かせる機会を設けたいと思います。

○委員長（川井健雄君） 15番、川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 病院の外に出て、学会に行くとか、学会へ行って要約集だけを読んでいても随分といろいろ勉強になるものなんですけれども、違った環境に人を送ってやって、それをもって刺激にして自分で努力するきっかけにするとか、いろいろあると思うんですよ。個人病院であれば、月に1回の看護師さんが集まって勉強会、先生が企画したり看護師さんが企画したりして題名を選んでいろいろ講師を呼んできてと、そういったことも多々やられているようなんですが、せめてPET検査ぐらい覚えておいてもらわないと、患者さんが不安になるようなところがあるんですよ。ただ、これから先、名川病院というのがどれぐらいのレベルの病院で

維持し続けていこうと考えておられるのかによるんだと思うんですよ。やはり、手に負えないようなことを抱え込んで納得のいかない死に方をさせたような時期ってあるじゃないですか、名川病院というのはですね。ですから、そういったところを顧みて、やはりこれからの運営でどのレベルを必要とするのか、それによってやはり研修費なり図書費なりという勉強のための予算というのを考えていかななくてはならないと思うんですが。

○委員長（川井健雄君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君） まず、看護師の研修のほうでも、誰か行くと必ずその報告会を行っております。その報告の内容を、全看護師に周知するように徹底してございます。それはやっていますけれども、先ほど言いましたPETなんかは、特定な先進治療や検査の方法なんですけれども、それについてはごく一般的に知っておかなくてはならない部分かと思っておりますので、それについては自分で勉強するなりしてしていただくことと、あとはやっぱり、研修会に出ていただくということをしてもらうようにしていきたいと思っております。

それから、名川病院の今の体制では、広域においても慢性期医療ということで、後方支援病院といえますか、急性期病院の後方支援的な病院ということで広域的にも二次医療圏でやっていますので、そういった先進医療とかをやることはなくて、八戸市民病院などに送ってやっていただくということになると思っております。あと、がんについては、がんの連携も多くなっておりまして、急性期病院からいろいろと情報をもらいまして、そのもとでうちのほうで経過を観察するというようなこととしてございますので、そういったことで、慢性期医療のほうに重点を置いた医療になると考えてございます。あとは、在宅とかそういった地域医療に重点を置いた医療のほうになると思っております。

以上です。

○委員長（川井健雄君） 15番、川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 何から何まで最先端の医療を完璧に理解して云々ということを私は言うつもりもありません。ですが、話を聞いた患者さんの娘さんですね、非常に不安になるんですね、そういうあれすると。私が知っているのに何で看護師さんが知らないのというような、そういう印象を持たれるような。というのは、やっぱり患者さんの足を遠のかせるような気がするんです

よ。こういったことというのは日常茶飯事、雑多なことで見えてくることなんだと思うんですけども、そういう意味で、やはりそれなりの教養・知識というのは必要なんだなという意味で申し上げさせてもらいました。ということでした。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

ここで2時25分まで休憩いたします。

（午後2時12分）

.....
○委員長（川井健雄君） 会議に入る前にお願いをいたします。

本日、東日本大震災から2年目を迎えるに当たり、犠牲となられた方々を追悼するため、震災発生時刻の2時46分に合わせて黙禱をささげたいと思います。予算審査の途中に会議を一時中断することをあらかじめご了承願います。皆様のご協力をよろしく願います。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時25分）

.....
◎議案第10号から議案第12号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（川井健雄君） お諮りいたします。

この際、議案第10号から議案第12号までの平成25年度南部町公共下水道事業、農業集落排水事業、簡易水道事業の特別会計予算を一括議題にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第12号までの議案3件を一括議題といたします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（工藤満君） 最初に、議案第10号、平成25年度南部町公共下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算の概要であります。歳入につきましては新規加入者60戸とし、103戸分の使用料を計上し、歳出につきましては、大向地区の後構地内一部及び飛鳥地内一部を管渠工事延長1,170メートル実施するための設計積算業務委託料と、工事請負費及び浄化センターの維持管理費を計上しております。

1ページでございますが、第1条は予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,100万円と定めるものです。全体事業費を縮小したため、前年度比29.5%の減となっております。

第2条は地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表によるものです。

第3条は、一時借入金の最高額を1,000万円と定めるものです。

4ページをお開きください。第2表地方債であります。公共下水道整備事業費の地方債限度額を6,000万円に設定するものです。

それでは、歳入歳出予算について主なものをご説明いたします。

9ページをお開きください。歳出から説明します。

1款1項1目施設管理費は前年より140万1,000円減額の1,086万4,000円を計上しております。11節の消耗品の光熱費であります。処理場、マンホールポンプなどの電気料に284万4,000円、13節の委託料580万4,000円で、主なるものが浄化センターの施設管理委託業務に565万9,000円を計上しております。

一般管理費は廃目とします。

次のページをお開きください。2款1項1目公共下水道建設費は前年度より8,109万3,000円減額の1億4,043万2,000円を計上しております。13節委託料は管渠工事の設計積算業務委託料に1,100万円、15節工事請負費は管渠工事の1億900万円、22節補償補填及び賠償金は水道管の埋設物等の移転補償費に310万円を計上しております。

次のページになります。3款1項1目23節には地方債元金償還金701万3,000円、2目23節には地方債利子の償還金の一時借入金利子として2,248万8,000円を計上しております。

歳入について説明いたします。

戻りまして、7ページをお開きください。歳入の1款1目1項公共下水道使用料は、加入済み43戸と新規加入60戸の103戸の使用料として前年とほぼ同額の239万5,000円を計上いたしました。

2款1項1目下水道事業国庫補助金は、4,000万円減額の6,000万円を計上しております。

3款1項1目一般会計繰入金は、421万9,000円の増となり、5,854万円を計上しております。

次のページの8ページになります。6款1項1目下水道事業債は4,000万円減額の6,000万円を計上しております。

次に、議案第11号、平成25年度南部町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算の概要であります。歳入につきましては、新規加入者を25戸とし、190戸分の使用料を計上し、歳出につきましては、農業集落排水処理施設5施設の管理業務に要する費用を計上しております。

1ページですが、第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,711万1,000円と定めるものです。前年度比3.6%の増となっております。要因は、処理場の維持修繕費、公課費が増額となったものです。

それでは、歳入歳出予算について主なものをご説明いたします。

8ページをお開きください。歳出からご説明します。

1款1項1目一般管理費は前年より93万2,000円増額の846万3,000円を計上しております。人件費が主なものです。

2目施設管理費は、前年度より969万5,000円増額の6,076万5,000円を計上しております。11節需用費の光熱費は、電気料、水道料に1,374万円、13節委託料は5処理施設管理業務委託料に2,453万6,000円、15節工事請負費は、下名久井と苔米地処理施設機械修繕工事費に702万9,000円を増額し、762万9,000円とします。27節公課費は、消費税納付として900万円を計上しております。

次に、2款1項1目元金の2目利子を合わせて1億9,756万1,000円としまして、農業集落排水処理施設に係る地方債借入金の元金と利子の償還金を計上しております。

歳入についてご説明いたします。戻りまして、6ページをお開きください。

歳入の1款1目1項農業集落排水使用料は、加入済み1,065戸と新規加入25戸の1,090戸の使用料として、2,563万7,000円を計上いたしました。

2款1項1目一般会計繰入金は、871万5,000円の増となり、2億4,137万4,000円を計上しております。

以上が農業集落排水特別会計の予算であります。

次に、議案第12号、平成25年度南部町簡易水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算の概要であります。歳入につきましては、二又地区簡易水道加入者17戸分の使用料を計上し、歳出につきましては、水道施設の管理業務に関する費用を計上しております。

1ページでございますが、第1条は予算の総額を歳入歳出それぞれ668万8,000円と定めるものです。前年度比40.5%が増となっております。要因は、公課費ですけれども、25年度から簡易水道事業債の元金を支払うこととなったものです。

それでは、歳入歳出予算について主なものをご説明いたします。

7ページをお開きください。1款1項1目一般管理費は、前年より67万1,000円増額の429万8,000円を計上しております。11節需用費の光熱水費には、水道施設の電気料に104万1,000円、13節委託料には水道水の水質検査業務に117万6,000円と、配水池の土地確定の測量業務に120万円を計上しております。測量業務は、八戸圏域水道企業団へ財産を譲渡するために土地の確定測量を行うための費用です。

次に、2款1項1目は、平成25年度から簡易水道施設整備事業債の元金の支払いをすることになりまして、151万4,000円と、それから、2目利子償還として87万6,000円を計上しております。

歳入についてご説明します。前のページになります。

歳入の1款1項1目簡易水道使用料は17戸の使用料として43万2,000円を計上しております。

2款1項1目一般会計繰入金は200万4,000円増額の625万5,000円を計上しております。

以上が簡易水道事業特別会計の内容となっております。

また、二又地区簡易水道事業の八戸圏域水道企業団への譲渡は、平成26年度としております。

議案第10号から12号までの特別会計予算の説明を終わります。

○委員長（川井健雄君） 説明が終わりました。

質疑を許します。16番、工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） この公共下水道並びに農業集落排水事業のことで、今までのこういう流れからいきまして、現時点で世帯数からいくと大体、供用率というのが何%、人口からいくと何%にカバーしているのか。それから、今、工事している管路とか処理施設の耐久性といたしますか、寿命は大体何年ぐらいを想定してつくられているのか、それをまず伺いたいのが1つです。

もう一つは、そろそろこの下水道の計画も、ちょっと今までの計画を見直すといえますか、見直して、やっぱり人口が減ってくる、そうすると、2万人の人口に合わせて施設をつくるのは、そのうち20年もすれば、1万四、五千人減ったとすれば、やっぱり財政に与える影響というのも大きいでしょうから、見直しをして、以後の新規の計画はちょっと中止をして、いわゆる合併浄化槽に対しての助成を手厚くしてやったほうが私は財政負担からいけば大分楽になるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺は、現時点で見直す予定があるのかないのか。

それから、あかね団地とか東あかね団地というのは、もともと団地の造成のときに下に処理施設があったわけですが、いずれも寿命がかなり来ているのか、もう寿命が近いのが多いと思うんですけれども、これはいまだに農集配につないで一緒に処理するのは、今の国の縦割り行政の中からいけば永久に無理なわけですか、ある程度時間がたてば可能なわけですか、その辺の見解をちょっとお尋ねします。

○委員長（川井健雄君） 建設課長。

○建設課長（工藤満君） 最初に、供用率ですけれども、公共下水道は0.39、これは普及率です。供用率というよりも、普及率になります。公共下水道が0.39%、農集が33.35、合併浄化槽が14.7で、あとはくみ取り式になっております。町人口2万437人に対して、公共下水道が80人です。農集が6,816人、合併処理浄化槽が4,631となっております。

次に、工事の管と処理場の耐久、一応50年と私は記憶しております。コンクリート構造物ということで50年、あとは管も同じく50年、30年から50年と記憶しておりますが、ちょっとはっきりしたのは、あとは、見直し、下水道から浄化槽へ見直すとかというあれですけれども、現在は公共下水道を今、やっておりますけれども、それを23年度に見直しをいたしまして、相内、それから諏訪ノ平、赤石、これを、赤石は単独の農集ですけれども、諏訪ノ平と相内は剣吉のほうの農集と一緒にするという計画を立てております。あとは、上名久井、下名久井、それから、片岸、

苫米地、福田の農集以外、それからあかね、東あかねですか、それ以外の地域につきましては浄化槽を進めて、浄化槽を進める場合はこちらで補助金を流しているという形になります。

あとは、あかね、東あかねですけれども、昭和43年か44年ころ築造されたものではないかと思っております。相当、年数が過ぎております。これもまた、農集に一回つなぐ計画をいたしましたけれども、人数の計画が多いので接続できないという判断がされてきて、また別個につくっていかなくちゃならないのかなと、一応考えております。

以上です。

○委員長（川井健雄君） 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。少しお待ちください。

（午後 2 時44分）

○委員長（川井健雄君） 東日本大震災で犠牲となられた方々のご冥福と被災地の復興をお祈りし、黙禱をささげます。

皆様、ご起立願います。黙禱。

（黙禱）

○委員長（川井健雄君） 黙禱を終わります。

ご着席願います。

皆様、ご協力ありがとうございました。

休憩を解き会議を続けます。

（午後 2 時47分）

○委員長（川井健雄君） 16番、工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 相内とか諏訪ノ平、玉掛地区を剣吉の農集配に移したというのは見直しと言えるのかどうか分からないですけれども、今のままで剣吉地区まで全部、農集配を完成させるという、えらい金がかかるし時間もかかると。その辺を一旦やめて、各家庭の合併浄化槽に対する助成措置を従来より高めるといほうが時間的にも役場の負担も少なく済むだろうし、

早く下水道の普及率が高まることになるんじゃないかなと私は思うんですけども、そういう形の見直しというのは考えておられるのかどうかと、農集配と公共下水道って、名前は違いますけれども、実際やっていることは同じだろうと。大半がそう理解していると思うんですよ。いまだに縦割りの殻を破れないという考えだと、何か昔からのお上には逆らわないという感覚から抜け切らないということで、多分、あと10年もすれば対象の受益者数といいますか、人口からいけば、全部一緒につないでも処理能力そのものは問題ないだろうと。今現在だって、加入率からいけば、つないでも処理能力からいくと十分賄えるんじゃないかなと私は思うんですよ。そういうことを、国の厚生省と農林省の縄張り争いになるかもわからないですけども、もうちょっと柔軟に対応するような政治的な活動というので、要は少ない費用で下水道の普及率が高まって利用者の負担も少ない、町の財政負担も少ないという方法はかなり考えられると思うんですけども、そこまではなかなか踏み込む考えはないのでしょうか、伺います。

○委員長（川井健雄君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今、建設課長のほうからも、23年度に1回見直しをさせていただいたわけですが、工藤委員おっしゃるように、多額の金額になっていきます。ですから、私も、現在の公共下水道の加入率、この推移もちょっと見ていかなきゃならないなという思いはあります。そういう中で、余りにもやはり加入率が普及しない中で次の大々的な工事に入っていくというのもやはり、これは委員ご指摘のとおり課題になるなと思っております。ですから、今、23年度に見直したばかりでございますけれども、また、整備計画委員会も設置していただきましたので、今後、やはり合併浄化槽で対応するという部分も私もこれは頭に入れておかなければならないなという思いはございます。そういう中で、加入率をとにかく上げることに努めながら、並行して、合併浄化槽での対応という部分も今後の検討課題としていきたいと思っております。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 公共下水道ですけども、たくさんお金がかかるというお話の次に言うのも何かと思うんですけども、今、大通りのあたりの埋設工事、管渠が設置されたわけですけども、大変便利でいい工事だなと思って感動しているわけですが、ただ、工事が終わった後の県道等々の終了した路上の埋設跡の工事の粗末といいますか、道路面の表面がお粗末なことで

ちょっと首をひねっている場面がありますので、その辺も頭に置いて最終年度にそれを完結するというお気持ちなのか、それとももうそのまま終了ということなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（川井健雄君） 建設課長。

○建設課長（工藤 満君） 委員の言われます粗雑というか、今の舗装のことを言っているのでしょうか。あの舗装は仮舗装で、一応幾らか車を通しまして自然に転圧させる目的で、後で全く新しくかえますので、よろしくをお願いします。（「安心しました。ありがとうございます」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 3番、中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 今、問題になるのは、こういう事業を推進するには恐らく、事業をやろうということであれば、対象となる地域に事前に説明をして、その事業を受ける体制が整って、それから工事発注ということで進んでいけるだろうと私は思っていました。ただ、その中で、一番問題になるのは、経験からいくと、本工事、本管の敷設、取り付け管、それから公共ますまでが恐らく公共工事として発注するわけですよ。公共ますを自分でつけますと言った方は、将来つなぐという意識があるはずなんですよね。公共ますも要らないと、私は変える気持ちがないという。そういう対象になった工区で、どの程度把握した上で本当に工事に取りかかっているか。例えば、沿線に公共ますを設置しないというのが、発注したにしても、そういう人がいなければ取り消しということも考えていかなきゃいけないんですよ。実際にですね、こういう下水をやるときは。入る人がないのに本管だけ金かけて、維持管理を町でやると大変なものですから、少なくとも公共ますまでは、自分の宅地にますをつけるところまでは同意してもらっているはずですよ。町でやっている農業集落であれ、公共下水であれ。そこまで意思を確認した上で、この地域に100軒あれば、そのうちの90軒まで同意があるとか、あと10軒ぐらいは後でと、若い者と相談しなければ私は結論出ませんという年寄りもいます。実際に私はそういう経験していますからね。もう何年も生きないからいいという人もいますよ。そこに下水道管が来るといっても。入らないという人もいますよね。ただ、そういう調査をどこまでやった上でこの工事の発注をしているのか、ということがまず第1点ですね。

ですから、後で加入率も詳しく農業集落のほうを聞こうと思うんですけども、今、公共下水道でもこういう農業集落でも、恐らく下水道はさっき言ったように公共ますまでは本工事で恐らくやっていると。あと、つなぐのは個人負担で、補助出すのは別にして、工事負担が、台所はつなぐというような格好でやるんですが。そういう作業を実際に。落札して工事とした業者が、恐らく公共ますの同意書をもらうために歩いているんだろうと思います。ただ、八戸は発注者がそこまで責任持つということで、切りかえていますよね、今。工事とした業者が一々個人個人の家に夜行って、判こもらって歩くのはだめだと。発注する側で責任を持ってそこまで同意した上で工事を発注する。そうでなきゃ無駄が出るということで、いろいろな問題を議論しながら、そういうふうに行っています。ですから、実際に本工事の中でそういう同意を取りつける率がどの程度までいっているのか。100%行っているのなら、恐らく工事が完成すればすぐに入ります、加入すると同意すると思うんですけども、その辺のところ、どういう形で進めているのか。

それから、公共下水のほうだけに限りますと、使用料、去年と同じ予算ですね。そうすれば、去年1年間やって、本工事完成した分の加入の手続までいかないくらいの完成になっているということですか。実際にですね、1年間、本工事をやりました。ただ、加入者はふえていないということは、実際にそれに対する加入者がいないということですよ。1年間、工事したけれども。実際に使える状態になって、まだ途中半端なのかもしれませんけれども、そういうふうな流れとこのほどここまで把握しながら進めているのか、まず先にそれを聞きます。

○委員長（川井健雄君） 建設課長。

○建設課長（工藤満君） 最初に、工事は管渠から公共ますまで、町のほうで行います。あとは、排水工事は個人のほうで。公共ますの件ですけども、公共ますにつきましては、測量ですね、設計するとき、各業者から、設計の業者ですね、各家庭の。設置するとき聞いて、位置とかを確かめております。あと、集落につきましては、以前は工事業者が行ってどこにつけるかという確認をとっておったんですが、公共下水道に関しては設計の段階で一応確かめております。その対象になるものは、地区の中の地域、住宅、宅地、なっていますね。それらについて1軒1軒把握しまして、それらに同意書をもらってやっております。公共ますは、全部つけることにしております。

あと、使用料ですけども、去年、多く使用料を新加入者があるということでちょっと見積もりを多くとったような感じがしております。

以上です。

○委員長（川井健雄君） 3番、中館文雄君。

○3番（中館文雄君） そうすれば、今やっている公共下水道については、完成すればほとんどの方が加入と、加入率が低下することはないというふうに考えているわけですね。大体、今やっている工事の中ではですね。というのは、後で農業集落のときに、相当、加入者数が少ないというのが問題ですからあれですけども、今、課長が言われるように、本工事のときに公共ますまでは全部同意した上でやってるということであれば、完成すれば自動的にその方々は加入して使用料は予定どおり、予算どおり入ってくるというような考え方でいいんですか。それを質問します。

○委員長（川井健雄君） 建設課長。

○建設課長（工藤満君） 公共下水道につきましては、受益者が、その地域が、区域が決まりましたら、その方々は何年以内に下水道に接続しなさいという法律からありまして、それで進めております。

○委員長（川井健雄君） 3番、中館文雄君。

○3番（中館文雄君） そうすれば、それは解決するだろうと期待しておきます。ただ、農業集落のほうですね、さっき町長の話がありましたように、加入率といいますか、その辺の現実性がなければというような話がありましたけれども、その辺が、農業集落については、計画ではまだこれからさらに事業を進めるという予定があるということですから、完成、私はある程度、第1次なのか第2次なのか、計画した分は終了したものだとは解釈していたものですから。その地域についてはね。そこで、実際に加入率、対象、本管を埋設して公共ますまでセットした、そこまでの区域での加入率は何%ですか。

○委員長（川井健雄君） 建設課長。

○建設課長（工藤満君） 農集についてです。下名久井、加入率ですけれども、平成24年3月31日現在で63.5、苫米地80.4、片岸71.4、上名久井43.5、福田31.0で、5処理区の全体では52.7となって、先ほど工藤委員に言ったのは、普及率です。南部町全体の、処理できる人口のやつで出しております。今の場合は、処理区の接続した方、加入した方の率です。よろしくお願いします。

○委員長（川井健雄君） 3番、中館文雄君。

○3番（中館文雄君） そうなってくると、ですから私が言ったように、公共ますをセットするときに、事前に業者が頼んでやっていたということですね、今までは。落札した業者が行って1軒1軒回って、あんた方入りますかと。入りますかと聞くのか、入ってくださいと頼んでいるのかそれはわかりません。ただ、私がたまたま担当したときは、私は、入ってくださいと言ったんですよ。便利になりますから、息子の代までもと、いろいろ説明しながらですね。入らせることを私は目的に動いた経緯があるものですから、こういうことを言います。ですから、ここまで50何%、これだけ投資をしてこれからずっと管理費に一般財源から投入していかなければいけないような事業を、50何%ということになれば、果たしてこれがみんなに理解されるかというような問題が出てくるんですよね。低いところはどういう理由か私、わかりません。だから、公共ますをつけるときは、反対していたのかもしれない。初めから要りませんと断ったのを勧めたからこうなっているのかそれはわかりません。だから、その事情はわかりますか。実際に。公共ます、判こつかなければそこにますをつけないことになっていますよね。本管がそこに100メートルあったら、そのうちの5軒か6軒しか判こつかなければ、そこにしか行かないわけだ、実際に。使えるような状態にならないでしょう、この下水道というのは。ですから、初めからもうこういう状態で進めた事業ですか。ちょっともう一回確認します。

○委員長（川井健雄君） 建設課長。

○建設課長（工藤満君） 農集配は、集落の地域から同意書をもって事業を進めていきます。最初はですね。その中で、加入してもらえるものだと考えて進めてきました。実際、工事にかかりますといろいろ事情があると思いますけれども、加入の説明会においてでも、集落をとんとんと分けて、地区を分けていくんですけれども、やっぱり人が集まらない地区もあります。関心がないとか、それはわかりませんけれども。一応説明会は1カ所、2カ所と地区を分けて、福田、

小泉とかというように分けて説明会を開いております。

○委員長（川井健雄君） 3番、中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 地域を見ていけば、さっき同僚委員も言っていましたが、浄化槽がまず普及して、浄化槽にも補助金出して、私もその恩恵を今受けるところで、手続をしてあす、あさって検査を受けるところなんですけれども。浄化槽が普及しても、浄化槽をつけても、それから毎年、入った方は負担金が出ていますよね。浄化槽、補助金を受けて工事やったにしても。保守点検ということで毎年、2万から3万ぐらいかな、一般家庭であれば。負担しながらずっと、末代までそれをやっていくと。公共下水道ですと、使用料を払わなければ使えないから受益者にならないと思いますけれども、工事も公金でやる、いろんな維持管理も公金だと。そうすれば、自分が入るのは勝手だと言えればあれでしょうけれども。その辺の事情が、何が原因だと思いますか。例えば我々の、地名で低いところを言えば福田地区となっていますけれども、浄化槽が普及して、それとも当初の計画の段階から同意が、もう入らないという人が多かったのを進めていったのか、それとも、途中でいろいろな事情が変わってこういう加入率になったのか。それから、こういう低いところには、実際に工事が完了してから入ってくださいという運動をどの程度、どういう形で進めていってもこうなっているのか、ちょっと質問します。お答えください。

○委員長（川井健雄君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 集排については間違いなく、完成した年数の早いところは80%になっていますし、その後に建設した下名久井60何%、福田、上名久井は年数がまだたっていないものですから、その年数でもって加入率の差が出ているわけです。ですから、当然、トイレ等を直す、そういう資金等も、接続資金がかかるわけございまして、ある程度の年数になってくると加入率もふえてくるわけですが、現在の率のあれは、早い順番に、完成したところから率が高くなっているという状況です。

○委員長（川井健雄君） 3番、中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） しつこいようなんですけれども、そうすれば、ここの地区も公共ますまでは

設置している地域ですか。公共ますの普及はどの程度になっていますか、特に低いところは。公共ますについては、どの程度まで、率としてなっていますか。

○委員長（川井健雄君） 建設課長。

○建設課長（工藤満君） 農集につきましては、宅地については全部ついております。

○委員長（川井健雄君） 3番、中館文雄君。

○3番（中館文雄君） そうすれば、建てかえとか将来の予定があるために入っていないという解釈。将来はほとんどこの方々も入ってもらえるという、今のところはそういう想定で動いているわけですね。

○委員長（川井健雄君） 建設課長。

○建設課長（工藤満君） 一応、加入する方々に、個別訪問する地域がありまして、いろいろ解読いたしましたけれども、お年寄りが多くなっています。浄化槽をつけたよと、わもう、浄化槽でよろしいとか、そういう感じがあります。あと、息子さんが来ないから私だけでよろしいとか、そういうひとり独居とかの老人とかあります。そういうのもかなり影響しております。

○委員長（川井健雄君） 3番、中館文雄君。

○3番（中館文雄君） もう一度確認します。そういう方も公共ますまでは同意してつけているということですか、宅地に。公共工事でやったときの、その金までかかった工事として進めたかどうかということですか。

○委員長（川井健雄君） 建設課長。

○建設課長（工藤満君） 同意を得て、つけております。

○委員長（川井健雄君） 3番、中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） その後、家庭の状況が変わったから入らないという方も相当いるということですか。そうなれば、これから、ただ、維持管理が、例えば、そっちの処理場は、恐らく全部が完成した状態も賄えるぐらいの処理場にしているんだと思うんですよ。実際、計画の中でもこれだけ戸数が加入すればこの処理場でなければならぬと設計するはずですから。そうすれば、その何割しか稼働率が上がっていないと、維持管理費は幾らでもふえていくということは、今後も、この下水道の事業に対する一般財源からの繰り出しというか、それがどんどん続いていくというふうに今のところは考えていますか、質問します。

○委員長（川井健雄君） 建設課長。

○建設課長（工藤満君） 加入率が上がらないということは、維持費を賄えない状況になりますので、何とか今、低い福田、上名久井、35、40ですけれども、これに集中して家庭訪問しながら加入率を上げたいと考えております。

○委員長（川井健雄君） 3番、中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） そうすれば、さっき工藤委員も言っていましたけれども、どんどんどんどん進めるというのも大事かもしれませんが、そうした問題を、過去の問題も解決する努力をしていかないと、先にどんどん金をつぎ込んでいくというのはなかなか難しいと思うんです。その辺のところは十分にひとつ検討する機会をつくっていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（川井健雄君） 議案第13号、平成25年度南部町営地方卸売市場特別会計予算を議題といたします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（工藤敏彦君） 議案第13号、平成25年度南部町営地方卸売市場特別会計予算についてご説明いたします。

1 ページをお願いします。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億8,842万6,000円と定めるものでございます。前年度の当初予算と比べ、5,794万7,000円の増額となっております。

6 ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。

歳入の事業勘定1款1項受託金ですが、前年度より5,000万円増の26億5,000万1,000円と見込んでおります。これまでの販売実績の過去5年間に於いても、27億円台の年が3年ほどあり、平均に於いても26億円ほどとなっております。業務勘定の1款1項使用料は仲卸売り場や資材倉庫、駐車場など使用料として利用者から納めていただくものでございますが、合計で976万9,000円を見込んでおります。

1款2項の手数料ですが、販売額の7%を委託手数料として出荷者の皆さんから納めていただいているもので、1億8,497万1,000円を見込んでございます。

2款2項の繰入金4,027万3,000円ですが、一般会計からの繰り入れにつきましては3,667万3,000円を見込んでございます。繰入金の算定でございますが、借入金償還金の元金の2分の1

と営業費用の15%相当を加算してございます。基金繰り入れにつきましては、繰り入れに備えまして財政調整基金については350万円、保証金管理基金については1件分10万円を計上してございます。

次の2款3項の繰越金71万3,000円ですが、平成24年度からの繰越見込み額でございます。

2款4項の諸収入でございますが、合計では265万8,000円、仲卸売り場電気料、ラベル代などが主なものでございます。

8ページをお願いします。歳出でございますが、事業勘定1款1項受託費は歳入の事業勘定と同額の26億5,000万円を見込んでございます。

業務勘定の1款1項市場管理費2目一般管理費でございますが、2億1,166万5,000円の計上となっております。

9ページをお願いします。13節委託料、15節工事請負費には施設改修工事として卸売り場の屋根、外壁改修、これは塗装でございます。その工事と仲卸売り場のトイレ増設工事の設計業務、工事費合わせまして3,607万円を計上してございます。18節備品購入費には競り場で使用する荷物運搬用台車10台など業務用備品購入費94万8,000円を見込んでいるほか、10ページでございますけれども、27節公課費には卸売業務に係る消費税納付額904万5,000円を計上してございます。

そのほか人件費及び精算事務コンピューター、それから、市場施設維持管理費用などが主なものでございまして、合計では前年度と比較し796万8,000円の増額となっております。

2款1項公債費であります。元金及び利子合計では2,506万5,000円の償還額となっております。平成27年度で完済するものでございます。

11ページでございます。3款1項予備費139万2,000円は、歳出科目に対する予備経費と合わせまして歳入歳出の調整を図ってございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（川井健雄君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。3番、中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 歳出の8ページです。歳出の中で7節の賃金、これは臨時職員賃金という形でうたっていますけれども、いつもの年より150万円ぐらい多く見込んでいます。何か理由があるんですか。

○委員長（川井健雄君） 市場長。

○市場長（工藤敏彦君） これは、従前からの人数はかわりがないんですけれども、24年度は緊急雇用対策ということで、特別会計からの予算ではなく、商工観光さんのほうの予算から1人分の賃金を払っているということで、その方を市場のほうで、放射能の測定ということで市場のほうで一緒に使っているということでございまして、たまたま予算上、一般会計からの支出ということになっておりますので、トータルでの人数はふえているわけではございません。

以上でございます。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（川井健雄君） 議案第14号、平成25年度南部町工業団地造成事業特別会計予算を議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（福田修君） それでは、議案第14号、平成25年度南部町工業団地造成事業特別会計予算についてご説明いたします。

第1条でございますけれども、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ72万8,000円と定めるものでございます。

6ページをお願いいたします。まず、歳入からご説明いたします。

1款1項1目不動産売払収入、ここについては例年、科目設定でございます。

1款2項1目土地貸付金では、本年度は52万円を計上しております。前年度と比較して48万円の増という形にしております。これは、メガソーラーのお話がございまして、まだ具体的に決まっておられませんけれども、一応1万2,000平米の貸し付けという形で、条例に基づきまして販売単価の平米当たりの単価の100分の4掛ける1万2,000平米という形で計上させてもらっております。

2款1項1目一般会計繰入金20万6,000円、前年度比6万9,000円の減額でございます。これは一般会計からの繰入金です。

3款1項1目繰越金、ここは科目設定となっております。

次の7ページ、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費72万8,000円の計上でございます。去年と比較して41万1,000円の増を見込んでおります。

9節の旅費、これは普通旅費として、誘致企業、それから企業情報等の確保のための旅費という形になります。11節需用費6万1,000円でございますけれども、食糧費として誘致企業懇談会等の4万円を計上しております。それから、光熱水費、これは工業団地内にあります街灯の電気料でございます。13節委託料49万9,000円、これはメガソーラーが決まりますと、用地測量いたしましてどの部分を貸すかという形で測量を行いますので、その部分で計上しております。28節繰出金は、一般会計へ繰り出すという形で科目設定としております。

以上で説明を終わります。

○委員長（川井健雄君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。16番、工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 今回のこの予算の計上というのは、この数字で収入を見込んでいるけれども、契約したわけじゃないから、これはどういう形で賃料を最終的に決める予定なのか。今のメ

ガソーラーの話もそうですけれども、あそこ、たしか、全部で6町歩ぐらい工業団地を造成した平坦な面積があったと思うんですよ。分譲したのが何ぼ、5反歩か6反歩ぐらい。違うかな。造成していない、山林を含めれば全部で10町歩あったはずですよ、私の記憶だとね。具体的にどこを貸す予定なのか。全部を測量するのか、その中の適地だけ測量するのか。その内容によっては、もうちょっと公募の仕方があるんじゃないかなと思います。公募したという話を俺は聞いてるんですけども、公募の仕方がまずかったんじゃないかなと俺は考えるんですよ。なぜかと言うと、私も八戸で今、メガソーラー事業というのを始めようとしている会社のオーナー、3人ぐらい友だちなんですけれども、彼らから聞いている試算と今聞いた賃料の数字というのが、彼らが私に教えているのは3分の1とか5分の1の数字になるなというような感じがするんです。そうすると、今の場合は、もうちょっと広くこういうのを貸しますよというちゃんとした公募をやれば、競争原理がもうちょっと働くんじゃないかなというのが1つと、借りる側からいけば、何ぼでも安く借りて、自分の企業ですから、自分の会社に金が残ることを考えようと思うんですけれども、そうじゃなくて、貸す側の論理からいけば、特に町の場合は、事業の本拠地をここにつくってくださいと、そこで収益が上がった分は法人税として払ってくださいと、そういう前提で貸す場合と、ただ土地さえ高く貸せばいいやというやり方あると思うんですけれども、その辺をもうちょっと、現時点でどういう話で進めてどこらまでいっているのか、詳しく説明してください。

○委員長（川井健雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田修君） 公募につきましては、町のほうで大体、単価の件ですけれども、町の条例で定めております、台帳価格の1平米当たりの単価掛ける100分の4以上の金額で貸してくださいよという形で、条例で定めてありますので、その単価につきましては、実際、売買された価格がございまして、百目木工業さんに1平米1,000円で売買されております。百目木工業さんには、1つの区画、1.9ヘクタール1万9,000平方メートルをまず売買しておりますので、その価格をもとに、森林組合さんのほうにも平米当たり40円という形で貸しておりますので、公募の場合は40円以上の土地使用料という形で公募をしております。それから、本社機能についてもできるだけ町内に本社機能を設置してもらおうようにと。それから、三八管内で事業を予定している人というような形で公募をいたしました。これは、町のホームページに載せて公募をいたしまして、実際、登録した会社が3企業ほどございました。そのうち、提案書を出したのが2社で、1社が辞退しております。それは、資金借り入れの関係で若干予定どおりいかないという形で辞退

されたものでございます。

それから、今、予算計上している部分でございますけれども、とりあえず1万2,000平米、メガソーラーで1万2,000平米ぐらいで何とかなるんじゃないかという形で予算計上はしておりますけれども、具体的に今現在、東北電力とその設置を予定している会社のほうで接続協議を進めております。これが3月中には一応協議が終わって、接続できるメガソーラーになるか、それとも接続できないという形になるか。接続できないということになると、測量も必要なくなりますし、歳入についても貸付金が入ってこないという形にもなります。ただ、場所的なもの、どこをどういう形になるかというのは、ある程度、日当たりの関係もございまして、事業を予定している方々と具体的に接続協議がなされてオーケーが出た時点で、現地でここからこの辺までという形になってこようかと思えます。

それで、今残っている面積は1.9ヘクタールの区画が2つ、真ん中と南側、山側のほうですけども、そちらと2カ所になりますけれども、どうしても1日中日が当たらない部分がございますので、その部分についてはメガソーラーを設置しても発電できないという形で、その部分は残ってくるものと思えます。それから、今現在、真ん中の部分、1,000平方メートルを八戸市森林組合さんのほうに貸しておりますけれども、そこもある程度、日当たりがいい場所になるのかなと、そういうふうに思っておりますので、逆に、メガソーラーさんのほうでそこを使いたいとなれば、日が当たらないほうに森林組合のほうで移転してもらおうとか、そういう形にはなるかと思えます。ただ、その移転等につきましても、あくまでもメガソーラーを予定している業者のほうで森林組合さんと話しして、場所を特定してもらい、移動してもらおうというふうな形になるかと思えます。

とりあえず、今のところ、メガソーラーについては、接続協議が進んではおりますけれども、具体的に決まっていないという状況ですが、決まったら町内に別会社として設置してもらって、本社機能が南部町内になる予定で今、お話は進んでいるところです。今のところはそういう形です。以上です。

○委員長（川井健雄君） 16番、工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 私が旧福地の議員のときに工業団地というのを造成した経緯があって、あそこは坪当たり2万二、三千円ついているんですよ。約6町歩の土地が。そこを1,000円で売れなかったから、本当は平米6,000円で売べきところを1,000円に売った、6分の1に売った。

その100分の4の根拠だという考えがまず1つ俺は解せないのと、コスト意識といいますか、今、聞いているのは、造成したのが約6町歩あるんです。造成していないのは、したがって、のり分だとか傾斜地がある部分が、3町歩か何ぼあるんです。そういう場所も適地になるのかならないのかとか、そういう調査をさせたのかさせないのかと、前に議会のときに私が言ったのは、森林組合というのは半分この地域の公共的な立場の仕事であるから、移転してけろとか出はっていってくれといったときに、中途半端な賃料をもらうぐらいだったらただで貸したらいいかと思うんです。と言ったことがあるんですけども。今、話を聞いてみれば、平米1,000円に見合った賃料で100分の4もらっているということだから、平米40円もらっていたというのは、実は今、知ったわけですけども。

その辺の、役場の商工観光課長という立場からいくと、私はちょっと残念に聞こえたのは、ソーラーというのはどういう理屈でやるか、何が邪魔になるかというのは、常識でもある程度見当ついて、日当たりが悪いところはだめだろうというのはわかると思うんですけども、じゃあ、日当たりをよくするために何が必要かというのも調べて、どうせ貸すのであれば、20年間これこれで貸せるのであれば、何ぼでも日当たりのいいところに変更するために、コストがどれぐらいかかってそこまでやるかとかやらないとか。要するに、賃料として町に金が入るといふ部分と、償却資産の税金として何ぼ入るかということと、法人税として、法人が根拠地をここに置けば何ぼ入るかというのをトータルで考えた視点で、どの辺、その辺を考えて進めているのか。例えば、ホームページに掲載したからいいんだという発想が正しいかということ、私はもうちょっと、実際、さっき言ったように、三八に本拠地があるところと言ったけれども、三八で、現在企画している事業を考えている、あるいは、三沢とか上十三まで含めてそういう事業を考えている人に全部営業したかというとしていないようですから、そこはもう少しやり方があったんじゃないかなと考えるんですね。だから、今後、貸すときはその辺を踏まえて、東北電力がどういう答えを3月末までに出すのかわからないんですけども、私考えるには、一般的には、東北電力がオーケーを出した場合はこういう契約をしましょうという仮契約を、普通は常識だと結んでいると思うんですよ。それを結んでいるか、結んでいないか。結んでいなかったとすれば、じゃあ、東北電力がオーケーしたのであれば、もっと町は強く出ても相手は折れるじゃないかとかという考えはないんですか。

○委員長（川井健雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田修君） 今のところ、仮契約については、しておりません。

それから、適地の件になりますけれども、残地として3ヘクタールぐらいあるというお話ですけれども、まず、一番日陰になっている部分というのが、隣接の西側には民有林がございます。個人の木でございますし、南側にも一部、民有林がありますし、のり面がかなり大きいのり面で、15メートルぐらいののり面がついているはずで、3段ありますので。それを日当たりをよくすると、その木を切った以外にちょっと土を動かさないと、ある程度の日当りは、残り3.8ありますけれども、その部分について全面的に日が当たるような場所に変えられるというのはちょっと厳しいところがございます。

そのほかに、あとは、同じ南側なんですけれども、町の土地で今現在、アカマツが繁っている部分がございます。その部分については、ある程度伐採できれば日が当たる、全部とはいきませんけれども、日が当たるようになるのかなというお話は業者のほうからいただいております。まだ具体的に、それを切るとか切らないとかという話はしておりません。

それから、工藤委員おっしゃるその3ヘクタールの中には、調整池といまして、工業団地から下の部分のほうにある程度大きな水をためる池等も、旧福地村のほうで土地を買って設置してありますので、その部分についても残っている3ヘクタールの中に含まれている部分がございますし、あと、東側のほうにも結構なのり面が緑地として残っております。そこも一応、開発した面積の中ですので、開発の段階で何割かは緑地として残すというような条件もございますので、そののり面等が残っている部分がございます。西側を向いてはおりますので、その辺も適地になる部分ではあるかと思っておりますけれども、ただ、一応、提案を受けている事業主からの計画書によりますと、パネルの傾斜角を10度ぐらいでしたか、そういう形で設置を予定しているみたいなので、45度ののり面に対しての設置となるとかなり設備が必要になって工事費が発生してくるものと思っておりますし、それに見合った発電ができるかとなると、やっぱり平らな部分もある程度必要として提案されているものと、そういうふうに理解しております。

ただ単純にホームページに募集しただけでいいのかというお話でしたけれども、まず、町としては、とりあえずあそこは企業を誘致するための団地ということで、メガソーラーはほとんど考えておりませんでした、実は。ただ、今、42円の固定買い取り制度が始まりまして、結構、事業主の方々も適地になる場所を見つけてあるいて、実は公募する前に都内の業者のほうから、できたら貸してもらえないかというお話も最初にありました。ただ、いい悪いというのはある程度公募をかけて、応募した人の事業内容を聞いて決めていくという形にしておりましたので、一応、その方にも声はかけましたけれども、もうその時点では、11月の時点では、採算が取れないとい

うようなお話で提案書は来ませんでしたけれども、そういう形で、町としてはできるだけ工業団地として売りたいんですけれども、今のところ、企業誘致がなかなかうまく進まない。ですから、ただあけておくよりはある程度、20年という形で固定化はされますけれども、ある程度の賃料、それから固定資産税、法人税等もある程度見込めるというのであれば、ただ置くよりはいいのかなという形で公募をさせてもらった経緯がございます。

一応、工藤議員の一般質問の中にも、1メガソーラー当たりの関係で固定資産税、それから法人税等についてお答えをしておりますけれども、大体あの程度、20年間で法人税、償却資産の絡みですけれども、2,000万円程度は予定できるのかなと。それから、法人税に関しても1,000万円程度は何とか予定できるのかなというような形で考えております。

以上です。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。15番、川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 同じ質問です。今、設置しようとしているソーラーパネル、発電効率はどれぐらいですか。それから、ソーラーパネルを設置する場所ですとか、ほかの工場の建物とか、また、空き地になるところとか、そういったレイアウトは私はわからないんですけれども、例えば、新たにソーラーパネルを設置した隣あたりにでもどこぞの会社が誘致企業としていらしていただいて、建物を建てました。日陰になりましたと。そういった場合というのはどうなんでしょう。そういうことを考えると、単に1万2,000平米のところを設置したというだけにはとどまらないと思うんですよね。どういうことかと言うと、ソーラーパネルを設置したことによって、周辺の土地がある意味で死に地になってしまうんじゃないのかと、そういったことも考えるんですよ。

そういうことを考えると、単に1万2,000平米46万円という価格を、賃貸料を設定してそれでいいのかと。それから、発電効率を伺ったのは、私がちょっと頭突っ込んだときの発電効率というのは、たしか17%とか19%とか、夏はやっぱり発熱によって発電効率が落ちる云々というので、何かそのぐらいの間の発電効率だったと思うんですけれども、そういう発電効率でもって施設を設置すると、採算ラインが大体3町歩ぐらいですよということだったんです。ということは、やっぱり3メガぐらいやらないと採算生産に乗らないということでした。大体3分の1ぐらいですよ。ということは、発電効率が60%とかそのぐらい、いつているのかなと。ただ、国の目標は、20年先ぐらいには発電効率を40何%ぐらいまで高めてそういう研究をしましょうみたいな、

そういう目標があるんです。ということは、そういう発電効率をクリアしているとはちょっと思えないんですね。今の段階で。そういったことで伺います。

それともう一つ、新会社を設立して南部町内に登記していただいと。それはいいんですけども、しからば、20年後までに、20年後、責任を持って事業が終わったら、ソーラーパネルを撤去してくれるという担保をどうやってとるのかと。私、それだけだと思うんですよ。どういう発電効率でどういう分析でやるというのは事業者のあれなんでしょうけれども。ただですね、ある時点で、対象者が死にました、あれしました、いなくなりました。そうしますと、実に大量の産業廃棄物が最後に残るわけですよ。誰が撤去するんだといったら、町ということになりますよ。そういったリスクをどういうふうに担保しているのか。ちょっと説明いただきたい。

○委員長（川井健雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田修君） まず、ソーラーパネルの発電効率になりますけれども、今、提案されておりますパネルは14%。多結晶シリコンという形で、従来のやつとは若干違う形のもので、一番発電効率がよい14%の予定をして提案してきております。

それから、要は途中で事業主が亡くなったり、途中で撤退した場合の担保になりますけれども、今、いろいろうちのほうでも課の中で調査、検討しているところです。要は、契約保証金という形で、撤去費用分に当たる分を保証金として預けてもらう形にできれば一番いいんですけども、そういう形とか、あと、それに伴う、工事なんかですと保険会社がございまして、契約代金に対しての保険等を掛けてもらっていますけれども、その辺につきまして保険等があるものかどうか、その辺も私たちも勉強していかなきゃならない部分がございますし、今、とりあえずいろいろ調査して、とにかく万が一、途中で頓挫した場合の撤去費用もさることながら、何かの形でその辺は担保をとる形をしていかないとならないというふうに考えて今、勉強中です。ということです。（「死に地になるという部分についてはどうですか」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田修君） 済みませんでした。ソーラーパネルを設置したとき以外は死に地になるというお話がございましたけれども、まず、今、どういう形でどこにパネルが設置されるか、ある程度の予想はつきますけれども、確たるものではございませんので、ある程度日が当た

る場所となります真ん中の区画については1.9ヘクタール、ほとんど日が当たると思いますし、あと、上の部分については逆にほとんど日が当たらない更地の部分が多いような気がします。今、提案を出されている会社のほうでは、とりあえず、南側の部分に関しましては、ある程度あける形になっております。あと、周りに道路をつける形で、その道路から南側、西側の部分については使える部分が出てきますので、その部分については死に地にはならないと、そういうふうに理解しております。それでも、大きな建物が建つとかそういうふうなことになると思いますと、逆にまた日が当たる部分が少なくなってくると思いますけれども、その辺はある程度、設置する場所等を検討しながら、残った土地をいかに、別な会社が来たときに使えるような形で残すかということも、まず、現地で検討していくことになろうかと思います。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（川井健雄君） 議案第15号、平成25年度南部町介護老人保健施設特別会計予算を議題といたします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（麦沢正実君） それでは、議案第15号、平成25年度南部町介護老人保健施設特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億9,486万1,000円と定めるものでございます。前年度予算と比較いたしますと1,389万9,000円の増額で、3.6%の増となっております。

それでは、6ページをごらんいただきたいと思っております。歳入の主な項目をご説明いたします。

1款1項1目施設介護サービス費では2億5,536万円とし、前年度比較120万円の減額となり、2款1項1目負担金では6,180万1,000円とし、前年度比較148万8,000円の減額であります。この減額の要因は、平成24年4月からの介護報酬の改定による減額が影響したものでございます。

次に、7ページになりますが、4款1項1目一般会計繰入金6,594万8,000円とし、前年度比較1,786万9,000円の増額となりました。この増額の理由は、施設介護サービス費及び入所利用料等の減額によるものと、歳出で、後ほどご説明いたしますが、業務用備品の特浴槽の購入と給水ポンプユニット交換工事費が新規に予算計上されているため、増額となったものでございます。

次に、5款1項1目の繰越金10万円は、前年度比較170万円の減額となりました。これは介護報酬の減額により、24年度決算見込みでは前年並みに繰り越しが見込めなかったためでございます。

では、次に、歳出の主な項目をご説明いたします。8ページをごらんいただきたいと思っております。

1款1項1目一般管理費2億8,848万5,000円とし、前年度比較1,407万1,000円の増額となりました。この増額といたしましては、7節臨時職員の賃金では前年度比較して218万円の増となっております。この増額の理由は、介護員の勤務日数と夜間介護及び准夜間介護の勤務回数の増によるものでございます。

次に、9ページになりますが、15節工事請負費では、先ほどもお話しいたしました給水ポンプユニット交換工事費で216万円、新規に計上しております。これは、給水タンクが2つございまして、そのタンクから交互に給水するポンプユニットの故障により交換工事をするものでございます。

また、18節の業務用備品購入費では、特浴槽の購入費931万円を計上しております。これは、現在使用している特浴槽は12年目になり、老朽化が進み、修繕回数が多くなっている状況です。そのため、新たに特浴槽を購入するものでございます。

次に、1款1項2目の療養費5,790万2,000円とし、前年度比較25万8,000円の増となっております。この主な増額は、13節委託料の理容業務15万4,000円増額であり、理容料は床屋代でござ

います。これが1,700円から2,200円に引き上げたための増額でございます。

次に、10ページですが、2款1項公債費の1目元金及び2目利子の合計は4,847万3,000円とし、前年度比較43万円の減額となっております。これは、利子償還金の減額であります。

以上で予算の説明を終わります。

それから、きょうお渡しいたしました財政健全化計画と執行状況報告書、なんぶ老健第133号という4枚つづりのものが入っております。これをご説明申し上げます。

平成22年度に、公的資金補償金免除繰り上げ償還に係る特例制度により、介護サービス事業債の借りかえを行いました。その際、5カ年の財政健全化計画を策定したものでございます。

まず、資料の2ページをごらんいただきたいと思います。資料の2番目の判定結果の表ですが、③改善額と④公営企業債現在高が該当しております。

まず、③の改善額の表の計画最終年度の欄で目標値153.0とありますが、この金額の単位は百万円となりますので、1億5,300万円となります。これは、実績見込み値の1億6,500万円と比較いたしますと、乖離値1,200万円となり、改善額の実績が目標値を上回っているため、表の右側の累計がAの判定となりました。

次に、④の公営企業債現在高の目標値2億7,100万円で、実績見込み値が2億7,000万円となり、乖離値の100万円が公営企業債の借入れが目標値より実績が低いので、累計がAの判定となりました。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。この表は、改善額の推移表であります。この表の平成23年度の欄をごらんください。

23年度の目標値は3,100万円で、実績値が4,200万円となり、乖離値が1,100万円で、実績が目標額を上回っているためA判定となりました。

次に、4ページをごらんいただきたいと思います。この表は、公営企業債現在高の推移表です。これも平成23年度の欄をごらんください。

23年度の目標値は4億600万円で実績値は4億500万円となり、乖離値が100万円で、実績が目標値より低いのでA判定となりました。

このように、累計がA判定ですから、健全化計画は計画どおり推移しており、今後も施設利用者には充実した介護サービスを提供できるよう対応してまいります。また、健全化計画の目標額をクリアできるよう努力していきたいと思っております。

以上で健全化計画と執行状況報告書の説明を終わります。

○委員長（川井健雄君） 説明が終わりました。

質疑を許します。16番、工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 私、さっきバーデハウスの件とチェリウスの件でいろいろ聞きにくい話をしたんですけども、旧南部のことも1つぐらいしゃべらないとバランスが悪いなと思って。

この財政健全化計画でAを2つもらっていたところを言いにくい話をすれば、8ページの歳出、一般管理費でいくと、給料、職員手当、共済費、これ合計して23名ですか、頭数で割れば1人当たり750万円と、給料と手当で1人当たり620万円という数字になるんです。仮に一般の私立というか、老健施設だったら、大体毎年5,000万円前後、役場の金が入ってくる。この5,000万円がなかったら成り立たないのかというと、一般的な民間の施設で働いている給料条件というのは、ちょうど役場で繰入金を出している5,000万円ぐらい差っ引いたので間に合っているのではないのかなと。一般論で言いますと私は思うわけです。だとすれば、これもやっぱりずっと引きずれば引きずるほど、荷物になるんじゃないかと。したがって、働いている人には悪いんですけども、なるべく早く指定管理者制度なりなんなり設けて、民営化をすべきだろうと。そういう民営化に対して何が問題かということ、今、働いている人の条件が厳しくなれば、働いている人が嫌だから当然反対となると思うんですけども、たしか私の記憶だと、平成14年度ぐらいに、公務員に関するいろんな待遇というか、採用の条件が変わって、公務員の定数条例を改めることによって分限免職ができるようになったと思うんですね。そうすれば、3年後なり5年後をめどにこれは指定管理者制度で民間が運営すると。とすれば、年間5,000万円の持ち出しをしなくてもいいと単純に私は考えるんですけども。それは、そういう私が今言ったような話というのは、一般町民からいけばごくごく当たり前の発想。働いている立場の人から見ればとんでもないということになると思うんですけども、いつかは決断しなきゃならない話じゃないかなと。例えば、南部町内にも民間のいろんな介護施設とか特別養護老人ホーム、グループホームあるわけですけども、多分、そういう事業者というのは、一般管理費にうたっている平均の給料とか手当から見ると、3分の2か半分、までいかなくても3分の2ぐらいで働いているんじゃないかなと思うんですけども、まずその辺についての見解を伺います。

○委員長（川井健雄君） 老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（麦沢正実君） お答えいたします。

まず、給料関係ですが、平均で、給料、手当、共済の中には、高く感じますが、これは医師の給料等も入っております。ですから、平均で先ほどで700万幾らと言ったんですけれども、各職員の給与をとっていけば700万円まではいかないのが現実です。まず、介護員とか事務職合わせて、今現在は先生を入れて、施設長を入れて25名です。その中で、先生の金額、ちょっと高くなっておりますけれども、その他の職員は、確かに看護師は国の医療職の給料表3の給料表を使っております。あと、介護員のほうは、技能職ですから、行政職（2）の給料表を使っているという形ですから、確かに全体的には正職員につきましては一般の施設から見ますと3分の2ぐらいだという話ですが、ちょっと私、ほかの施設、町内にある同じ老健ですと孔明荘さんとか、そちらのほうの給与体系というのは私資料を持ち合わせておりませんので、ちょっとそれはわからないところです。

あと、指定管理者制度という形のほうがいいような形で確かにお話しされましたけれども、今のところ、指定管理者制度につきましてはまだやるという検討はしていません。

○委員長（川井健雄君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 補足説明させていただきますが、今回一般会計6,800万円ほどですか、このほとんどが10ページにあります元金、利息が大体5,000万円でございます、いつもより多いのが浴槽の今回備品、合わせて大体同額になるわけでございます。給料等々、また、民営化という部分は当然、将来的な部分で並行しながら考えていく部分はあると思っております。ただ、今、委員からご指摘があった繰出金の部分は元金の部分でございますので、今の段階で民営化になってもその分は町が持ちますと、返済が終わるまで持ちますよとならないと、多分、受けるところもないだろうなということをちょっとつけ加えさせていただきます。

○委員長（川井健雄君） 16番、工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 私は同じような施設を運営している理事長からこの支出を見てもらって、うん、大体3分の2ぐらいで間に合わせているごったいと。民間にやれば四、五千万円違うごったいと言われたから、おお、んだばそれを早くやったほうがいかべなと単純にそう思ったんですね。ですから、これはいろいろ、今までのできたときからのいきさつもわかるし。でも、何ぼでも一般町民の目から見れば、こういう運営方法に変えることによって、この分、少ない経費で運

用できて、サービスが低下すればだめでしょうけれども、そういうことを常に考えていかなきゃならないと、そういう視点で質問したわけですけども。多分、一般的な町内のグループホームでも特別養護老人ホームでも、平均したら3分の2ぐらいでおさまるんじゃないのかいと。そういう意見を伺ったものですから。一回、長期的な目でそういう方法、あるいは民間にそのまま移譲するとか、そういう方法を試算してみるのも必要だろうという視点で聞いたわけです。なるべく少ない費用で最大の効果が上がるように努めるというのが行政の目標だと思いますので、検討だけはしていただきたいなというのを要望して終わります。

○委員長（川井健雄君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

.....
◎議案第16号から議案第20号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（川井健雄君） お諮りいたします。

この際、議案第16号から議案第20号までの平成25年度南部町各財産区特別会計予算を一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号から議案第20号までの議案5件を一括議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） それでは、議案第16号から議案第20号までの5件の各財産区特別会計予算についての5件について一括でご説明申し上げます。

最初に、議案第16号、平成25年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,250万4,000円と定めるものでございます。

歳入について主な内容をご説明申し上げます。6ページをお開きください。

2款財産収入1項財産運用収入ですが、チェリリン村及び電気通信事業設備用地の土地貸付収入で250万1,000円を計上しております。

次に、3款繰越金ですが、前年度繰越金として前年度と同額の3,000万円を計上しております。

次のページをお開きください。歳出について主な内容をご説明申し上げます。

第1款総務費1項総務管理費ですが、財産区管理員報酬、旅費、町内の各団体への助成金、森林火災保険料が主なものでありまして、292万2,000円の計上でございます。隔年で実施しております委員の研修費32万円、消防団への助成金80万円などが増額となっております。

次に、2款財産費1項基本財産造成費ですが、除間伐などの林業事業の経費で、前年と同額の132万円を計上しております。

最後に、3款の予備費であります。前年度より92万円減額し、2,826万2,000円の計上となっております。

続いて、議案第17号、平成25年度南部町大字平財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ201万円と定めるものでございます。6ページでございます。

歳入でございます。歳入について主なものは、3款繰越金第1項繰越金です。前年度繰越金として前年度より100万円減額の200万円を計上しております。

次のページをお開きください。歳出でございます。1款総務費1項総務管理費ですが、財産区管理員報酬、交際費、地域団体への助成金及び公民館の維持管理費、建物火災保険料が主なものでございまして、129万5,000円を計上しております。

最後に、2款予備費であります。前年度より102万4,000円減の71万5,000円の計上となっております。

ございます。以上でございます。

次に、議案第18号でございます。平成25年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ1,700万4,000円と定めるものでございます。

歳入について主な内容をご説明いたします。6ページをお開きください。

2款財産収入1項財産運用収入ですが、チェリリン村や農業用地などの用地として貸し付けている土地貸付収入ですが、前年度と同額の200万1,000円を計上しております。

3款繰越金1項繰越金ですが、前年度繰越金でありまして、前年度と同額の1,500万円を計上してございます。

次のページでございます。歳出についての主な内容でございますが、1款総務費1項総務管理費ですが、財産区管理員の報酬、旅費、団体への助成金、管理事務所の維持管理費のほか森林及び建物の保険料が主なものでございまして、前年度と同額の347万円を計上してございます。

2款財産費1項基本財産造成費ですが、除間伐などの造林事業の経費につきましても前年度と同額の151万円を計上しております。

3款の予備費につきましても、前年度と同額の1,202万4,000円の計上となっております。以上でございます。

次に、議案第19号でございます。平成25年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ3,485万4,000円と定めるものでございます。

6ページをお開きください。2款財産収入1項財産運用収入ですが、企業用地及び農業用地として貸し付けている土地貸付収入でございまして、前年度と同額の170万1,000円を計上してございます。

3款繰越金1項繰越金ですが、前年度繰越金でありまして、前年度と同額の3,300万円を計上してございます。

次のページでございます。歳出でございます。1款総務費1項総務管理費ですが、財産区管理員の報酬、旅費、公民館の維持管理費ほか森林火災保険料と機械借上料などの経費で、前年度より46万円増の541万円の計上としております。

次に、2款財産費1項基本財産造成費ですが、除間伐などの造林事業の経費として前年度と同額の128万円を計上してございます。

最後に、3款予備費であります。前年度より46万円減額し、2,816万4,000円の計上となっております。

おります。以上でございます。

最後に、議案第20号、平成25年度南部町大平財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ179万1,000円と定めるものでございます。

歳入について主な内容をご説明いたします。6ページでございます。

2款財産収入1項財産運用収入の土地貸し付け収入であります。前年度と同額の36万円を計上してございます。

次に、3款繰越金1項繰越金ですが、142万9,000円の計上でございます。

次に、歳出でございますが、次のページでございます。

1款管理会費1項管理会費ですが、財産区管理員の報酬、需用費が主な経費でありまして、前年度同額の9万6,000円を計上してございます。

次に、2款農林水産業費1項林業費ですが、除間伐などの造林事業の経費として前年度と同額の32万9,000円を計上してございます。

最後に、3款予備費であります。136万6,000円の計上となっております。

以上でございます。

○委員長（川井健雄君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川井健雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号から議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○委員長（川井健雄君） 以上で本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。
閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る3月6日に本委員会に付託されました20件の平成25年度南部町各会計予算につきまして、委員各位におかれましては終始熱心なご審査を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

また、町長初め理事者の皆様には、審査の円滑な運営にご協力をいただいたことに対し、ここに改めましてお礼を申し上げる次第でございます。

本日をもって本委員会の日程は全部終了したわけでございますが、その間、ふなれな私に対しましてお与えをいただきました温かいご指導、ご協力に対しまして感謝をいたしますとともに、ご迷惑をおかけいたしましたことにつきましては深くおわびを申し上げまして、まことに簡単でございますが、お礼のごあいさつにかえさせていただきます。

まことにありがとうございました。

これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後4時15分）

会議の経過を記載して、その相違のないことを証するためここに署名する。

予算特別委員会委員長 川 井 健 雄